

第4次志布志市 ひとがともに輝く まちづくりプラン

人がともに認め合い、いきいきと輝くまちをつくろう。



令和5年3月

鹿児島県志布志市

ごあいさつ

性別にかかわらず全ての人の平等な社会参画という視点は、全ての政策、施策の基礎となるものであり、それをもって行政サービスは提供されるものと考えます。

志布志市においては、男女共同参画社会の形成に向けた基本計画である「男女（ひと）がともに輝くまちづくりプラン」を平成20年3月に策定、その後5年ごとの見直しを実施しながら、男女共同参画社会の形成をまちづくりにおける最重要課題の一つとして掲げ、総合的かつ計画的に取り組んで参りました。

しかしながら、家庭や職場、様々な社会活動における固定的性別役割分担意識や無意識の思い込みは根強く存在しており、全ての人が個性や能力を十分に発揮できる社会の実現に大きい影響を及ぼしています。

今回策定しました「第4次ひとがともに輝くまちづくりプラン」は、「第3次DV対策基本プラン」と「第2次女性活躍推進計画」を一体的に推進していくこととし、本市の現状や国・県の動向、めまぐるしく変化する社会情勢を踏まえながら、本市が目指す「未来へ躍動する創造都市 志布志」の実現に取り組んでまいります。

また、本市が一体となり男女共同参画等を総合的かつ計画的に推進するため「志布志市ひとがともに輝くまちづくり条例」を制定し、令和5年4月から施行します。性別や性の在り方はもちろんですが、年齢、国籍、人種、価値観等の多様性の尊重は、これからの持続可能な活力あるまちづくりにとって、欠くことのできない前提です。本プランの推進はもちろん、市民一人ひとりがその個性と能力を発揮して活躍できるまちづくりには市民・事業者・関係機関の皆様との協力、連携が何よりも大切であり、必要だと考えますので、今後とも御理解と御協力をよろしくお願いいたします。

最後に、本プランの策定にあたり貴重な御意見や御提言をいただいた志布志市男女共同参画推進懇話会委員の皆様をはじめ、住民意識調査や女性活躍推進事業等に御参加いただきました市民の皆様、事業所、関係機関の皆様方に厚くお礼申し上げます。

令和5年3月

志布志市長

下平晴行



目次

第1章 計画の基本的な考え方

1 計画策定の趣旨	1
2 計画の性格	2
3 計画の基本理念	3
4 計画の基本目標	4
5 計画の期間	4

第2章 計画策定の背景

1 社会経済情勢の変化	5
(1)ダイバーシティ&インクルージョン(D&I)社会の実現に向けて	5
(2)人口の動向	6
(3)世帯の状況	8
(4)女性の就業の状況	9
(5)非正規雇用者の割合の推移(鹿児島県)	10
2 国内外の動き	10
(1)新型コロナウイルス感染症拡大の影響と「新たな日常」への対応	10
(2)国際的な動き	11
(3)国の主な動き	12
(4)鹿児島県の主な動き	12
(5)志布志市の主な動き	13

第3章 計画の内容

1 施策の体系	15
2 施策の内容	16
重点課題1 性別にかかわらず平等な社会参画の視点からの制度・慣行の見直し及び意識の改革・涵養	16
重点課題2 児童・生徒への性別にかかわらず平等な社会参画の意識の醸成を図る教育・学習の推進	20
重点課題3 社会生活における全ての人の均等な機会・待遇の確保と女性の参画促進(第2次志布志市女性活躍推進計画)	23
重点課題4 性別にかかわらず平等な社会参画に関する国際的な協調及び貢献(SDGsの推進等)	28
重点課題5 性別にかかわらず平等な社会参画の視点に立った地域コミュニティ形成と防災の推進	33
重点課題6 全ての人の人権を侵害するあらゆる暴力の根絶(第3次志布志市DV対策基本プラン)	36
重点課題7 生涯を通じた全ての人の健康の保持及び増進	42
重点課題8 生活上の困難や課題に直面する人々が安心して暮らせる環境の整備	45
3 計画の評価指標	50

第4章 計画の推進

1 進行管理及び点検	54
2 計画の推進体制	54
(1) 推進体制の充実	54

資料編

1 本計画策定に係る各会議委員名簿	56
(1) 志布志市男女共同参画推進懇話会	56
(2) 志布志市男女共同参画プラン策定検討会	57
2 男女共同参画に関する法律・条例	58
(1) 日本国憲法(抜粋)	58
(2) 男女共同参画社会基本法	59
(3) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律	63
(4) 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律	71
(5) 鹿児島県男女共同参画推進条例	78
(6) 志布志市ひとがともに輝くまちづくり条例	81
3 用語解説	85

第1章 計画の基本的な考え方

1 計画策定の趣旨

我が国においては、平成11年6月に、「男女共同参画社会基本法」が制定され、「少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題」であり、「男女共同参画社会の実現を二十一世紀の我が国の社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である」と明示されました。

一方で、高度経済成長期に社会通念として根付いた固定的な性別役割分担意識や性別による無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス¹）が、いまだに根強く残っていることや、政策及び方針決定過程における女性の参画が低調であること、配偶者や恋人からの暴力（ドメスティック・バイオレンス²：以下「DV」という）の問題が深刻化していることなど、男女共同参画社会の実現に向けた課題が多く残されています。働く場面においては、男性正社員を前提とした長時間労働、既婚女性の家計補助的な非正規雇用などを特徴とする働き方が依然として根付いており、女性が十分に活躍できない原因となっています。また、生活の場面においては、男性の家事、育児、介護への参画などが十分とはいえない状況で、特に男性の育児休業取得率は著しく低いものとなっています。

本市では、平成19年度に男女が社会の対等な構成員として参画できる社会の形成を目指し「志布志市^{ひと}男女がともに輝くまちづくりプラン」を策定し、その後2度の改訂を重ねながら、計画の基本的な考え方や方向性、男女共同参画社会の実現に向けた施策を進め、総合的、計画的に施策の展開を図ってきました。

令和4年度が第3次計画の最終年度にあたることから、これまでの計画の進捗状況を検証するとともに、男女共同参画をはじめ女性活躍に関する国内外の動向や社会情勢の変化等に対応するため計画内容の見直し等を行い、令和5年度から令和9年度までを計画期間とする「第4次志布志市ひとがともに輝くまちづくりプラン」を策定することとします。

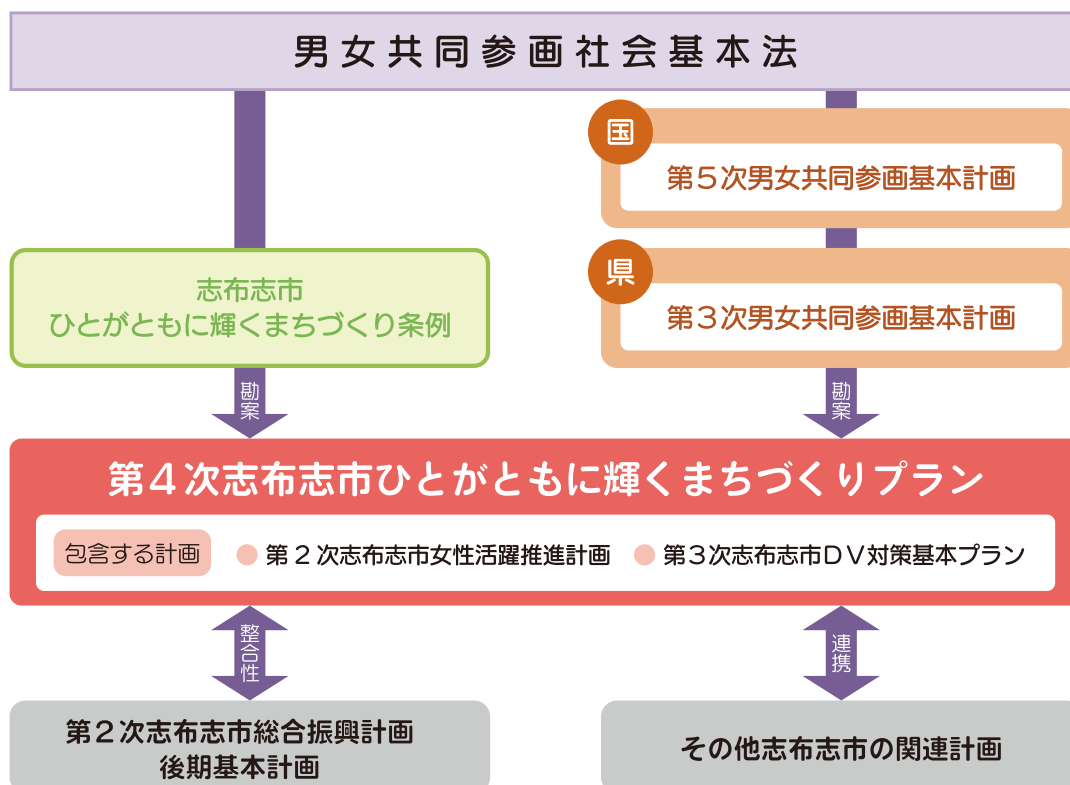
¹ 人が無意識に持っている、偏見や思い込み。経験則によって、気づかぬうちに身につけたもので、本人が意識しないところで、行動や意思決定に影響を与える。無意識の偏見。UCB (unconscious bias)。

² 家庭内における暴力行為。特に、配偶者や恋人など近い関係にある異性への暴力。身体的な暴力行為のほか、精神的・性的暴力も含む。ドメスティック・バイオレンス。配偶者間暴力。DV (domestic violence)。

2 計画の性格

- 本計画を「男女共同参画社会基本法（平成十一年六月二十三日法律第七十八号）」第14条第3項に規定される「市町村男女共同参画計画」とし、本市における男女共同参画社会の形成を推進するために実施する施策の基本的な方向性を示します。
- 本計画を「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成二十七年法律第六十四号）」第6条第2項に規定される「市町村推進計画」とし、本市における女性の職業生活における活躍を推進するために実施する施策の基本的な方向性を示します。
- 本計画を「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成十三年法律第三十一号）」第2条の3第3項に規定される「市町村基本計画」とし、被害者等の保護や自立にかかわる総合的な支援を推進するとともに、人権が尊重され、配偶者からの暴力を容認しない社会を目指すための方向性を示します。
- 国の「第5次男女共同参画基本計画」（令和2年12月閣議決定）、鹿児島県の「第3次鹿児島県男女共同参画基本計画」（平成30年3月策定）を勘案し、「志布志市総合振興計画」を上位計画として、関連する個別計画との整合性を図りながら今後の方向性を示します。

図表 1: 本計画の位置づけ



3 計画の基本理念

一人ひとりの人権が尊重され、それぞれの生き方を自由に選択し、性別にかかわらず、自分らしく、いきいきと暮らせるまちづくりに、「志布志市ひとがともに輝くまちづくり条例」の基本理念を踏まえて取り組みます。

基本理念 ひとがともに認め合い、 いきいきと輝くまちをつくらう。



● 全ての人の個人としての尊厳が重んぜられるとともに、人権が尊重されること。

● 全ての人が個人として能力を発揮する機会が確保され、自らの意思及び責任により多様な生き方を選択できること。

● 全ての人が性的指向、性自認及び性表現による差別的取扱いを受けないこと。

● 社会における制度又は慣行が、全ての人の社会活動の自由な選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されること。

● 全ての人が社会の対等な構成員として、社会のあらゆる分野で方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されること。

● 全ての人が、相互の協力及び社会の支援の下に、家庭生活、職場及び地域の一員としての役割を円滑に果たし、調和の取れた生活を営むことができること。

● ひとがともに輝く社会を実現するための取組は、国際的協調の下に行われること。

4 計画の基本目標

本計画では、男女共同参画社会を実現する上で、その根底をなす基本理念「男女の人権の尊重」が、市民一人ひとりの意識に深く浸透し、家庭、地域、職場、学校、その他の社会のあらゆる分野における活動に結びつくことによって、性別にかかわらず、誰もが多様な生き方を自らの意思で選択し、個性や能力を発揮することができ、かつ、誰もが安全・安心に豊かに暮らすことができる社会を実現するため、次の3つの基本目標を定めます。

図表 2: 計画の基本目標

- ① 全ての人が多様性を認め合い、性別にかかわらず
平等な社会参画の意識が浸透した社会づくり
- ② 全ての人個性と能力を発揮し、様々な場面で活躍
できる社会づくり
- ③ 全ての人安全に、安心して暮らすことができる
社会づくり

5 計画の期間

本計画の期間は、令和5年度を初年度とする令和9年度までの5年間とします。

また、計画期間の途中においても、国内外情勢の動向や社会・経済環境の変化に対応し、必要に応じて見直しを行います。

図表 3: 計画の期間

令和 4年度 (2022)	令和 5年度 (2023)	令和 6年度 (2024)	令和 7年度 (2025)	令和 8年度 (2026)	令和 9年度 (2027)	令和 10年度 (2028)	令和 11年度 (2029)	令和 12年度 (2030)	令和 13年度 (2031)
(国) 第5次男女共同参画基本計画									
(県) 第4次男女共同参画基本計画		(県) 次期計画							
見直し		第4次志布志市 ひとがともに輝くまちづくりプラン				見直し		(市) 次期計画	
(市) 第2次総合振興計画 基本構想 (10年)					次期総合振興計画 基本構想 (10年)				
第2次後期基本計画 (5年)					次期前期基本計画 (5年)				

第2章 計画策定の背景

1 社会経済情勢の変化

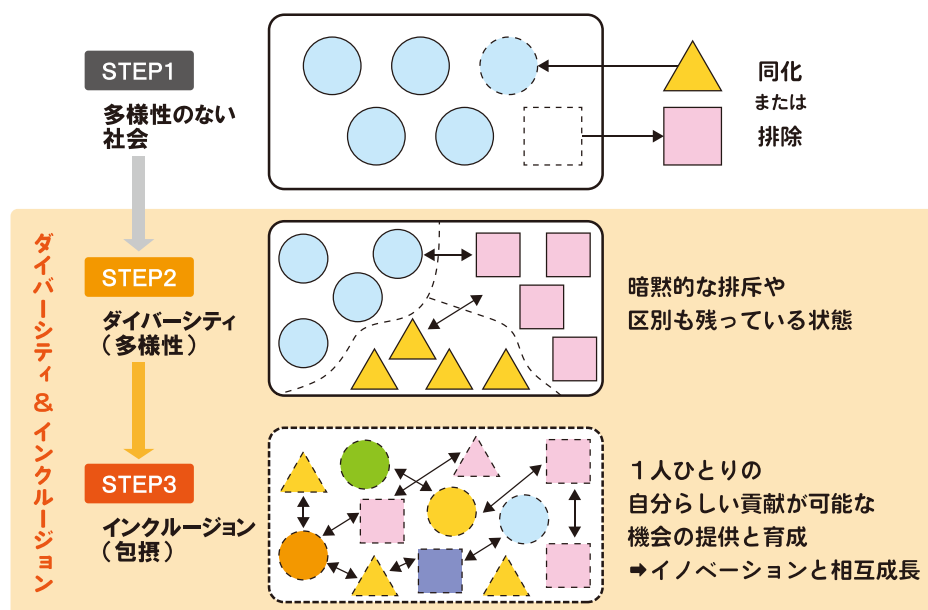
(1) ダイバーシティ&インクルージョン (D&I) 社会の実現に向けて

ダイバーシティ&インクルージョン (D&I) とは、「多様性」を意味するダイバーシティ (Diversity) と「包摂³」を意味するインクルージョン (Inclusion) を組み合わせた言葉です。すべての人があらゆる違いを受け入れ、それぞれの個性を発揮して活躍できる社会の実現を目指す考え方をいいます。

国の第3期男女共同参画基本計画 (平成22年12月閣議決定) において、初めてダイバーシティという言葉が登場してから10年以上が経過し、この言葉を耳にする機会も増えてきました。本市においても、少子高齢化が進行し、価値観やライフスタイルの多様化などが進展している中で、性別や年齢、障がいの有無、国籍、文化的背景、性的指向・性自認などにかかわらず、誰もが主体的に社会に参画し、「自分らしく生きる」ことができる社会のさらなる成長が求められています。

すべての人が多様性を認め合える社会を醸成していくとともに、個々の能力発揮を促進し、活躍の場についての支援やその能力を発揮する機会の提供を継続的に行うことが必要です。

図表 4: ダイバーシティとインクルージョンのイメージ



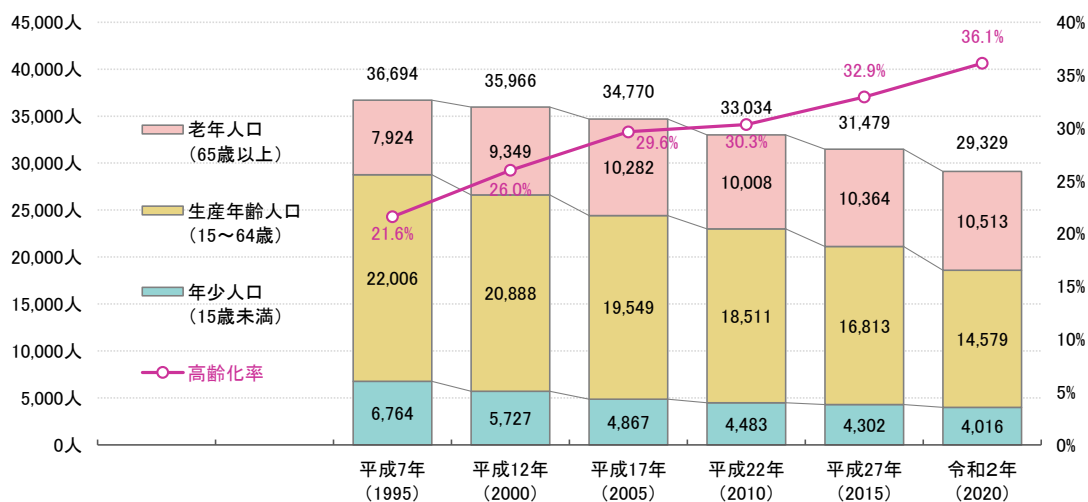
³ 一つの事柄をより大きな範囲の中に包み入れること。論理学では、ある概念 (種概念) が、より一般的な概念 (類概念) の中に包括されること。また、その関係。

(2) 人口の動向

本市の総人口は減少傾向にあり、令和2年の国勢調査では29,329人となっています。

年齢3区分別の人口推移をみると、平成7年と令和2年では、年少人口（15歳未満）は2,748人、生産年齢人口（15歳～64歳）は7,427人それぞれ減少しているのに対し、老年人口（65歳以上）は2,589人増加しており、高齢化率（総人口に占める65歳以上の人口の占める割合）は21.6%から36.1%に上昇しています。

図表 5: 総人口及び年齢3区分別人口の推移



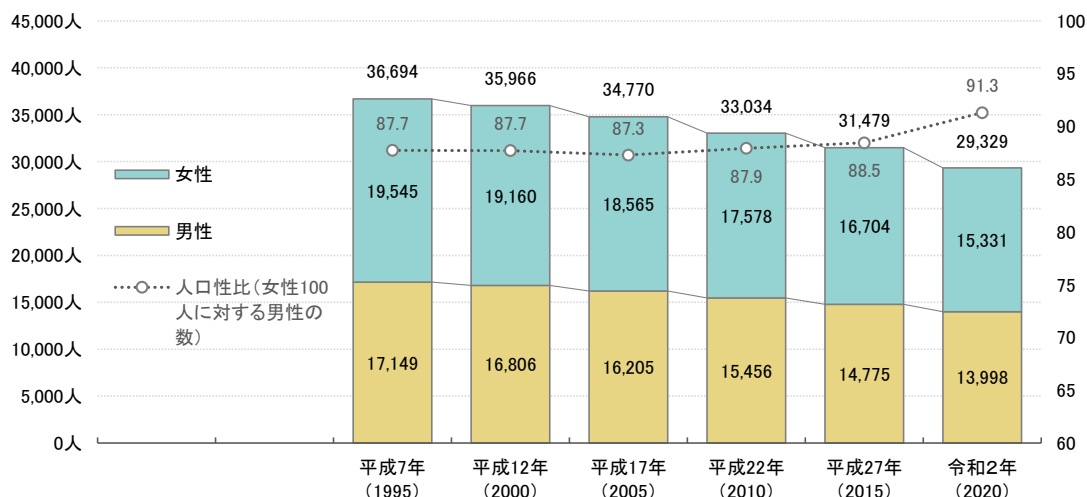
[出典]国勢調査

※平成17年以前は、旧志布志町、旧有明町、旧松山町の合算値

※総人口には年齢「不詳」を含む

また人口を男女別にみると、男性が13,998人、女性が15,331人で、女性が1,333人多くなっています。また人口性比（女性100人に対する男性の数）は91.3となっており、平成7年に比べ3.6ポイント上昇しています。

図表 6: 男女別人口及び人口性比の推移

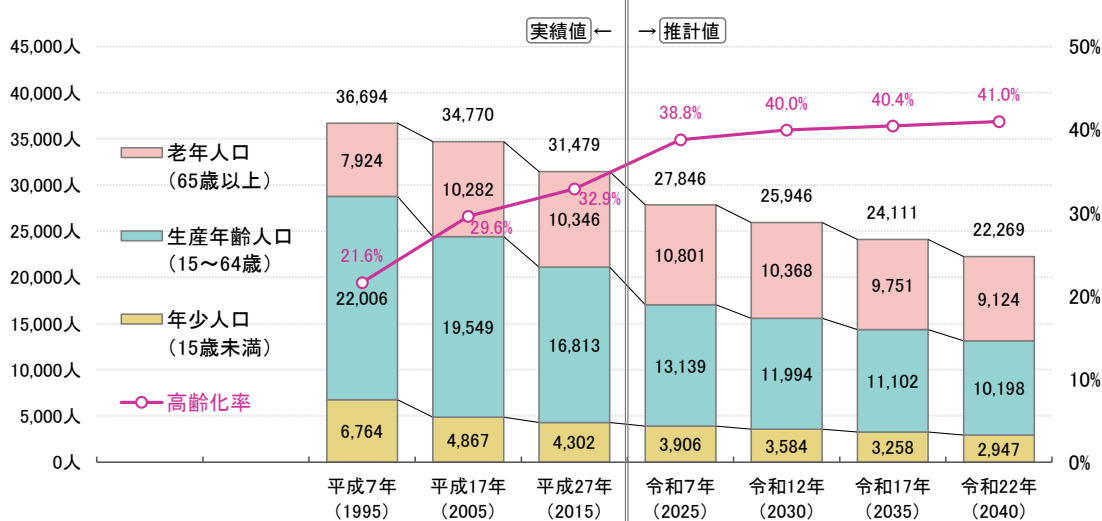


[出典] 国勢調査

※平成17年以前は、旧志布志町、旧有明町、旧松山町の合算値
 ※総人口には年齢「不詳」を含む

このように、本市においては、年少人口の減少と老年人口の増加による少子高齢化が急速に進んでいます。国立社会保障・人口問題研究所の推計によれば、今後も本市の人口減少が進行していくことが予想されています。

図表 7: 人口の将来推計



[出典] 国勢調査(平成7年~平成27年)、

国立社会保障・人口問題研究所 RESAS 人口構成「日本の地域別将来推計人口(平成30年3月推計)」(令和7~)

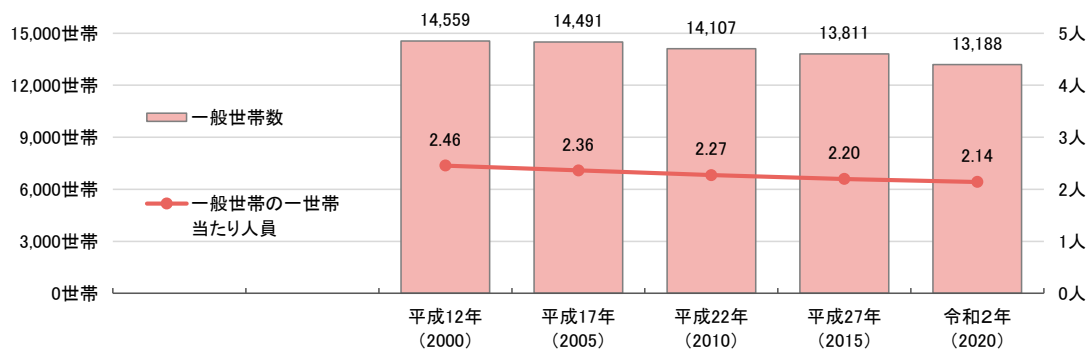
※平成17年以前は、旧志布志町、旧有明町、旧松山町の合算値
 ※総人口には年齢「不詳」を含む

(3) 世帯の状況

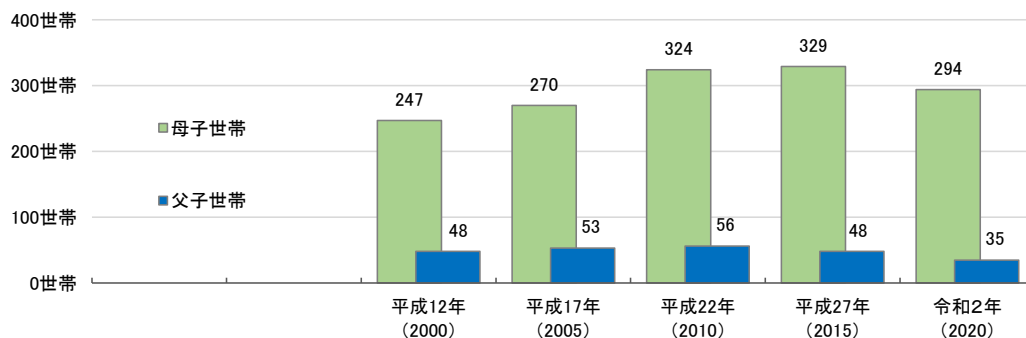
本市の一般世帯数及び一世帯当たりの人員は年々減少しており、令和2年には13,188世帯及び2.14人となっています。

ひとり親の世帯についてみると、母子世帯、父子世帯ともに減少傾向にありますが、一般世帯数が減少していることから、ともに横ばいで推移しています。

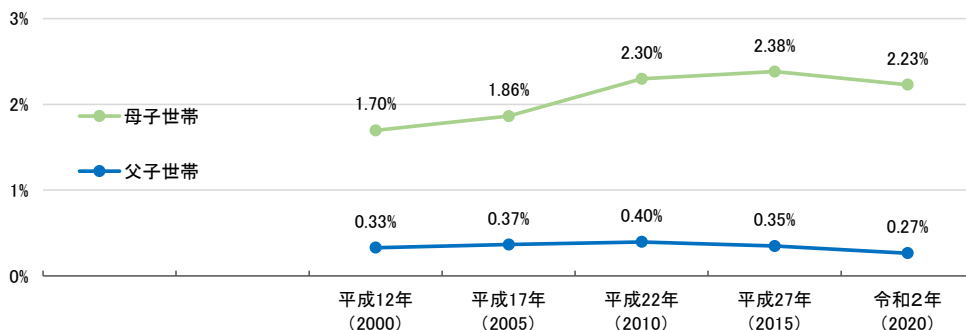
図表 8: 一般世帯数及び一世帯あたりの人員の推移



図表 9: 母子世帯・父子世帯数の推移



図表 10: 一般世帯に占める母子世帯・父子世帯割合の推移



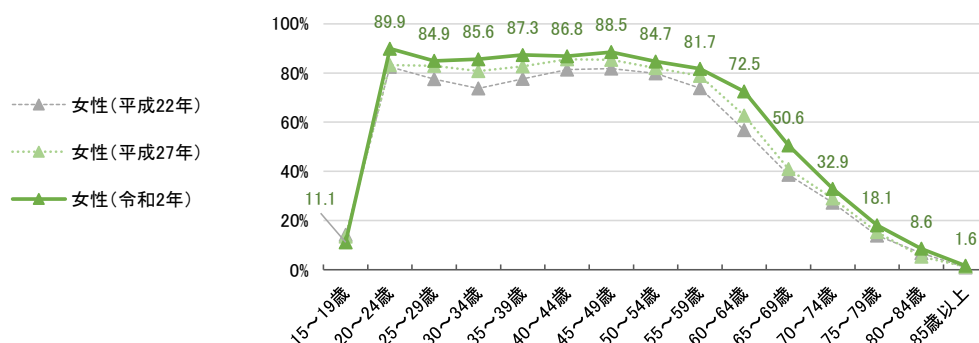
[出典]国勢調査
 ※平成17年以前は、旧志布志町、旧有明町、旧松山町の合算値

(4) 女性の就業の状況

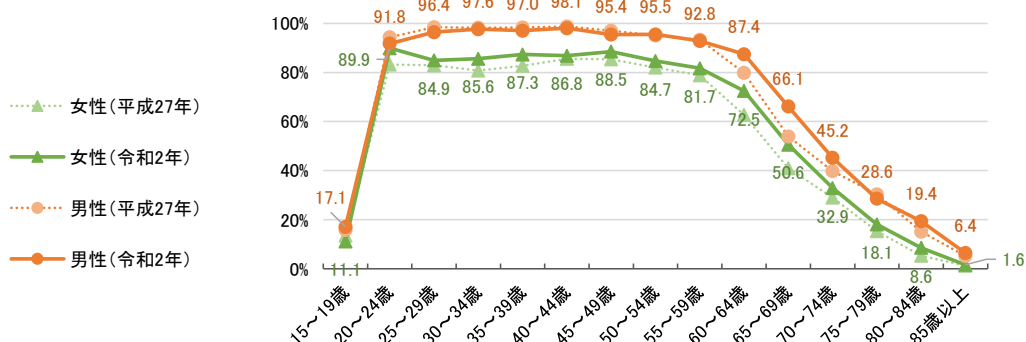
本市における令和2年の女性の就業の状況をみると、出産や育児を機に職を離れ、30代を中心に働く女性が減るいわゆる「M字カーブ現象」の解消が進んでいます。

また本市の女性の労働力率は、20歳～24歳及び30歳～84歳において国や鹿児島県よりも高くなっています。

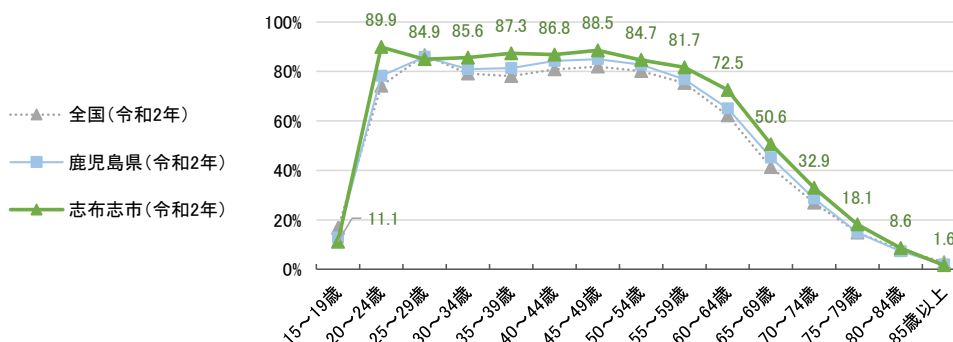
図表 11: 女性の労働力率の推移(平成22年・平成27年・令和2年/志布志市)



図表 12: 男女別労働力率(平成27年・令和2年/志布志市)



図表 13: 女性の労働力率(令和2年/志布志市・鹿児島県・全国)



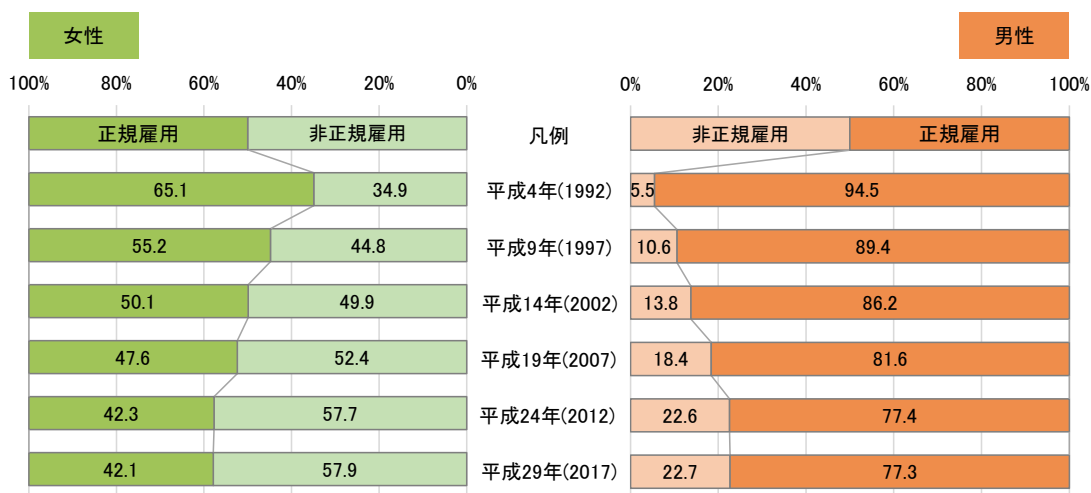
[出典]国勢調査

※労働力率とは、15歳以上人口に占める労働力人口(就業者+完全失業者)の割合をいう
 ※グラフ内データラベルは令和2年の数値を表記している

(5) 非正規雇用者の割合の推移（鹿児島県）

鹿児島県においては、県内で働く就業者に占める女性の割合は、全国的にみて高い状況ですが、その約6割が派遣社員やパートなどの非正規で就業しています。非正規雇用は、多様な就業ニーズに応えるという一面がある一方、非正規雇用比率の男女格差が、男女間の待遇格差につながることもあります。

図表 14: 非正規雇用者の割合の推移（鹿児島県）



[出典]就業構造基本調査(総務省)

※非正規雇用者の割合は、「非正規の職員・従業員」/（「正規の職員・従業員」+「非正規の職員・従業員」）×100

2 国内外の動き

(1) 新型コロナウイルス感染症拡大の影響と「新たな日常」への対応

新型コロナウイルス感染症の拡大は、女性と男性に対して異なった社会的・経済的影響をもたらしています。外出自粛や休業等による生活不安やストレスからの配偶者等からの暴力や性暴力の増加・深刻化が懸念されており、また、女性比率の高い非正規雇用労働者、宿泊、飲食サービス業等への影響が大きいことから、女性の雇用、所得に特に影響が強く現れており、経済的困難に陥るひとり親家庭の増加も危惧されています。さらに、子育てや介護等の負担増加も懸念されています。

こうした状況を踏まえ、新型コロナウイルス感染症の拡大の性別による影響やニーズの違いを踏まえて政策課題を把握し、今後の政策立案につなげていく必要があります。

(2) 国際的な動き

1975年 (昭和50年)	国際婦人年、世界行動計画採択
1979年 (昭和54年)	女子差別撤廃条約採択
1985年 (昭和60年)	婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略 (ナイロビ将来戦略) 採択
1995年 (平成7年)	北京宣言及び行動綱領採択
2000年 (平成12年)	女性2000年会議 (ニューヨーク) 開催
2005年 (平成17年)	第49回国連婦人の地位委員会 (通称「北京+10」) がニューヨークの国連本部で開催
2011年 (平成23年)	ジェンダー平等と女性のエンパワーメントのための国連機関 (UNWomen) 発足
2015年 (平成27年)	国連サミットで持続可能な開発目標 (SDGs [※]) 採択 17の目標の一つに女性のエンパワーメント設定

※SDGsは、平成27(2015)年9月、国連サミットで、加盟国193カ国が全会一致で採択した「持続可能な開発のための2030アジェンダの中で、2030年までに取り組む国際社会全体の「持続可能な開発目標」です。同アジェンダでは、前文において「すべての人々の人権を実現し、ジェンダー平等とエンパワーメントを達成することを目指す」とうたわれています。そして、17のゴールのうち5番目のゴールとして「ジェンダー平等の実現と女性・女兒の能力強化」が設けられています。男女共同参画社会の実現や女性活躍を推進する本計画の施策を進めていくことが、SDGsへの推進へつながるものと考えます。

図表 15: SDGs のロゴ及びアイコン



[出典]国連広報センター(UNIC)ホームページ

(3) 国の主な動き

1977年 (昭和52年)	国内行動計画策定
1985年 (昭和60年)	女子差別撤廃条約批准
1986年 (昭和61年)	男女雇用機会均等法施行
1987年 (昭和62年)	西暦2000年に向けての新国内行動計画策定
1992年 (平成4年)	育児休業法施行
1994年 (平成6年)	総理府に男女共同参画室及び男女共同参画審議会、男女共同参画推進本部設置
1996年 (平成8年)	男女共同参画2000プラン策定
1999年 (平成11年)	男女共同参画社会基本法制定、ストーカー規制法施行
2000年 (平成12年)	男女共同参画社会基本計画策定
2001年 (平成13年)	配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律施行
2002年 (平成14年)	各都道府県に配偶者暴力相談支援センター開設
2004年 (平成16年)	性同一性障害者特例法施行
2005年 (平成17年)	男女共同参画社会基本計画 (第2次)
2007年 (平成19年)	仕事と生活の調和 (ワーク・ライフ・バランス) 憲章策定
2010年 (平成22年)	男女共同参画社会基本計画 (第3次)
2015年 (平成27年)	生活困窮者自立支援法施行 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律施行 第4次男女共同参画基本計画策定
2020年 (令和2年)	第5次男女共同参画基本計画策定

(4) 鹿児島県の主な動き

1979年 (昭和54年)	「青少年婦人課」や「鹿児島県婦人問題懇話会」の設置
1981年 (昭和56年)	「鹿児島県婦人対策基本計画」を策定
1999年 (平成11年)	「かごしまハーモニープラン」(行動計画)を策定
2001年 (平成13年)	「鹿児島県男女共同参画推進条例」を制定
2003年 (平成15年)	「鹿児島県男女共同参画センター」を開設
2006年 (平成18年)	「鹿児島県配偶者等からの暴力の防止及び被害者支援計画」を策定
2008年 (平成20年)	「鹿児島県男女共同参画基本計画」を策定
2013年 (平成25年)	「第2次鹿児島県男女共同参画基本計画」を策定
2016年 (平成28年)	「鹿児島県女性活躍推進会議」を発足
2017年 (平成29年)	「鹿児島県女性活躍推進計画」を策定
2018年 (平成30年)	「第3次鹿児島県男女共同参画基本計画」を策定
2021年 (令和3年)	「生理の貧困」に関するWEBアンケート調査の実施 「男女共同参画に関する企業実態調査」の実施

(5) 志布志市の主な動き

① 主な動き

2007年（平成19年）	志布志市男女がともに輝くまちづくりプラン 策定
2012年（平成24年）	第2次志布志市男女がともに輝くまちづくりプラン・ 志布志市DV対策基本プラン 策定
2017年（平成29年）	第3次志布志市男女がともに輝くまちづくりプラン・ 第2次志布志市DV対策基本プラン・ 志布志市女性活躍推進計画 策定
2021年（令和3年）	男女共同参画社会・DV・女性活躍推進に関する住民意識調査の実施
2022年（令和4年）	志布志市ひとがともに輝くまちづくり条例制定 第4次志布志市ひとがともに輝くまちづくりプラン 策定 〔 第3次志布志市DV対策基本プラン 第2次志布志市女性活躍推進計画 〕

② 住民意識調査

実施概要

ア. 調査名	男女共同参画社会・DV・女性活躍推進に関する住民意識調査
イ. 調査地域	志布志市全域
ウ. 調査対象	志布志市に在住する20歳以上の男女2,000人（無作為抽出）
エ. 調査方法	郵送配布・回収、オンライン回収
オ. 調査期間	令和3年8月1日～令和3年8月31日
カ. 回収状況	有効回答数642通、オンライン回答62通 計704通（有効回収率35.2%）

③ 本市における男女共同参画の推進状況

図表 16:本市における男女共同参画の推進状況

ア. 審議会等委員数

	① 執行機関(地方自治法180条の5)						② 附属機関(地方自治法202条の3)					
	機関数			委員数			機関数			委員数		
	総数	うち女性 委員を 含む数	比率	総数	女性	比率	総数	うち女性 委員を 含む数	比率	総数	女性	比率
令和3年度	5	3	60.0	33	5	15.2	24	21	87.5	405	134	33.1
令和2年度	5	3	60.0	33	5	15.2	23	20	87.0	403	136	33.7
令和元年度	5	3	60.0	33	5	15.2	22	19	86.4	402	119	29.6
平成30年度	5	3	60.0	34	5	14.7	22	19	86.4	386	113	29.3
平成29年度	5	3	60.0	42	4	9.5	22	18	81.8	387	113	29.2
	③ 設置根拠が法令・条例以外の審議会等						②(附属機関)及び③(審議会等)の合計					
	機関数			委員数			機関数			委員数		
	総数	うち女性 委員を 含む数	比率	総数	女性	比率	総数	うち女性 委員を 含む数	比率	総数	女性	比率
令和3年度	23	22	95.7	345	107	31.0	47	43	91.5	750	241	32.1
令和2年度	22	20	90.9	328	101	30.8	45	40	88.9	731	237	32.4
令和元年度	22	21	95.5	313	90	28.8	44	40	90.9	715	209	29.2
平成30年度	24	22	91.7	343	100	29.2	46	41	89.1	729	213	29.2
平成29年度	24	21	87.5	351	109	31.1	46	39	84.8	738	222	30.1

※各年3月31日現在

イ. 役職別在職状況

	管理職			管理職以外の役職						合計		
	課長級			課長補佐級			係長級					
	総数	女性	比率	総数	女性	比率	総数	女性	比率	総数	女性	比率
令和3年度	32	1	3.1	44	3	6.8	81	19	23.5	157	23	14.6
令和2年度	31	1	3.2	40	3	7.5	80	18	22.5	151	22	14.6
令和元年度	30	1	3.3	39	2	5.1	79	13	16.5	148	16	10.8
平成30年度	31	1	3.2	39	1	2.6	77	12	15.6	147	14	9.5
平成29年度	31	0	0.0	38	2	5.3	76	9	11.8	145	11	7.6

※各年4月1日現在

ウ. 議会・自治会組織・PTAにおける状況

	市町村議会の状況			自治会組織の状況			PTAの状況(公立小学校)						PTAの状況(公立中学校)					
	議会議員			自治会／組織の長			会長			副会長			会長			副会長		
	総数	女性	比率	総数	女性	比率	総数	女性	比率	総数	女性	比率	総数	女性	比率	総数	女性	比率
令和3年度	19	1	5.3	381	29	7.6	16	1	6.3	42	24	57.1	5	0	0.0	18	7	38.9
令和2年度	19	1	5.3	385	24	6.2	16	0	0.0	47	28	59.6	5	0	0.0	16	7	43.8
令和元年度	19	1	5.3	385	24	6.2	16	2	12.5	45	25	55.6	5	0	0.0	17	7	41.2
平成30年度	19	1	5.3	385	22	5.7	16	0	0.0	45	26	57.8	5	0	0.0	17	8	47.1
平成29年度	19	1	5.3	386	26	6.7	16	0	0.0	50	22	44.0	5	1	20.0	18	8	44.4

※議員については各年12月31日現在、他は各年7月までの改選後の数値

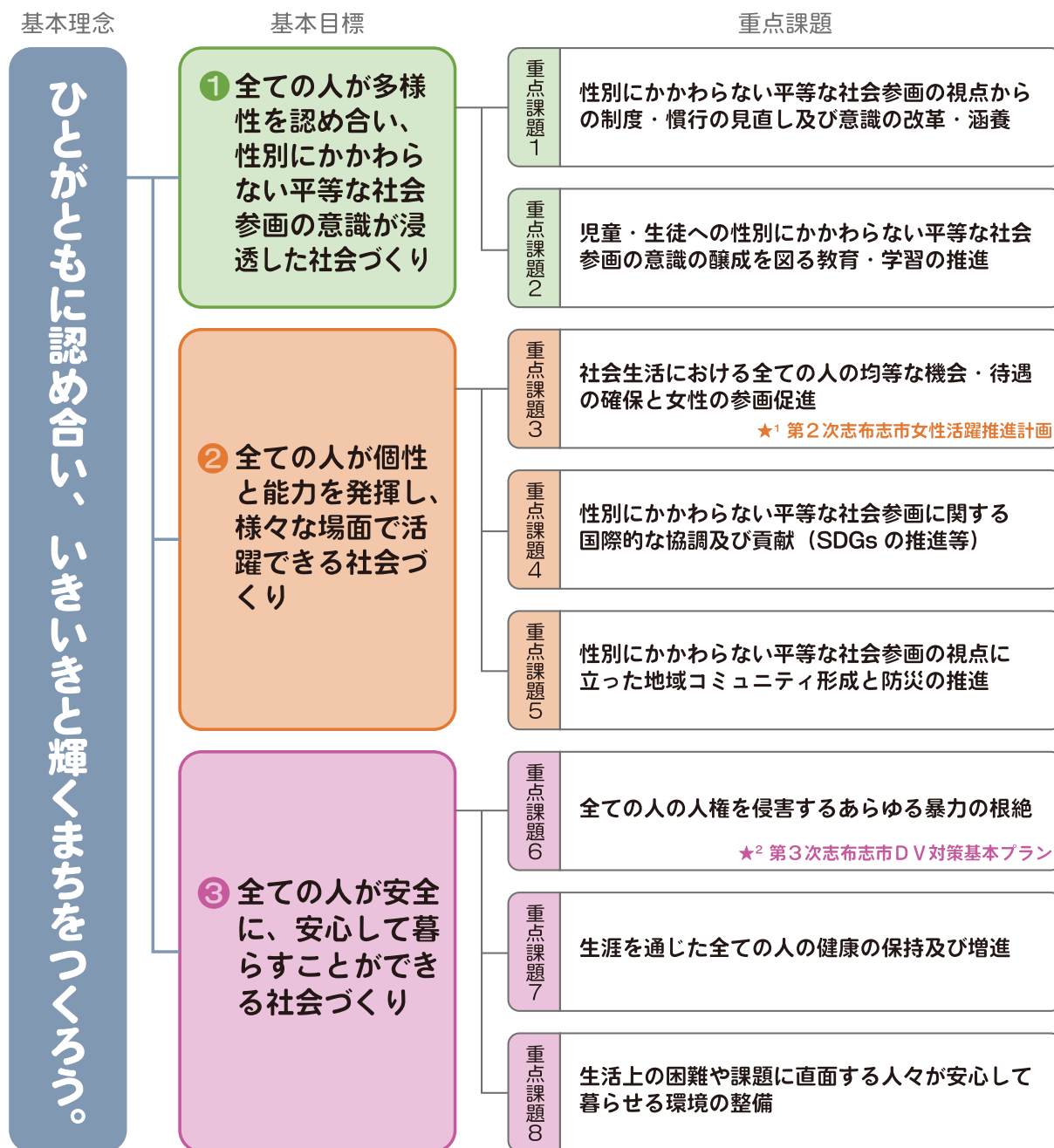
[出典]鹿児島県「かごしま男女共同参画の状況」

URL <https://www.pref.kagoshima.jp/ab15/kurashi-kankyo/jinken/danjyokyodo/kagoshimadanjojoukyou.html>

第3章 計画の内容

1 施策の体系

図表 17: 施策の体系



★¹ 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第6条第2項に基づく
 ★² 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第2条の3第3項に基づく

2 施策の内容

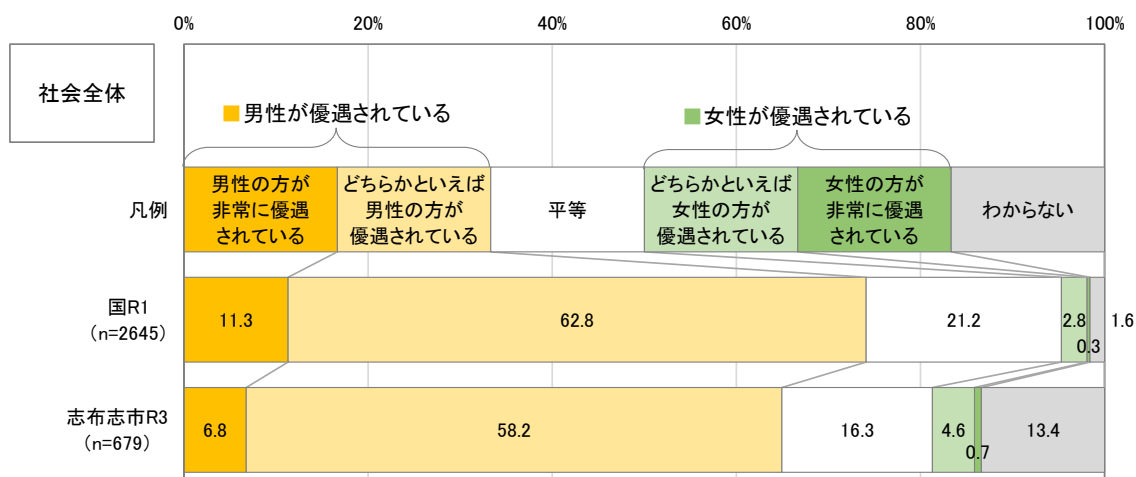
基本目標① 全ての人が多様性を認め合い、性別にかかわらず平等な社会参画の意識が浸透した社会づくり

重点課題1 性別にかかわらず平等な社会参画の視点からの制度・慣行の見直し及び意識の改革・涵養⁴

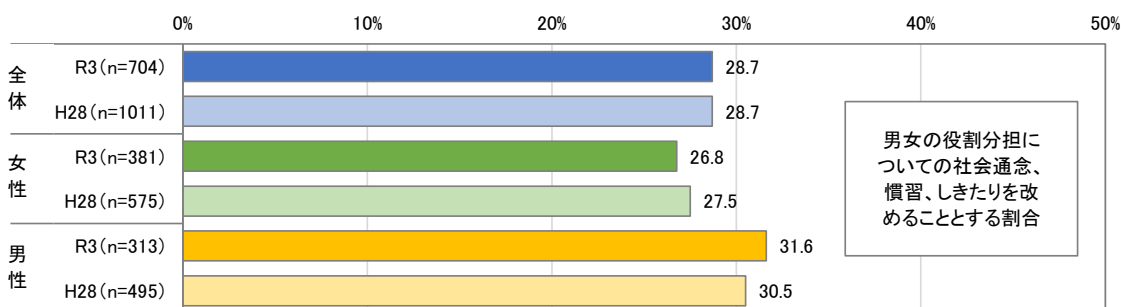
現状と課題

社会制度や慣行は、明示的には性別による区別を設けていない場合でも、現実に男女が置かれている状況の違いを反映し、あるいは世帯に着目して個人を把握する考え方をとるため、結果的に男女に中立的に機能しないことがあります。女性も男性も固定的な役割分担にとらわれず、様々な活動に参画していける条件を整備していくことが必要です。

図表 18: 社会全体における男女の地位の平等感



図表 19: 男女が家事等に積極的に参画していくため必要だと思うこと



[出典]内閣府「男女共同参画社会に関する世論調査」(R1)、志布志市「住民意識調査」(H28・R3)

⁴ 涵養(かんよう)。水が自然に染み込むように、無理をせずゆっくりと養い育てること。

令和3年度に実施した男女共同参画に関する住民意識調査（以下「住民意識調査」という）では、「男性が優遇されている」とする割合が6割超であるのに対し、「女性が優遇されている」とする割合は1割に満たず、「平等」とする割合も内閣府の男女共同参画社会に関する世論調査（以下「世論調査」という）と比較して低い結果となりました。また、男女が家事、育児、介護、地域活動に積極的に参画していくために必要なこととして、「男女の役割分担についての社会通念、慣習、しきたりを改めること」とする割合は全体でみると平成28年度に実施した前回の住民意識調査と大きな差はみられませんが、性別にみた場合に男性の回答でその意識の高まりがみられました。

個人がどのような生き方を選択しても、それに対して中立的に働くよう、社会制度や慣行について、個人単位の考え方に改めるなど必要に応じて見直しを行うことが必要です。

施策の展開

▶▶ 施策の方向性

社会制度や慣行は、明示的には性別による区別を設けていない場合でも、現実に男女が置かれている状況の違いを反映し、あるいは世帯に着目して個人を把握する考え方をとるため、結果的に男女に中立的に機能しないことがあります。

性別による固定的な役割分担に捉われない意識が醸成されるよう、学校教育や家庭教育、生涯学習、職場等様々な場面において、男女平等について学ぶ教育を進めます。また、男女が共に生活、経済、精神的に自立し、多様な生き方を選択できる力を育む社会教育を目指します。

さらに、様々な形態のメディアを介し、多くの情報があふれている現代社会において、メディアを読み解き活用する能力（メディア・リテラシー）の向上を図るとともに、広報や出版物などの情報発信において、男女の人権を尊重した表現が行われるよう推進していきます。

（1）性別にかかわらず平等な社会参画の視点に立った制度や慣行の見直し

施策の方向	具体的施策	所管
1-1-1 性別にかかわらず平等な社会参画に関する総合的な推進	1 第4次ひとがともに輝くまちづくりプラン実施計画に基づく進行管理	ダイバーシティ推進係 全課・局
1-1-2 職場内における慣行見直しの意識改革や職場風土改革の啓発の推進	2 ジェンダーに起因する職場内の相談体制の整備・充実	秘書人事係 ダイバーシティ推進係
	3 WLBの周知等働き方に関する職員研修	ダイバーシティ推進係 秘書人事係

(2) 性別にかかわらず平等な社会参画を推進するための意識の改革・涵養

施策の方向	具体的施策	所管
1-2-1 市民への性別にかかわらず平等な社会参画に関する学習機会・情報の提供及び啓発の充実	4 性別にかかわらず平等な社会参画に関する市民講座・出前講座の実施	ダイバーシティ推進係
	5 男女及び多様な性の平等な社会参画の意識の醸成を図るための市報、ホームページ、行政告知端末等複数の媒体による情報提供	ダイバーシティ推進係 広報係
1-2-2 各種相談員への性別にかかわらず平等な社会参画についての学習機会・情報の提供	6 性別にかかわらず平等な社会参画に関する女性支援相談員への研修会の実施	ダイバーシティ推進係
	7 性別にかかわらず平等な社会参画に関する民生委員への研修会・出前講座の実施	社会福祉係 ダイバーシティ推進係
	8 性別にかかわらず平等な社会参画に関する消費生活相談員への研修会の実施	商工振興係 ダイバーシティ推進係
	9 性別にかかわらず平等な社会参画に関する生活・介護支援サポーター等への研修会・出前講座の実施	地域支援係 ダイバーシティ推進係
	10 性別にかかわらず平等な社会参画に関する各種健康相談員等への研修会の実施	保健対策係 ダイバーシティ推進係
1-2-3 各産業分野における女性の参画の拡大を図るための学習機会・情報の提供	11 性別にかかわらず平等な社会参画に関する育児相談員等への研修会の実施	健康支援係
	12 性別にかかわらず平等な社会参画に関する第一次産業従事者への研修会・出前講座の実施	農政係 林務水産係 ダイバーシティ推進係
1-2-4 市職員への性別にかかわらず平等な社会参画についての研修の機会・情報の提供	13 性別にかかわらず平等な社会参画に関する商工業従事者への研修会・出前講座の実施	商工振興係 ダイバーシティ推進係
	14 性別にかかわらず平等な社会参画に関する市職員への研修会の実施	ダイバーシティ推進係 秘書人事係
1-2-5 家庭や地域における男女の人権を尊重する人権教育の推進	15 志布志市人権教育研修会における性別にかかわらず平等な社会参画の視点の浸透	社会教育係
	16 人権の花運動、市内イベントでの人権啓発活動における男女共同参画の理解の浸透	ダイバーシティ推進係

施策の方向	具体的施策	所管
1-2-6 性別にかかわらず平等な社会参画の視点に立った生涯学習・社会教育・家庭教育の推進	17 性別にかかわらず平等な社会参画に関する社会教育講座への研修会・出前講座の実施	社会教育係 ダイバーシティ推進係
	18 性別にかかわらず平等な社会参画に関する家庭教育学級への研修会・出前講座の実施	社会教育係 ダイバーシティ推進係
1-2-7 性別にかかわらず平等な社会参画に関する図書等の整備・充実	19 性別にかかわらず平等な社会参画関連書籍の整備・充実・周知	管理係(図書館)
1-2-8 性別にかかわらず平等な社会参画の視点に立ったメディア・リテラシー向上に向けた取組	20 性別にかかわらず平等な社会参画の視点を踏まえたメディア・リテラシー向上のための研修会・出前講座の実施	ダイバーシティ推進係 デジタル推進係



ワンポイント

「ワーク・ライフ・バランス (WLB)」

ワーク・ライフ・バランス (WLB) とは、仕事と生活の調和を意味します。

仕事と生活の調和が実現した社会は、「国民一人ひとりがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できる社会」です。

つまりワーク・ライフ・バランスとは、「生活」と「仕事」のどちらかを犠牲にするのではなく、「生活と仕事を両立することによって得られる、相乗効果」のことをいいます。



基本目標① 全ての人が多様性を認め合い、性別にかかわらず平等な社会参画の意識が浸透した社会づくり

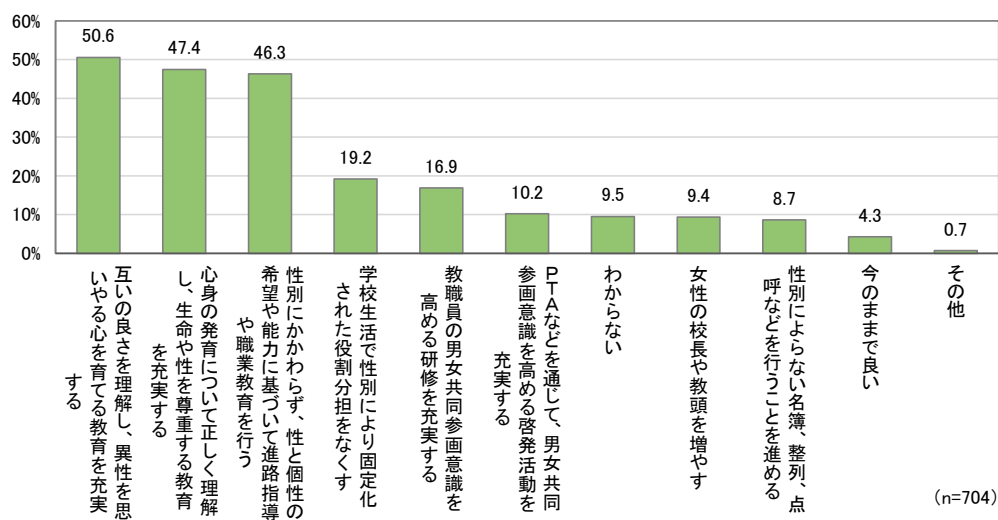
重点課題2 児童・生徒への性別にかかわらず平等な社会参画の意識の醸成を図る教育・学習の推進

現状と課題

男女共同参画社会を実現するためには、一人ひとりが男女共同参画についての意識や自立の意識を有することが不可欠です。このような意識の涵養のためには、学校や家庭、地域における教育・学習の果たす役割は極めて重要です。

住民意識調査によると、男女共同参画社会の実現に向けて学校教育の場で大切だと思うことについてみると、「互いの良さを理解し、異性を思いやる心を育てる教育を充実する」、「心身の発育について正しく理解し、生命や性を尊重する教育を充実する」、「性別にかかわらず、性と個性の希望や能力に基づいて進路指導や職業教育を行う」等の割合が高くなっています。

図表 20: 男女共同参画社会を実現するために学校教育の場でどのようなことが大切だと思うか



[出典] 志布志市「住民意識調査」(R3)

また、文部科学省の「学校基本調査」によると、鹿児島県は女子の大学進学率で全国最下位の状況にあり、全国首位の東京都との差は約2.14倍にもなります。

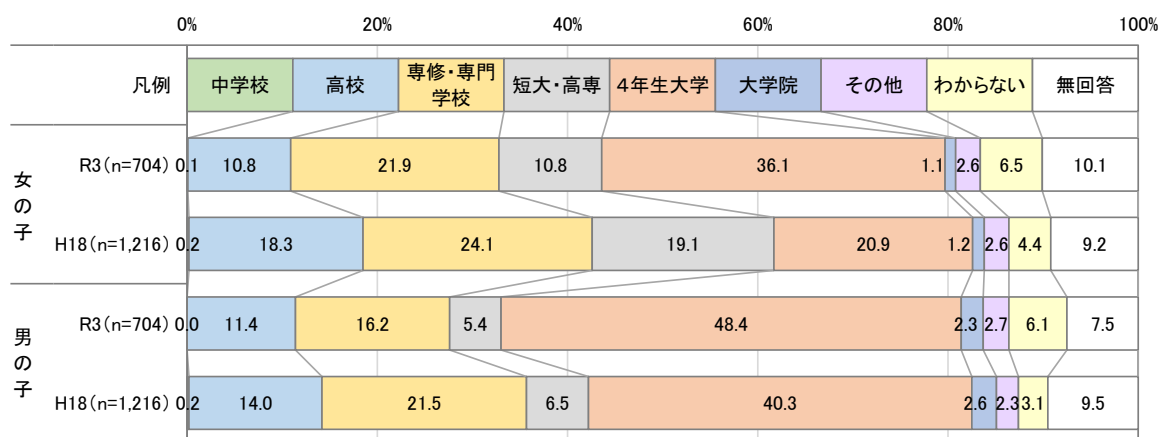
今回の住民意識調査において、子どもに受けさせたい教育の程度を男女別にみると、4年生大学への進学については平成18年度の住民意識調査よりは改善傾向にあるものの女の子は男の子と比較して12.3ポイントも低くなっています。

図表 21: 都道府県別女子の大学進学率

上位	都道府県	進学率	下位	都道府県	進学率
1位	東京都	74.1 %	43位	岩手県	37.4 %
2位	京都府	66.8	44位	山口県	37.1
3位	兵庫県	56.1	45位	佐賀県	36.6
4位	奈良県	55.5	46位	大分県	35.8
5位	大阪府	54.6	47位	鹿児島県	34.6

[出典]文部科学省「学校基本調査」(R3)を元に編集

図表 22: 都道府県別女子の大学進学率



[出典]志布志市「住民意識調査」(R3)

性別に基づく固定的な役割分担意識や地域に根付く性別による無意識の思い込みを是正し、人権尊重を基盤とした男女平等観の形成を促進するため、学校や家庭、地域など社会のあらゆる分野において、学校教育を通して男女平等を推進する教育・学習の充実を図っていくことが大切です。

また、女性も男性も各人の個性と能力を発揮し、社会のあらゆる分野に参画するためには、生涯学習の振興が極めて重要な意義をもつため、生涯にわたり多様な学習機会が確保され、学習の成果が適切に評価される、生涯学習社会の形成を促進するための施策を講じる必要があります。

施策の展開

▶▶ 施策の方向性

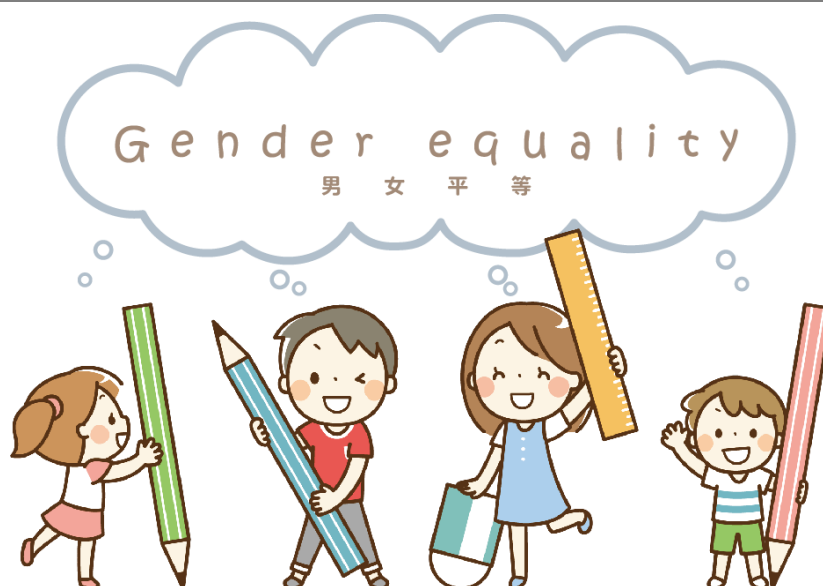
児童・生徒が男女共同参画への理解を深めていくうえで、指導者に対する男女共同参画の視点に立った教育等を今後さらに継続して推進するとともに、一人ひとりの個性や能力に応じ将来の進路選択ができるよう、子どもの頃から男女共同参画や男女平等、人権の尊重、性差に関する偏見の解消を図ります。

(1) 児童・生徒を対象とした意識啓発

施策の方向	具体的施策	所管
2-1-1 地域における子どもの頃からの人権・男女平等に関する理解の促進	21 男女共同参画、多様な性に関する読み聞かせ、関連書籍の企画展示の実施	管理係(図書館)
	22 教育現場における暴力を許さない意識醸成のための人権教育の推進	指導係
2-1-2 多様な選択を可能にする総合的なキャリア教育の推進	23 学校の特別活動における男女共同参画及び多様な性に関する視点を重視したキャリア教育の推進	指導係 ダイバーシティ推進係

(2) 教育関係者への意識啓発

施策の方向	具体的施策	所管
2-2-1 教育関係者への性別にかかわらず平等な社会参画についての学習機会・情報の提供	24 性別にかかわらず平等な社会参画に関する教職員(管理職含む)への研修会・出前講座の実施	指導係 ダイバーシティ推進係
	25 性別にかかわらず平等な社会参画に関する幼稚園教諭・保育士への研修会・出前講座の実施	児童福祉係 ダイバーシティ推進係
2-2-2 女性活躍推進に関する取組への参加・学習機会の提供	26 女性の社会参画の推進とキャリアの継続・育成・登用に関する教育事業への参加	指導係 ダイバーシティ推進係



基本目標② 全ての人個性と能力を発揮し、様々な場面で活躍できる社会づくり

重点課題3 社会生活における全ての人の均等な機会・待遇の確保と女性の参画促進

第2次志布志市女性活躍推進計画

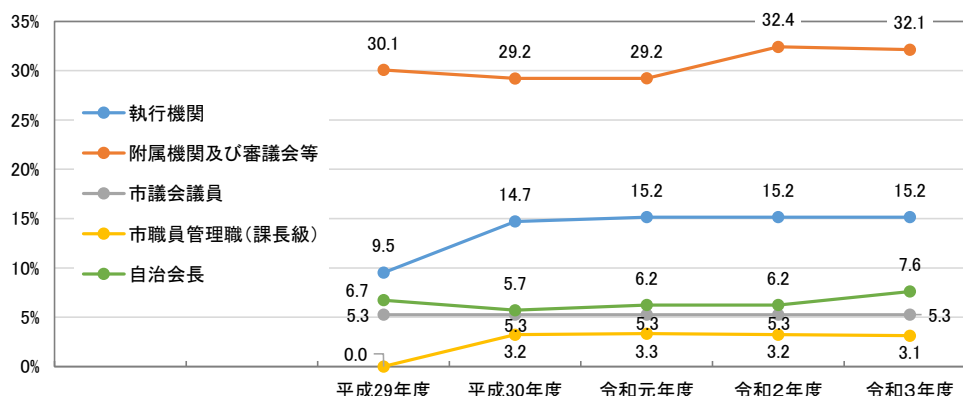
現状と課題

全ての人々が社会の対等な構成員として、社会のあらゆる分野で方針の立案及び決定の場に共同し、参画する機会が確保されることは、男女共同参画社会の基盤となる重要な課題です。

令和3年度における本市の審議会等委員に占める女性委員の割合は32.1%で、前期プラン策定時の29.0%よりも3.1ポイント改善し、目標値である32%を達成しました。しかしながら、その他の女性の割合をみると、令和3年12月現在、市議会議員が5.3%、市職員管理職（課長級）が3.1%、自治会長が7.6%にとどまっています。地域活動をはじめ様々な活動に多くの女性が参加している一方で、政策・方針決定過程への女性の参画は進んでいない状況です。また住民意識調査では、女性が仕事をしやすい環境を整えるために必要なこととして、妊娠や出産、育児、介護等により退職した人が復帰しやすい職場環境の整備や再雇用制度の充実等が望まれています。

このようなことから、女性の参画拡大に向けて、事業所・関係機関・関係団体における取組が促進されるよう、あらゆる分野における環境整備の支援や多様な人材育成に取り組む必要があります。そのためには、市が率先して、政策や方針を決定する場において女性職員の登用を図り、各種審議会委員選出の際には、男女の均衡を図る積極的改善措置（ポジティブアクション⁵）を講じ、女性の参画拡大に取り組むことで性別の偏りをなくし、女性の声も男性の声も反映できるような体制づくりに努める必要があります。

図表 23: 本市における男女共同参画の推進状況

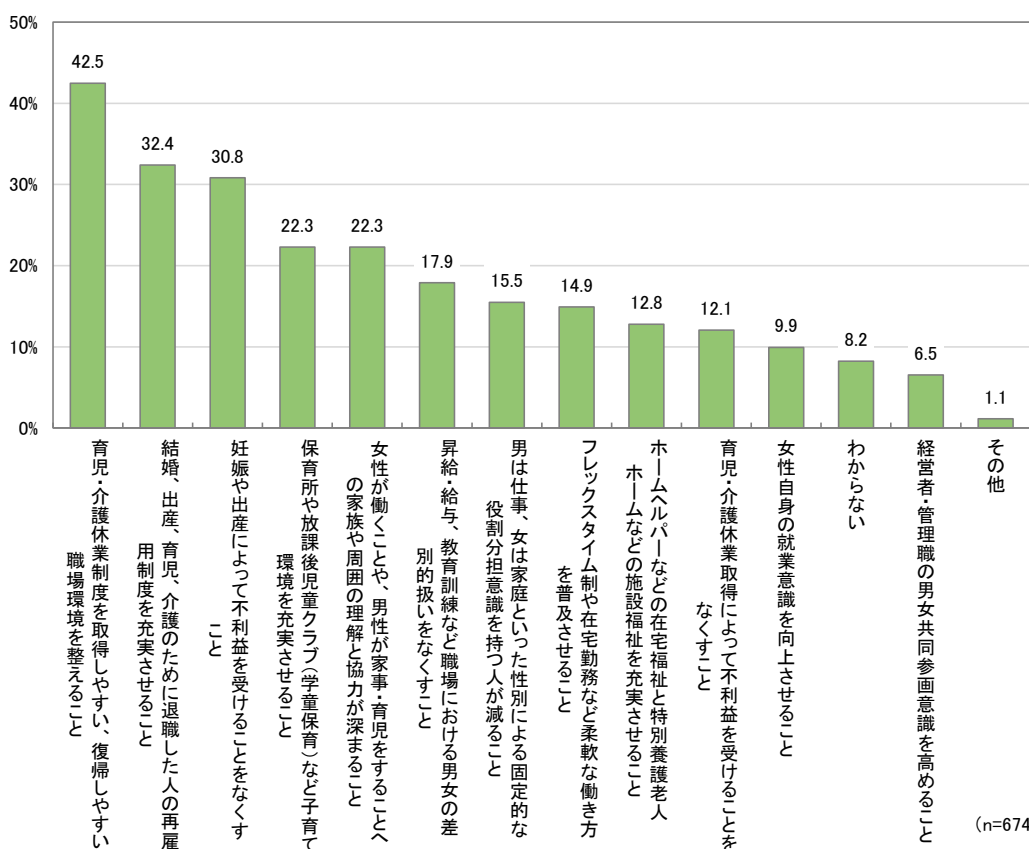


[出典] 鹿児島県「かごしま男女共同参画の状況」

URL <https://www.pref.kagoshima.jp/ab15/kurashi-kankyo/jinken/danjyokyodo/kagoshimadanjojoukyou.html>

⁵ ポジティブアクション (Positive action) とは、固定的な男女の役割分担意識や過去の経緯から、「営業職に女性はほとんどいない」「課長以上の管理職は男性が大半を占めている」等の差が男女労働者の間に生じている場合、このような差を解消しようと、個々の企業が行う自主的かつ積極的な取組をいう。

図表 24: 女性が仕事をしやすい環境を整えるために必要なこと



[出典] 志布志市「住民意識調査」(R3)



ワンポイント

「えるぼし認定」

えるぼし認定とは、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）に基づき、一定基準を満たし、女性の活躍促進に関する状況などが優良な企業を認定する制度です。

また、えるぼし認定企業のうち、より高い水準の要件を満たした企業は「プラチナえるぼし認定」を受けることができます。

▼主な認定基準

採用されてから仕事をしていく上で、女性が能力を発揮しやすい職場環境であるかという観点から、以下5つの評価項目が定められていて、その実績を「女性の活躍推進企業データベース」に毎年公表することが必要です。

- ①採用 ②継続就業 ③労働時間等の働き方 ④管理職比率 ⑤多様なキャリアコース

[出典] 厚生労働省職場情報情報サイト「しよくばらぼ」

施策の展開

▶▶ 施策の方向性

● 女性活躍推進の意義と推進計画の位置づけ

人口減少社会にある中で、持続的な成長を実現していくためには、最大の潜在力である「女性の力」の発揮が不可欠です。また、地方創生にあたっては女性の活躍が鍵であり、活力ある地域社会の実現に向けて女性の活躍を推進する意義は非常に大きいといえます。

女性の有業者に占める割合や管理職に占める割合等、女性の職業生活における活躍状況は地域によって異なっており、効果的に女性の活躍を推進するためには、国が実施する施策に加えて、女性にとってもっとも身近な本市において、地域の特性を踏まえた主体的な取組を推進することが重要であることから、本項を女性活躍推進法第6条に基づく「市町村推進計画」として位置づけることとします。

● 計画の期間

本計画に準じて令和5年度から令和9年度の5年間とします。
計画期間中に法律及び国の基本方針が見直された場合、又は新たに盛り込むべき事項等が生じた場合には、必要に応じ見直します。

● 施策の方向性

(1) 行政分野における女性の方針決定過程等への参画の促進

いきいきと活気のある志布志市を築いていくためには、「男性が」「女性が」など性別にとらわれず、すべての市民が活躍していくまちとなることが重要です。このため、市の政策・方針決定過程への女性参画を進めるとともに、市職員における女性職員の登用を促進します。

(2) 雇用の分野における性別にかかわらず均等な機会・待遇の確保と女性参画の促進

職場における均等待遇の確保や家庭における男女共同参画を推進するため、国や鹿児島県の資料などを活用し、事業主や労働者に対し、ワーク・ライフ・バランスや働き方改革を男女共同参画の視点で進めるよう、継続的に啓発を行います。

(3) 自営業における女性の経営参画の促進と就業支援

根強く残る男女の固定的な性別役割分担意識を解消し、農林水産業、商工業などの自営業の分野で男女がともにいきいきと経営に参画し、家庭生活における家族それぞれの役割と責任を明確にしていくための研修や人材育成等を推進します。

(4) 男性の家事・育児・介護等への意識改革と参画の推進

市男性職員の配偶者出産休暇や育児休暇等をはじめとして、市内の事業所等に対しても積極的な情報提供を行うことにより、長時間労働の抑制など働き方の見直しや、男女の性別役割分担に関する意識改革を進め、男性の家事・育児・介護への参画のきっかけづくりや具体的な機会を提供し、誰もがともに主体的に家庭生活を営むことができる社会の実現を目指します。

(1) 行政分野における女性の方針決定過程等への参画の促進

施策の方向	具体的施策	所管
3-1-1 審議会委員等への女性の積極的な登用の促進	27 女性人材リスト登録推進及び庁内審議会委員への女性の登用促進を図る企画調整	ダイバーシティ推進係 全課・局
	28 農業委員会委員への女性委員の登用促進	農地係
	29 農地利用適正化推進委員への女性委員の登用促進	農地係
3-1-2 市職員における女性職員の登用の促進	30 特定事業主行動計画に基づく市職員のエンパワメント ⁶ の機会提供	秘書人事係 ダイバーシティ推進係
	(再掲 14) 31 性別にかかわらず平等な社会参画に関する市職員への研修会の実施	ダイバーシティ推進係 秘書人事係

(2) 雇用の分野における性別にかかわらず均等な機会・待遇の確保と女性参画の促進

施策の方向	具体的施策	所管
3-2-1 男性の家事・育児・介護等への意識改革と参画の推進	32 特定事業主行動計画に基づく市職員の平均年次休暇取得日数の向上	秘書人事係 ダイバーシティ推進係
	33 働き方改革や就労に関する各種法制度の情報提供	商工振興係
	34 市男性職員の配偶者出産休暇と育児参加のための休暇取得の周知・啓発	秘書人事係 ダイバーシティ推進係
	(再掲 14) 35 性別にかかわらず平等な社会参画に関する市職員への研修会の実施	ダイバーシティ推進係 秘書人事係
3-2-2 ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた就労に関する各種法制度の周知と活用促進	36 男女及び多様な性の平等な社会参画・女性活躍・WLBに関する情報提供による周知・啓発	ダイバーシティ推進係
	37 事業所及び雇用者向け男女共同参画・女性活躍・WLBに関する研修の実施	ダイバーシティ推進係
3-2-3 様々なハラスメント防止に向けた周知・啓発	38 女性の活躍を妨げるハラスメントに関する情報提供・研修会の実施	ダイバーシティ推進係

⁶ エンパワメント (empowerment) とは、「力を与える」「権限を与える」という意味で、ビジネスにおいては「権限委譲」を意味する言葉として用いられる。これまで上司が持っていた権限を部下に与えることで自律的な行動を促し、組織全体のパフォーマンスを高めることを目的としている。

(3) 自営業における女性の経営参画の促進と就業支援

施策の方向	具体的施策	所管
3-3-1 女性の能力開発や再就職、 新規就業、起業、コミュニティ・ビジネスへの支援	39 職場における男女共同参画の意識の浸透を図る会議の運営	ダイバーシティ推進係
	40 女性の能力発揮・開発に向けた研修やセミナーの情報提供及び実施	ダイバーシティ推進係
	41 女性求職者・就労者のエンパワーメント向上を図る研修の実施	ダイバーシティ推進係 商工振興係
	42 雇用促進運営協議会ママカフェ開催による女性の再就職支援	商工振興係 ダイバーシティ推進係
3-3-2 性別にかかわらず平等な 社会参画の視点に立った経営 に参画する機会の確保	43 女性認定農業者の育成による農業分野における女性の人材育成	農政係
	44 家族経営協定締結時及び見直し時の男女共同参画の視点での助言・啓発の実施	農政係
	45 将来の農業を担う意欲ある人材の育成及びその確保	農政係

(4) 男性の家事・育児・介護等への意識改革と参画の推進

施策の方向	具体的施策	所管
3-4-1 働き方改革や就労に関する 各種法制度の情報提供	(再掲 34) 46 市男性職員の配偶者出産休暇と育児参加のための休暇取得の周知・啓発	秘書人事係
	(再掲 36) 47 男女及び多様な性の平等な社会参画・女性活躍・WLBに関する情報提供による周知・啓発	ダイバーシティ推進係
	(再掲 37) 48 事業所及び雇用者向け男女共同参画・女性活躍・WLBに関する研修の実施	ダイバーシティ推進係



ワンポイント

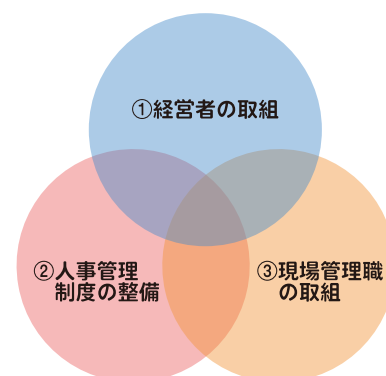
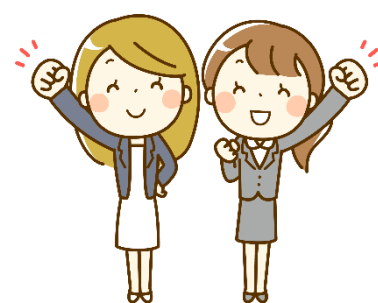
女性の活躍推進と「ダイバーシティ経営」

企業経営において女性の活躍を推進することは、多様な人材の確保などのさまざまなメリットも期待できますが、女性の活躍自体はダイバーシティ（多様性）という面からみると一例に過ぎません。

女性の活躍を推進することは、ダイバーシティを推進する足がかりとしては、非常に有効であると考えられています。そして女性活躍の次のステップとして、少数派と呼ばれる多くの人たちを含めた全ての人材が活躍し、多様な視点を生かした企業経営いわゆる「**ダイバーシティ経営**」は、企業にとってさらなるプラスの効果も期待できます。

ただし、経営計画への取り込みや、柔軟な働き方の整備等がない状態で単に人材の多様性を高めるだけでは、かえって生産性を低下させかねないといわれています。つまり、その多様な人材が実際に現場で活躍していくための取組とセットで進めていくことがポイントです。

ダイバーシティ経営実現のための3拍子▶
(経済産業省資料より引用)



基本目標② 全ての人個性と能力を発揮し、様々な場面で活躍できる社会づくり

重点課題4 性別にかかわらず平等な社会参画に関する国際的な協調及び貢献（SDGsの推進等）

現状と課題

我が国は、国連をはじめとする国際的な女性の地位向上に係る動きと連動して、男女共同参画施策を展開し、推進しています。国際会議等における議論や、国際的な潮流も踏まえ、幅広く国民に理解を深めてもらうための情報提供や、施策・事業等を実施し、女子差別撤廃条約の積極的遵守等に努めています。

しかしながら、世界経済フォーラムが公表する「Global Gender Gap Report 2022」（ジェンダーギャップ指数 2022）では、日本はジェンダーギャップ指数（GGI⁷）が下位に位置し、2022年は146か国中116位という結果でした。G7（先進7か国）の他国に大きく引き離され、最も低くなっています。特に日本は、「経済」及び「政治」の分野における順位が低迷しており、経済分野はスコア及び順位をともに落とし146か国中121位（前回は117位）、政治分野ではスコアは変わらず順位を上げ146か国中139位（前回は147位）となりました。各国がジェンダー平等に向けた努力を加速している中で、日本が遅れを取っていることを示しています。

本市としても、国際社会との協調及び貢献につながる、世界的な潮流や時代にあった取組・情報について、広く周知しながらさらに理解を深めていく必要があります。

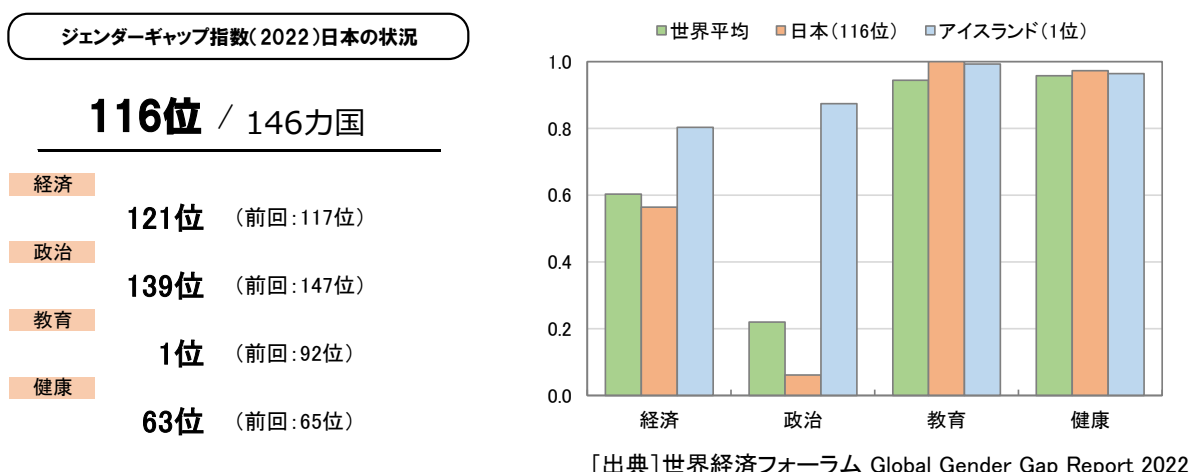
図表 25: ジェンダーギャップ指数 2022

ジェンダーギャップ指数(2022)					■ 分野別のスコア		
上位国及び主な国の順位					分野	スコア	昨年のスコア
順位	国名	指数	前年値	前年からの 順位変動			
1	アイスランド	0.908	0.892	—	経済	0.564	0.604
2	フィンランド	0.860	0.861	—	政治	0.061	0.061
3	ノルウェー	0.845	0.849	—	教育	1.000	0.983
4	ニュージーランド	0.841	0.840	—	健康	0.973	0.973
5	スウェーデン	0.822	0.823	—			
6	ルワンダ	0.811	0.805	-1			
7	ニカラグア	0.810	0.796	-5			
8	ナミビア	0.807	0.809	2			
9	アイルランド	0.804	0.800	—			
10	ドイツ	0.801	0.796	-1			
15	フランス	0.791	0.784	-1			
17	スベイン	0.788	0.788	3			
22	英国	0.780	0.775	-1			
25	カナダ	0.772	0.772	1			
27	米国	0.769	0.763	-3			
63	イタリア	0.720	0.721	—			
68	アラブ首長国連邦	0.716	0.716	-4			
99	韓国	0.689	0.687	-3			
102	中国	0.682	0.682	-5			
116	日本	0.650	0.656	-4			
146	アフガニスタン	0.435	0.444	-10			

[出典]世界経済フォーラム
Global Gender Gap Report 2022

⁷ Gender Gap Index : GGI。この指数は、「経済」「政治」「教育」「健康」の4つの分野のデータから作成され、0が完全不平等、1が完全平等を示している。

図表 26: ジェンダーギャップ指数 2022 における日本の状況

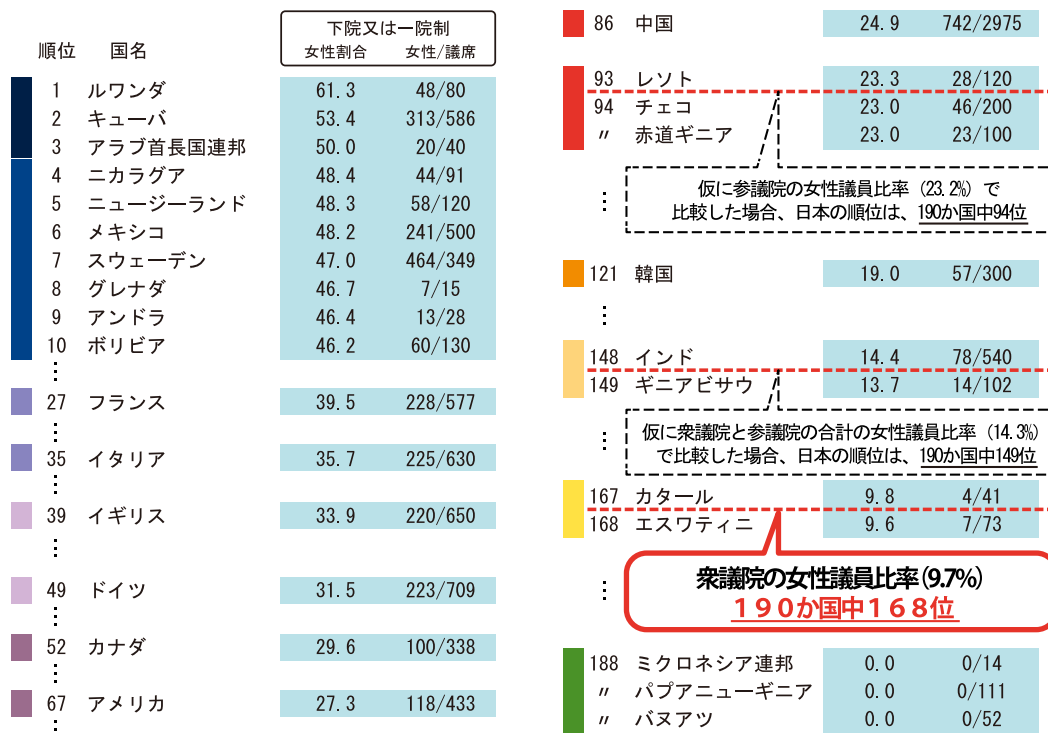


衆議院女性議員比率についても日本は9.7%、190か国中168位と低迷しています。

また住民意識調査から政治の場での男女の地位の平等感をみると、男性が優遇されていると感じる割合が約6割で国の約4割と比較しても非常に高く、さらに平等であると感じている割合については国よりも低い結果となりました。

令和2年12月に閣議決定された「第5次男女共同参画基本計画」では、国政選挙や統一地方選挙の候補者の女性比率を令和7年までに35%へ引き上げることを目標としており、今後も政治の分野についても女性の参画について理解促進が大切です。

図表 27: 女性議員比率の国際比較



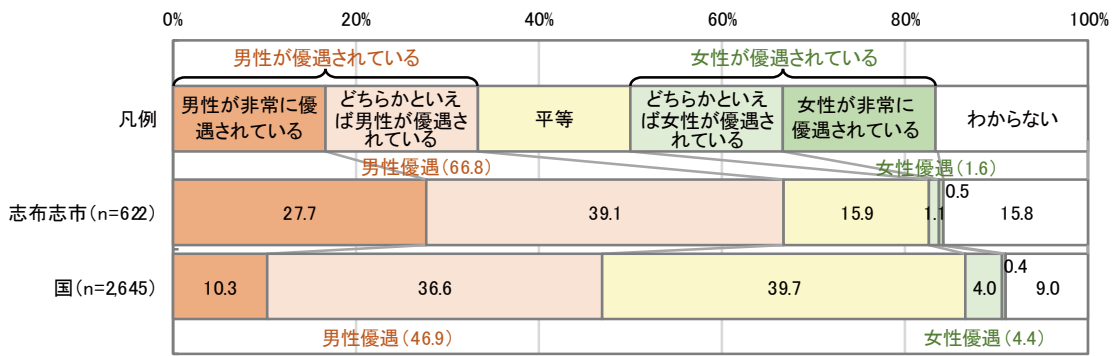
[出典]内閣府男女共同参画局資料を基に作成

※日本は、令和4年6月現在(衆議院女性議員比率は6月13日現在、参議院女性議員比率は6月23日現在)

その他の国は、2021年1月1日時点

※日本の出典は、衆議院及び参議院 HP、その他の国の出典は、IPU(列国議会同盟)Womeninpolitics:2021 下院又は一院制議会における女性議員比率

図表 28: 男女の地位の平等感(政治の場/国との比較)

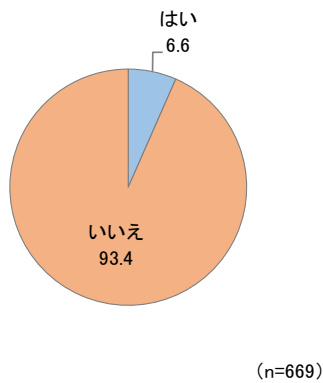


[出典]内閣府「男女共同参画社会に関する世論調査」(R1)、志布志市「住民意識調査」(R3)

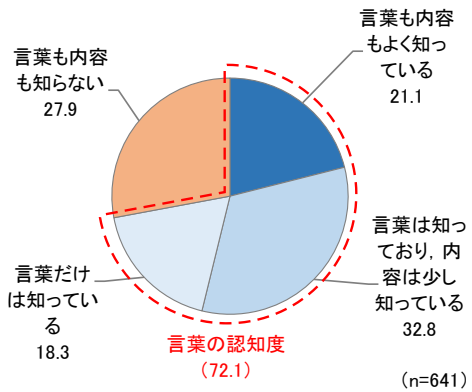
性の多様性についてみると、住民意識調査では性自認や性的指向について悩んだ経験は全体の約6%となっており、一定数の方が悩んだ経験があることがわかりました。

本市では性の多様性に配慮した環境整備等も進めています、「LGBTQ+」という言葉の認知度は7割、性的少数者の人にとって生活しづらい社会だと思う割合が5割に達しており、性的少数者が性別を理由とした人権侵害等を受けないための社会的なルールの周知や理解の促進を今後も図っていく必要があります。

図表 29: 性自認や性的指向に悩んだことがあるか

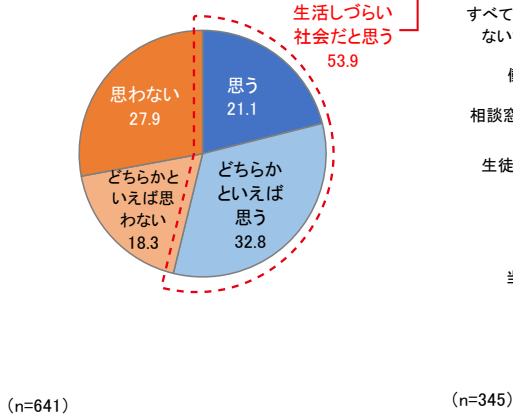


図表 30: 言葉の認知度「LGBTQ+(性的少数者)」

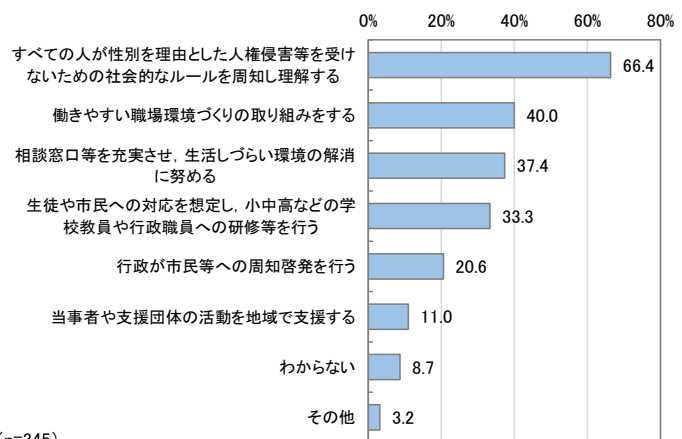


図表 31: 性的少数者等にとって生活しやすい社会か/生活しやすくなるためにどのような対策が必要か

■性的少数者(またはLGBTQ)の人にとって、偏見や差別などにより、生活しづらい社会だと思うか



■性的少数者の方々が生活しやすくなるためにどのような対策が必要だと思うか



[出典]志布志市「住民意識調査」(R3)

施策の展開

▶▶ 施策の方向性

国における男女共同参画の推進は国際的な取組と連動しており、男女共同参画社会の実現は、国際化を推進するうえで、不可欠な要素であることから、国際的な男女共同参画の推進状況を常に把握し、国際的視野に立ちその動向に留意していきます。

さらに男女共同参画の推進に大きく貢献している国際的な条約や世界女性会議での成果や様々な情報などについて国・県と連携しながら市民に広報し、男女共同参画、人権や性的少数者等に対する理解促進を図っていきます。

(1) グローバルな目線でのジェンダー平等の推進とSDGs実現に向けた取組

施策の方向	具体的施策	所管
4-1-1(再掲 2-1-1) 地域における子どもの頃からの人権・男女平等に関する理解の促進	(再掲 21) 49 男女共同参画、多様な性に関する読み聞かせ、関連書籍の企画展示の実施	管理係(図書館)
	(再掲 22) 50 教育現場における暴力を許さない意識醸成のための人権教育の推進	指導係
4-1-2 性的少数者(LGBTQ+ ⁸ など)に対する理解の促進と支援	(再掲 4) 51 性別にかかわらず平等な社会参画に関する市民講座・出前講座の実施	ダイバーシティ推進係
	52 人権の花運動、市内イベントでの人権啓発活動におけるLGBTQ+などへの理解の浸透	ダイバーシティ推進係
4-1-3 在住外国人に対する多情報提供や相談体制の充実及び交流の促進	53 外国人市民の暮らし支援	ダイバーシティ推進係
	54 言語がわからないため困難にある外国人に対する日本語ボランティア支援の実施	ダイバーシティ推進係

⁸ LGBTQ+とは、Lesbian (レズビアン、女性同性愛者)、Gay (ゲイ、男性同性愛者)、Bisexual (バイセクシュアル、両性愛者)、Transgender (トランスジェンダー、性自認が出生時に割り当てられた性別とは異なる人)、Queer や Questioning (クエアやクエスチョニング) の頭文字をとった言葉。最後に「+」がついているのは、性はとても多様であり、上記以外にもたくさんの性のあり方があることから、包括的な意味を持たせるためである。性的マイノリティ(性的少数者)を表す総称のひとつとしても使われることがある。



ワンポイント

SOGIE (ソジー) という考え方

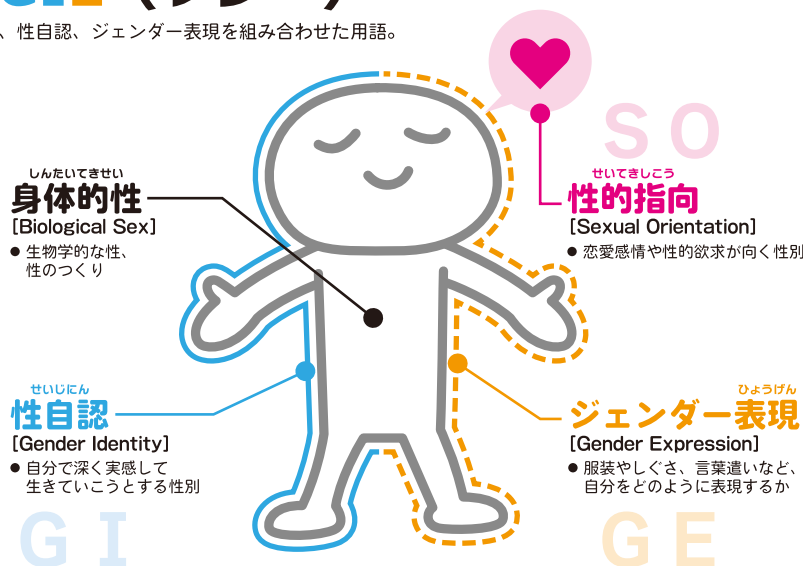
SOGIEとは、**性的指向**（好きになる性）、**性自認**（心の性）、**ジェンダー表現**（性の表現）それぞれの英訳のアルファベットの頭文字を取った、人の属性を表す略称です。異性愛の人なども含め、すべての人が持っている属性です。

SO	S exual O rientation セクシュアル・オリエンテーション	性的指向。恋愛感情や性的欲求が向く性別。
GI	G ender I dentify ジェンダー・アイデンティティ	性自認。自分で深く実感して生きていこうとする性別。
GE	G ender E xpression ジェンダー・エクスプレッション	ジェンダー表現。服装やしぐさ、言葉遣いなど自分をどのように表現するか。

LGBTQ+は「**どんな人**」であるかを表すのに対して、SOGIEは「**性の要素そのもの**」を表しているという違いがあります。

SOGIE (ソジー)

性的指向、性自認、ジェンダー表現を組み合わせた用語。



理解を
深めよう

● SOGIハラスメント (ソジハラ)

好きになる人の性別（性的指向：Sexual Orientation）や自分がどの性別かという認識（性自認：Gender Identity）に関連して、差別的な言動や嘲笑、いじめや暴力などの精神的・肉体的な嫌がらせを受けることなどを表す言葉です。

● アウティング

アウティングとは、本人の了承なく、性的指向や性自認（SOGIE）を第三者に勝手に暴露する行為を指します。

※ 令和2年（2020）6月に施行された改正労働施策総合推進法いわゆる「**パワハラ防止法**」では、**SOGIハラスメント**、**アウティング**といった行為も**パワーハラスメント**であると明確に謳われており、企業にはそれらを防止する義務が法律で定められました。

基本目標② 全ての人が個性と能力を発揮し、様々な場面で活躍できる社会づくり

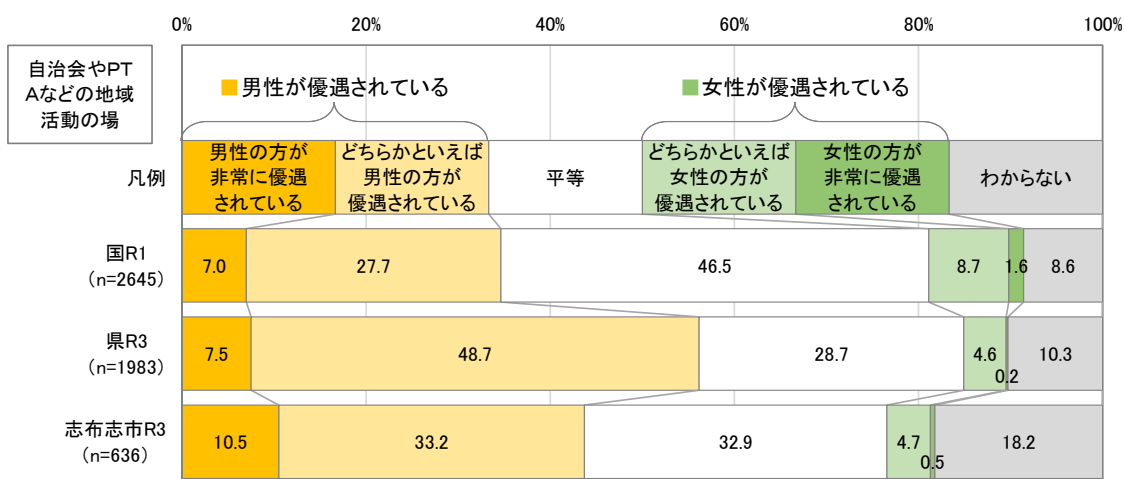
重点課題5 性別にかかわらず平等な社会参画の視点に立った地域コミュニティ形成と防災の推進

現状と課題

男女共同参画の推進は、市民にとって暮らしの基盤である最も身近な「地域」での取組が大変重要になっていますが、少子高齢化や人口減少の進行、後継者不足等に加え、地域経済の低迷を背景に、地域の抱える課題も多様化しています。

住民意識調査から地域活動の場における男女の地域の平等感をみると、「平等」とする割合が3割なのに対し、「男性が優遇されている」が4割、「女性が優遇されている」が1割未満となっています。「平等」及び「男性が優遇されている」とする割合は、鹿児島県と比較すると良い傾向にあります。国と比較すると改善の余地がある状態です。

図表 32: 自治会やPTAなどの地域活動の場における男女の地位の平等感

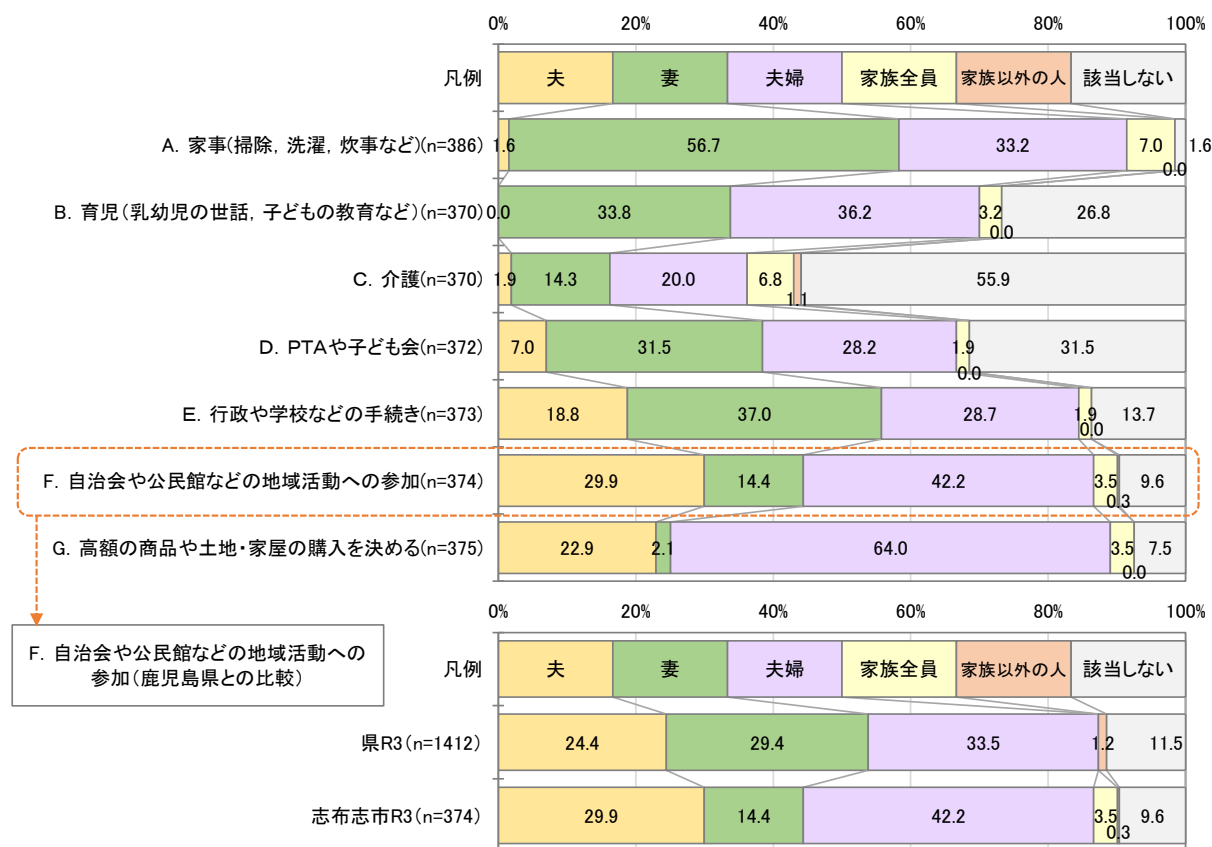


[出典]内閣府「男女共同参画社会に関する世論調査」(R1)、鹿児島県「男女共同参画に関する県民意識調査」(R3)、志布志市「住民意識調査」(R3)
 ※無回答を除外して再集計を行っている。※鹿児島県調査には当該カテゴリ「地域社会の中で」を用いている。

また、家庭生活における役割分担をみると、自治会や公民館などの地域活動については「夫婦」とする割合が4割、「夫」が3割、「妻」が1割となっています。鹿児島県と比較すると、「夫婦」及び「夫」とする割合はそれぞれ高くなっています。

地域力を高めるためには、性別にとらわれることのない多様な視点を持ちながら、それぞれの立場やライフスタイルに応じた様々な形で地域活動に参画できる環境づくりが必要です。

図表 33: 家庭生活での役割分担



[出典]鹿児島県「男女共同参画に関する県民意識調査」(R3)、志布志市「住民意識調査」(R3)
 ※無回答を除外して再集計を行っている。※回答の対象は現在結婚している(事実婚を含む)方のみ。
 ※鹿児島県調査では、「家族全員」の選択肢はない。

平成 23 年に発生した東日本大震災を契機に、全国的に災害に対する危機感が高まっており、災害発生時の避難所等運営においては性別に配慮したスペースの確保や救急医療体制等の重要性も求められています。

本市においても平成 29 年、危機管理室が設置され、防災計画の策定や自主防災組織事業等を行っています。また、男女共同参画推進室が平成 24 年に結成した「志おごじょ隊」や平成 26 年に結成された志布志市消防団女性消防隊が、市民への防災・防火啓発活動を行っており、今後も男女共同参画の視点に立った市の防災計画等の策定が重要となっています。

図表 34: 志布志市消防団女性消防隊隊員数の推移

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
志布志市消防団女性消防隊(人)	15	17	16	11	10

[出典]総務課危機管理室消防交通係

施策の展開

▶▶ 施策の方向性

地域コミュニティは、家庭とともに人々にとって最も身近な暮らしの場であり、そこでの男女共同参画の推進は、男女共同参画社会の実現にとって非常に重要です。地域においては、高齢化や過疎化の進行、人間関係の希薄化や単身世帯の増加等の様々な変化が生じており、男女が共に担わないと立ち行かなくなる状況にあって、地域力を高め、持続可能な社会を築いていくためには地域における男女共同参画が不可欠です。

地域において男女平等、男女共同参画の意識啓発をさらに進めるとともに、その活動を支援するための体制構築に向けた支援を行います。また、平時・災害発生時にかかわらず、性別にかかわらず防災・減災を検討し、そのために必要な準備を展開していきます。

(1) 性別にかかわらず平等な社会参画の視点に立った地域コミュニティ形成

施策の方向	具体的施策	所管
5-1-1 地域における性別にかかわらず平等な社会参画を推進する人材の育成の促進	55 県が認定する男女共同参画地域推進員の活動支援	ダイバーシティ推進係
5-1-2 地域活動の促進に向けた支援体制の構築	56 地域コミュニティ協議会の形成を促進するにあたって、多様な人々の参画、多様な人々への配慮への対応についての助言・啓発	地域コミュニティ係

(2) 性別にかかわらず平等な社会参画の視点に立った防災・減災の推進

施策の方向	具体的施策	所管
5-2-1 性別にかかわらず平等な社会参画の視点に立った地域防災・減災の推進	57 防災計画の策定、防災対応において、多様な立場の人々の視点からの準備を行うための、多様な立場の人々の参画	危機管理係
	58 性別にかかわらず平等な社会参画の視点に立った避難所運営	危機管理係



基本目標④ 全ての人が安全に、安心して暮らすことができる社会づくり

重点課題6 全ての人の人権を侵害するあらゆる暴力の根絶

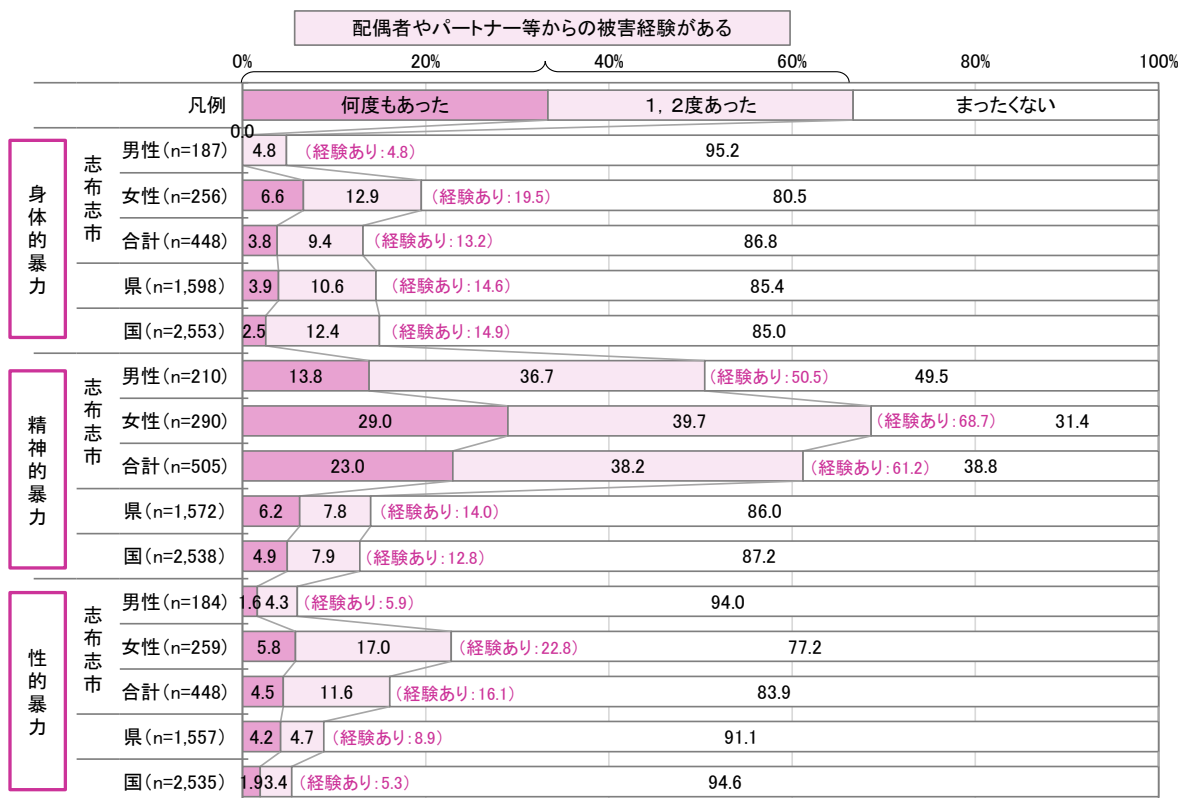
第3次志布志市DV対策基本プラン

現状と課題

人々は、安全・安心に暮らし、人生を豊かに生きる権利がありますが、その人権を侵害するものとして様々な暴力があります。配偶者等からの暴力（DV）、ストーカー行為、セクシュアル・ハラスメント、性犯罪等における被害者の多くは女性であり、背景には男女の不平等な関係、経済力の格差、固定的性別役割分担意識や性別による無意識の思い込み等が要因であると考えられます。また、加害者も様々な暴力行為に対する認識が低いという傾向があるといわれています。

DVを受けた経験について住民意識調査をみると、「精神的暴力」については女性の7割弱、男性の5割が被害経験ありと回答しており、国や県の調査と比較して非常に高い割合となっています。さらに女性は「身体的暴力」「性的暴力」についても国や県よりも高い割合となっています。

図表 35: 配偶者等からの被害経験



[出典]内閣府「男女間における暴力に関する調査」(R2)、
鹿児島県「男女共同参画に関する県民意識調査」(R3)、志布志市「住民意識調査」(R3)
※無回答を除外して再集計を行っている。さらに志布志市については「該当なし」も除外している。

本市で様々な悩みを抱える女性のための「女性支援相談室」の相談件数についても令和2年度はDVに関する相談が全体の7割を超えています。

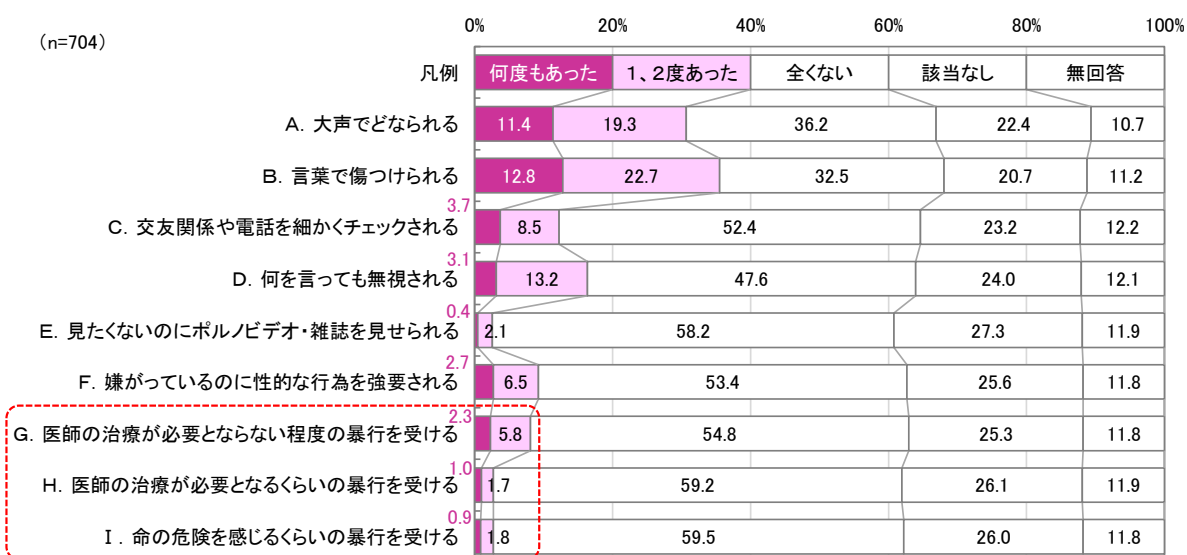
図表 36: 女性支援相談件数の推移

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
女性支援相談件数(全体)	30	30	35	66	42
うち DV 被害相談件数	10	8	14	47	20

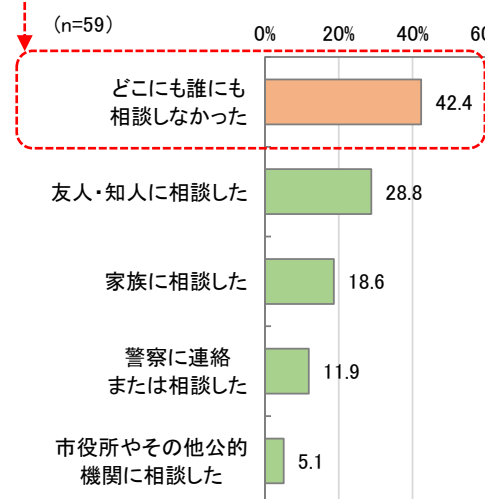
[出典]コミュニティ推進課共生協働推進室ダイバーシティ推進係

DVの中でも下図のG・H・Iに該当するようないわゆる「身体的暴力」については、被害経験自体の割合は低いものの一定数発生していることがわかります。さらに被害を受けた場合の相談先については「どこにも相談しなかった」とする割合が4割を超えており、相談しなかった理由についても自己犠牲や羞恥心から相談しなかったケースや相談自体が無駄であると感じている割合が高くなっており、今後最も改善していくべきポイントの1つとして周知徹底を図っていく必要があります。

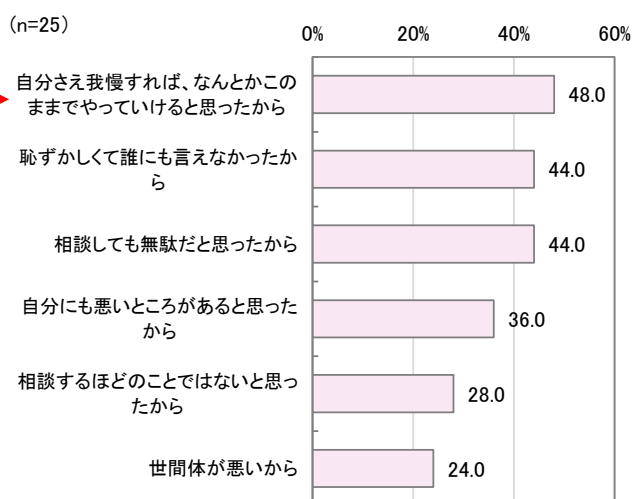
図表 37: ドメスティックバイオレンス(DV)を受けた経験



図表 38: 身体的暴力を受けたときの相談先(上位5件)



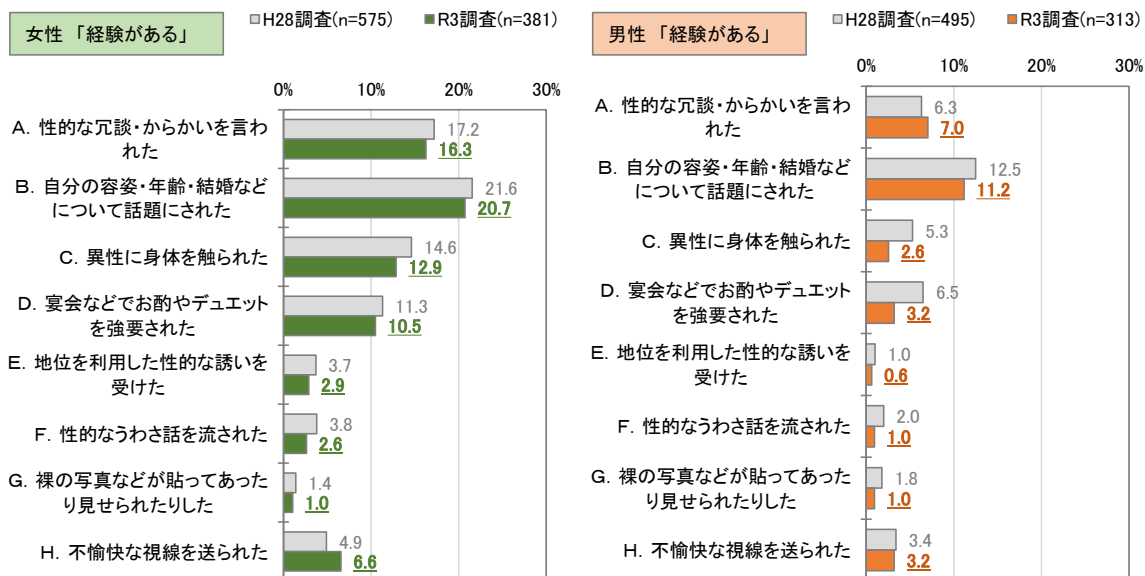
図表 39: どこにも相談しなかった理由(上位6件)



[出典]志布志市「住民意識調査」(R3)

さらに、セクシュアル・ハラスメントについての経験については前回調査と比較して概ね改善傾向にあるものの、依然として男性よりも女性の割合が高くなっています。

図表 40: 職場や学校などにおけるセクシュアル・ハラスメントの経験(直近5年間・男女別)



[出典] 志布志市「住民意識調査」(R3)

男性も女性も性別に関係なく、社会のあらゆる分野で平等に参画し、その個性と能力を十分に発揮できる「男女共同参画社会」を形成するには、その大きな妨げとなる様々な暴力の根絶のために、国・県・関係機関、団体等と連携をとりながら取り組まなければなりません。

施策の展開

▶▶ 施策の方向性

● プラン策定の趣旨と位置づけ

配偶者からの暴力(DV)は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であり、その防止に向けた取組が全国的に展開されている中、DV相談の受理件数は増加傾向にあります。このような中、本市では「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」(DV防止法)第2条の3第3項に基づき、配偶者からの暴力を防止し、被害者を保護するための施策に関する市町村基本計画として策定しました。

● 計画の期間

本計画に準じて令和5年度から令和9年度の5年間とします。

計画期間中に法律及び国の基本方針が見直された場合、又は新たに盛り込むべき事項等が生じた場合には、必要に応じ見直します。

● 施策の方向性

(1) 全ての人の人権が尊重される社会づくり

DVは、犯罪行為をも含む重大な人権侵害であるという認識が世代を問わず共有されるよう、DV防止と人権尊重に関する意識啓発を推進します。また、交際相手への暴力、いわゆるデートDVも深刻化していることから、教育機関等との連携により、若年層からの人権教育に取り組みます。

(2) 配偶者等からの暴力の防止及び被害者支援の推進

DVを発生させないための意識の醸成はもとより、DVについて安心して相談できる環境づくりが大切です。交際相手からのDVであるデートDVを含めた暴力被害を予防するための正しい知識や情報の普及、理解促進を進めるための取組に努め、DV被害者本人の意思と被害者が置かれている状況に応じたきめ細やかな支援や、切れ目のない総合的な支援が実施できるよう、市役所をはじめとする関係機関との連携により相談体制の拡充や被害者保護、生活支援等に一体的に取り組みます。

(3) ハラスメントへの対策と対応

ハラスメント行為は、加害者がハラスメントと認識していないことが多いことから、継続して情報提供や啓発活動に取り組むとともに、ハラスメント行為の被害者が相談しやすい環境を整備します。



(1) 全ての人の人権が尊重される社会づくり

施策の方向	具体的施策	所管
6-1-1(再掲 2-1-1) 地域における子どもの頃からの人権・男女平等に関する理解の促進	(再掲 21) 59 男女共同参画、多様な性に関する読み聞かせ、関連書籍の企画展示の実施	管理係(図書館)
	(再掲 22) 60 教育現場における暴力を許さない意識醸成のための人権教育の推進	指導係
6-1-2(再掲 1-2-5) 家庭や地域における男女の人権を尊重する人権教育の推進	(再掲 15) 61 志布志市人権教育研修会における性別にかかわらず平等な社会参画の視点の浸透	社会教育係
	(再掲 16) 62 人権の花運動、市内イベントでの人権啓発活動における男女共同参画の理解の浸透	ダイバーシティ推進係

(2) 配偶者等からの暴力の防止及び被害者支援の推進

施策の方向	具体的施策	所管
6-2-1 配偶者からの暴力を容認しない意識の醸成	63 DV・デート DV・ハラスメントに関する市民講座及び出前講座の実施	ダイバーシティ推進係
	64 DV・デート DV・ハラスメントに関する情報提供による啓発関係法令の周知を含む、女性に対する暴力をなくす運動期間・人権週間における情報発信等広報・啓発	ダイバーシティ推進係
	65 人権啓発活動における DV・デート DV・ハラスメントの理解の浸透を図る情報提供	ダイバーシティ推進係
	66 教職員(管理職含む)への管理職研修でのDV・ハラスメントに関する情報提供、啓発資料等の配布	指導係
	67 保育所関係者へのDV・デート DV・ハラスメントに関する多様な機会を捉えた情報提供	児童福祉係
	68 DV・デート DV・ハラスメント防止啓発用リーフレットの作成、啓発	ダイバーシティ推進係
6-2-2 安心して相談できる相談体制の充実	69 DV・デート DV・ハラスメントに関する相談者の視点に立った各種相談体制の充実	ダイバーシティ推進係 まるごと相談係
	70 家庭相談事業における DV・児童虐待防止啓発、DV・児童虐待被害者支援	児童福祉係
6-2-3 被害者支援に関する関係機関等との連携、協力体制の充実	71 庁内 DV 被害者支援会議、配偶者等からの暴力対策連絡会議の実施、DV 被害者支援の関係機関との連携	ダイバーシティ推進係
	72 住民基本台帳の閲覧等の制限等の支援措置に関する各課の情報管理の指導	市民年金係
6-2-4 被害者及び被害者の子ども等の安全の確保と心身の健康回復・自立に向けた支援	73 DV 支援措置による市営住宅への優先入居	管理係
	(再掲 63)	
	74 DV・デート DV・ハラスメントに関する相談者の視点に立った各種相談体制の充実	ダイバーシティ推進係
	75 就労への適切な情報や支援の提供	ダイバーシティ推進係 社会福祉係 まるごと相談係
	76 DV 被害者の子どもに対する学校・保育所等への就学・入所等の支援	児童福祉係 総務係

(3) ハラスメントへの対策と対応

施策の方向	具体的施策	所管
6-3-1 性犯罪・ストーカー行為・セクハラ等への対策及び被害者支援	77 ハラスメントに関する相談がしやすい組織体制の充実	秘書人事係
6-3-2(再掲 3-2-3) 様々なハラスメント防止に向けた周知・啓発	(再掲 38) 78 女性の活躍を妨げるハラスメントに関する情報提供・研修会の実施	ダイバーシティ推進係



ワンポイント

「DV (ドメスティック・バイオレンス)」

DV (ドメスティック・バイオレンス) とは、英語の「domestic violence」をカタカナで表記したもので、配偶者 (元配偶者) や恋人等親密な間柄でふるわれる暴力のことです。

DV は犯罪ともなる許されない行為です。体を傷つける暴力だけでなく、大声でどなる、大切な物を壊す、性的行為を強要する、生活費を渡さない、子どもを利用して脅すなどの行為もDVです。性別にかかわらず男性も女性も被害者・加害者になる可能性があります。



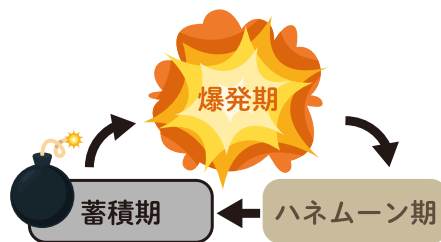
主なDVの種類を見てみましょう

以下の表はDVのほんの一例です。暴力は身体への暴力だけではなく、様々な形があります。多くの場合には、複数の暴力が組み合わさって行われることがあります。

身体的暴力	殴る、蹴る、物を投げつける、引きずりまわす など
精神的暴力	大声でどなる、罵る、脅す、監視する、無視する など
性的暴力	性行為を強要する、避妊に協力しない、ポルノを無理やり見せる など
経済的暴力	生活費を渡さない、働きに行かせない、家計を細かくチェックする など
社会的暴力	自由に外出させない、交友関係の制限、携帯電話をチェックする など
子どもを利用した暴力	子どもの前で暴力を振るう、子どもに悪口をふきこむ、子どもを取り上げようとする など

DVにはサイクルがあります

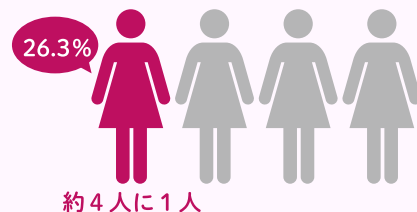
- DVにはサイクル (周期) があるといわれています*。ちょっとしたことでストレスをためていく「蓄積期」、激しい暴力を振るう「爆発期」、一転して優しくなり反省・謝罪する「ハネムーン期」。
- この3つの期間が繰り返されることにより、心身共に疲弊し、DVから逃れられなくなると考えられています。



※必ずこのサイクルにあてはまるわけではありません。ケースごとの暴力の本質に注意してください。

デートDVについて

- 交際相手との間で起きる暴力のことを「デートDV」と呼びます。場合によっては、暴行罪などの犯罪になることもあります。
- 20歳代の女性で身体的暴行、心理的攻撃、経済的圧迫、性的強要のいずれかの行為を1つでも受けたことのある割合は、26.3%にのぼることがわかりました。



[出典]内閣府「男女間における暴力に関する調査」(R2)

まずは相談してみましょう

★緊急の場合 110番 ★ケガをしたら 119番

- 鹿児島県女性相談センター ☎099-222-1467
- 鹿児島県男女共同参画センター ☎099-221-6630 / 099-221-6631
- 大隅地域振興局 ☎0994-52-2123
- 志布志市女性支援相談室 ☎0120-786-054

基本目標④ 全ての人々が安全に、安心して暮らすことができる社会づくり

重点課題7 生涯を通じた全ての人々の健康の保持及び増進

現状と課題

男女がお互いの身体的性差を十分に理解し、一人ひとりが多様な生き方を選択していくためには、心身及び健康について管理、保持、増進に取り組むことは大変重要なことです。

住民意識調査において「リプロダクティブ・ヘルス／ライツ」の認知度をみると、平成28年度の前回調査と比較すると若干の改善は見られるものの、依然として2割に満たない低い状況が続いています。

女性は妊娠、出産の可能性、更年期など女性特有の身体的、精神的問題に直面することに十分な配慮が必要であり、誰もが身体的、精神的、社会的に良好な状態を享受できるよう「リプロダクティブ・ヘルス／ライツ」（性と生殖に関する健康／権利）の概念の浸透に努める必要があります。

図表 41: 男女共同参画に関する用語の認知度

	認知度 (H28)		認知度 (R3)		比較
	(%)	n値	(%)	n値	
A ジェンダー	38.6	(n=897)	72.9	(n=634)	↑ +34.3
B ドメスティック・バイオレンス	90.0	(n=941)	92.7	(n=641)	↑ +2.7
C ハラスメント	—	—	93.8	(n=644)	—
D リプロダクティブ・ヘルス／ライツ	19.1	(n=916)	19.5	(n=631)	↑ +0.4
E ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）	60.7	(n=908)	67.1	(n=565)	↑ +6.4
F 男女共同参画社会	—	—	87.2	(n=641)	—
G 多文化共生社会	—	—	62.9	(n=574)	—
H デートDV	64.5	(n=929)	73.4	(n=639)	↑ +8.9
I 女性の活躍推進	—	—	81.3	(n=636)	—
J LGBTQ（性的少数者）	—	—	72.1	(n=641)	—

[出典] 志布志市「住民意識調査」(R3)



ワンポイント

「リプロダクティブ・ヘルス／ライツ」

リプロダクティブ・ヘルス／ライツ（Reproductive Health／Rights）とは「性と生殖に関する健康と権利」と訳され、1994年にカイロで開催された国際人口開発会議において提唱された概念です。性と生殖に関する健康・生命の安全を、女性のライフサイクルを通して、権利としてとらえる概念で、今日、女性の人権の重要な一つとして認識されています。

簡単に説明すれば、「性や出産に関して、本人の意思が尊重され、身体的にも精神的にも健康でいられること」です。

そのためには、自分の体のことは自分で決めたり、自分を守ったりすることができるよう、心身と健康に関する正しい知識を学習し、信頼できる情報にアクセスしていくことが必要です。



リプロダクティブ・ヘルス	性や子どもを産むことにかかわるすべてにおいて、身体的にも精神的にも社会的に本人の意思が尊重され、自分らしく生きられること。
リプロダクティブ・ライツ	自分の身体に関することを自分自身で決められる権利のこと。

施策の展開

▶▶ 施策の方向性

男女がともに自らの身体について正しい情報を持ち、生涯を通じて、思春期、妊娠・出産期、更年期、高齢期等ライフステージに応じた身体と心の健康管理・保持増進を支援する取組の充実を図ります。特に女性は、妊娠や出産の可能性もあり、ライフサイクルを通じて男性とは異なる健康上の問題に直面することに留意した取組を行います。

また、リプロダクティブ・ヘルス/ライツについて、全ての人が関心を持ち、正しい知識を得て認識を深めるための取組を行います。

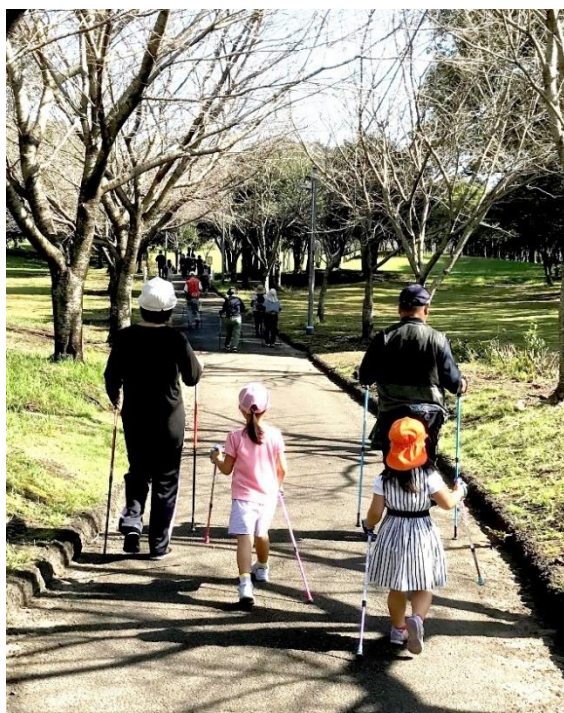
(1) 生涯にわたる男女の健康の包括的な支援

施策の方向	具体的施策	所管
7-1-1 男女の心身及びその健康についての正しい知識の普及と情報提供	79 リプロダクティブ・ヘルス/ライツの視点に立った思春期保健セミナー及び性教育の実施	健康支援係 指導係
	(再掲 4) 80 性別にかかわらず平等な社会参画に関する市民講座・出前講座の実施	ダイバーシティ推進係
	81 中小企業向けメンタルヘルス出前講座の実施 ※志布志市自殺対策計画実施対象事業	保健対策係
7-1-2 特定健診・がん検診等の生涯を通じた健康維持・増進対策の充実	82 各検診における性差に応じた適切な受診啓発	保健対策係
	83 男女の心身及びその健康についての正しい知識の普及と情報提供	保健対策係
7-1-3 スポーツ活動を通じた生涯にわたる健康づくりの推進	84 総合型地域スポーツクラブにおいて性別や年齢、障がいの有無等にかかわらず利用できるための配慮の実施	生涯スポーツ係



(2) 妊娠出産に関する健康支援と性に関する正しい理解の促進

施策の方向	具体的施策	所管
7-2-1 リプロダクティブ・ヘルス/ライツについての概念の普及・啓発	85 リプロダクティブ・ヘルス/ライツの情報提供	ダイバーシティ推進係
	(再掲 79) 86 リプロダクティブ・ヘルス/ライツの視点に立った思春期保健セミナー及び性教育の実施	健康支援係 指導係
	87 管理職及び学校職員研修でのリプロダクティブ・ヘルス/ライツに関する情報提供	指導係
7-2-2 妊娠・出産期における健康管理の充実	(再掲 83) 88 男女の心身及びその健康についての正しい知識の普及と情報提供	保健対策係 健康支援係
	89 妊娠・出産・子育て期における育児家事の負担が偏りがちな母親のメンタルヘルス向上や父親の家事育児への参画の推進	健康支援係
7-2-3 性に関する正しい知識の普及を目的とした教育の機会の充実	(再掲 87) 90 管理職及び学校職員研修でのリプロダクティブ・ヘルス/ライツに関する情報提供	指導係



基本目標④ 全ての人が安全に、安心して暮らすことができる社会づくり

重点課題8 生活上の困難や課題に直面する人々が安心して暮らせる環境の整備

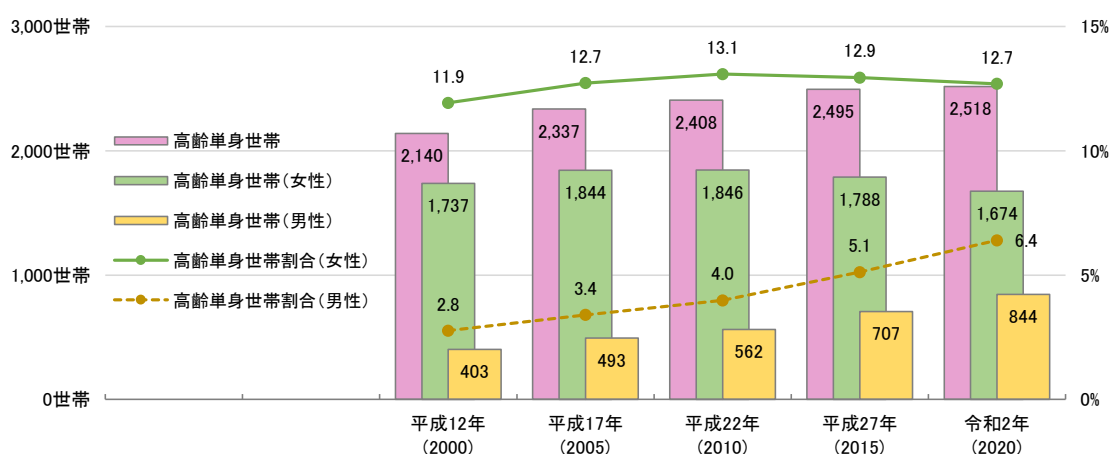
現状と課題

単身世帯やひとり親世帯増加等の家族構成変化、非正規化の進行をはじめとする雇用・就業をめぐる環境変化、国際結婚や定住外国人増加等に伴うグローバル化の進展など、様々な社会変化が進む中で、経済困難や社会的孤立などの「生活困難」を抱える層が多様化し増加しています。

また、本計画策定時点では新型コロナウイルス感染症は収束しておらず、いわゆるコロナ禍の長期化による市民生活や経済への影響が続くことも想定されます。飲食店などでは休業や時短営業等の影響から倒産や閉店が、また多くの企業で早期退職や雇止め等も増えており、そこで働いていた従業員の収入が途絶えたり、減ったりすることで生活困窮者が増える可能性があります。また、フリーランスや非正規雇用など、低所得層ほど、感染拡大による経済的影響が大きい状況もあり、貧困問題が拡大・深刻化している懸念があります。

支援を必要とする世帯には複合的な問題がある場合も多く、多面的に支援する必要があります。特に、「高齢単身世帯（女性）」や「ひとり親世帯（母子世帯）」は、貧困など生活上の困難に直面することが多いため、貧困等を防止するための取組が必要です。さらに、貧困等の次世代への連鎖を断ち切るため、個人の様々な生き方に沿った支援も必要です。

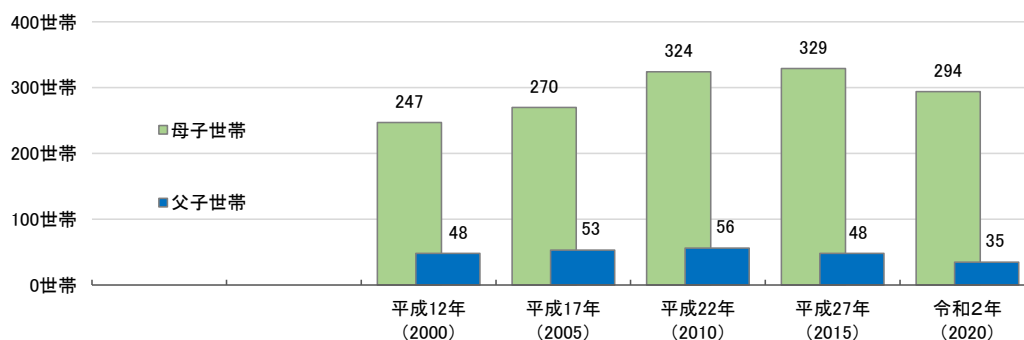
図表 42: 高齢単身世帯の推移



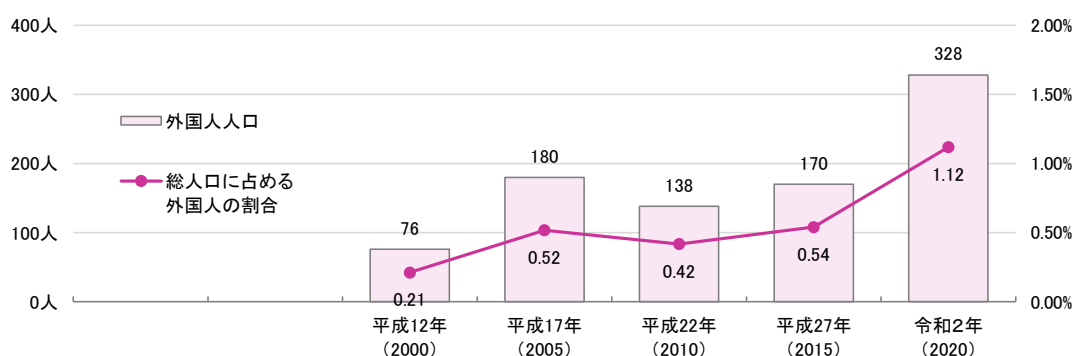
[出典]国勢調査

※平成17年以前は、旧志布志町、旧有明町、旧松山町の合算値

図表 43: 母子世帯・父子世帯数の推移 再掲

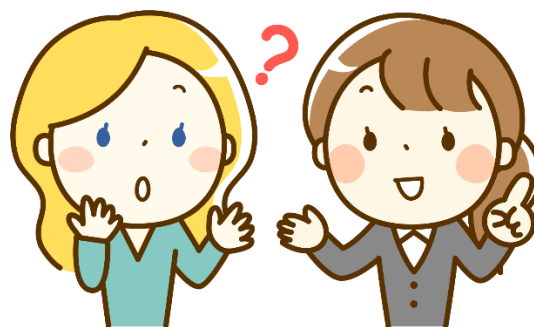


図表 44: 外国人人口の推移



[出典]国勢調査

※平成17年以前は、旧志布志町、旧有明町、旧松山町の合算値



施策の展開

▶▶ 施策の方向性

子どもを安心して産み、育てることのできる環境の充実を図ります。ひとり親家庭に対する子育て支援や就業・両立に向けた支援など、それぞれの家庭の状況に対応した支援を行います。

さらに、高齢者、障がいのある方、外国人市民、性的少数者等など、生活上の様々な困難を抱える人が安心して暮らすことができる環境の整備や多様性を認め合う社会の形成に取り組みます。

(1) 安心して子育てができる環境づくり

施策の方向	具体的施策	所管
8-1-1 子育て支援ネットワークの 充実	91 子育て支援センターを中心とした、子育て支援 ネットワークの体制の整備 (地域子育て支援拠点事業)	児童福祉係
8-1-2 ひとり親家庭への生活支援 及び自立支援の充実	92 相談対応における男女共同参画の視点での ひとり親・母子家庭の困難への支援	ダイバーシティ推進係
	93 ひとり親家庭の相談に応じ、情報提供及び助 言等必要な支援の実施	児童福祉係
	94 自立支援教育訓練給付金事業における男女 共同参画の視点でのひとり親・母子家庭の困 難への支援の実施	児童福祉係
8-1-3 両立支援に向けた多様なニ ーズに対応したサービスの 充実(子育て・保育)	95 就労者の両立支援のために利用できる子育て 支援制度の周知 (出生時手続)	児童福祉係
	96 就労者の両立支援のために利用できる子育て 支援制度の周知 (病児保育事業)	児童福祉係
	97 就労者の両立支援のために利用できる子育て 支援制度の周知 (ファミリーサポートセンター事業)	児童福祉係
	98 就労者の両立支援のために利用できる子育て 支援制度の周知 (放課後児童健全育成)	児童福祉係
	99 就労者の両立支援のために利用できる子育て 支援制度の周知 (妊娠・出産包括支援事業)	健康支援係



(2) 高齢者や障がいのある方等が安心して暮らせる環境づくり

施策の方向	具体的施策	所管
8-2-1 高齢者の生きがいづくり・自立に向けた支援	100 相談対応における男女共同参画の視点での高齢者支援	ダイバーシティ推進係
8-2-2 障がいのある方の性別にかかわらず個人としてのニーズに配慮した自立支援と生活環境の整備	101 性別にかかわらない平等な社会参画の視点での障がいのある方の自立支援	障害福祉係
8-2-3 男女の身体的特徴や性別に配慮した介護等に係る取組など人権を尊重する介護の質の向上	102 性別にかかわらない平等な社会参画の視点で活躍する生活・介護支援サポーターの養成	地域支援係
	103 介護者交流事業での男女共同参画の理解と固定的性別役割分担意識解消への働きかけ・情報提供	介護保険係
8-2-4 両立支援に向けた多様なニーズに対応したサービスの充実(介護)	104 就労者の両立支援のために利用できる介護制度等の周知	介護保険係

(3) 困難な状況にある若者等の自立に向けた環境づくり

施策の方向	具体的施策	所管
8-3-1 困難な状況に置かれる若者の自立に向けた支援と取組の推進	105 生活困窮者自立支援事業における男女共同参画の視点での困窮者支援の実施	社会福祉係
8-3-2 「生理の貧困」に対する支援	106 女性の健康や尊厳に関する不安解消を目的とした生理用品配布等の実施	ダイバーシティ推進係



(4) 性の多様性についての理解促進

施策の方向	具体的施策	所管
8-4-1 (再掲 4-1-2) 性的少数者(LGBTQ+など)に対する理解の促進と支援	(再掲 4) 107 性別にかかわらず平等な社会参画に関する市民講座・出前講座の実施	ダイバーシティ推進係
	(再掲 52) 108 人権の花運動、市内イベントでの人権啓発活動におけるLGBTQ+などへの理解の浸透	ダイバーシティ推進係

(5) 外国人市民が安心して暮らせる環境づくり

施策の方向	具体的施策	所管
8-5-1 (再掲 4-1-3) 在住外国人に対する多情報提供や相談体制の充実及び交流の促進	(再掲 53) 109 外国人市民の暮らし支援	ダイバーシティ推進係
	(再掲 54) 110 言語がわからないため困難にある外国人に対する日本語ボランティア支援の実施	ダイバーシティ推進係

3 計画の評価指標

重点課題1

性別にかかわらず平等な社会参画の視点からの制度・慣行の見直し及び意識の改革・涵養

評価指標	令和4年度 (現状値)	令和9年度 (目標値)	関係課
各種団体・グループへの性別にかかわらず平等な社会参画に関する出前講座の開催数	5回/年	10回/年	コミュニティ推進課
性別にかかわらず平等な社会参画に関する講演会等の開催数	2回/年	4回/年	コミュニティ推進課
性別にかかわらず平等な社会参画に関する市職員向け研修会の開催数	1回/年	3回/年	総務課 コミュニティ推進課
性別にかかわらず平等な社会参画に関するイベント(パネル展示等)の実施	1回/年	2回/年	コミュニティ推進課
「男女共同参画社会」の言葉の認知度	55.7%	70%	コミュニティ推進課
人権問題に関する学習会や研修会、イベントへの参加者数	60人	300人	市民環境課
性別にかかわらず平等な社会参画の視点を踏まえたメディア・リテラシー向上のための講座受講者のうち、理解・満足した人の割合	—	70%	情報管理課

重点課題2

児童・生徒への性別にかかわらず平等な社会参画の意識の醸成を図る教育・学習の推進

評価指標	令和4年度 (現状値)	令和9年度 (目標値)	関係課
男女共同参画・多様な性に関する読み聞かせ、関連書籍の企画展示の実施回数	2回/年	4回/年	生涯学習課 (図書館)
学校の特別活動における男女共同参画及び多様な性に関する視点を重視したキャリア教育の授業数	2回/年	3回/年	学校教育課
家庭教育学級の参加率	87.5%	90.0%	生涯学習課
性別にかかわらず社会参画に関する教職員(管理職含む)への研修会の開催数	4回/年	5回/年	学校教育課 コミュニティ推進課
教育関係者・児童・生徒への出前講座の開催数	1回/年	3回/年	コミュニティ推進課

重点課題3

社会生活における全ての人の均等な機会・待遇の確保と女性の参画促進

評価指標	令和4年度 (現状値)	令和9年度 (目標値)	関係課
市の審議会等への女性登用率	32.5%	40%	コミュニティ推進課
「ワーク・ライフ・バランス」の言葉の認知度	32.2%	50%	コミュニティ推進課
市男性職員の育児参加のための特別休暇取得率	75%	100%	総務課
市職員の平均年次休暇取得日数	11.4 日/年	15 日/年	総務課
市職員における女性職員の役職(係長以上)登用率	14.1%	25%	総務課
認定農業者数に占める女性の割合	11%	15%	農政畜産課
家族経営協定の締結数(累計)	156 戸	175 戸	農政畜産課
女性活躍推進事業に取り組んだ事業所数(累計)	5社	15 社	コミュニティ推進課
女性の活躍推進及び女性リーダー育成に関する研修会・セミナーの実施	1回/年	2回/年	コミュニティ推進課 港湾商工課

重点課題4

性別にかかわらず平等な社会参画に関する国際的な協調及び貢献
(SDGsの推進等)

評価指標	令和4年度 (現状値)	令和9年度 (目標値)	関係課
性の多様性に関する研修会・出前講座の実施	2 回/年	4 回/年	コミュニティ推進課
「多文化共生社会」の言葉の認知度	29%	50%	コミュニティ推進課
異文化交流会の開催数	1 回/年	6 回/年	コミュニティ推進課
市内で活動する日本語教室の数	1 か所	3 か所	コミュニティ推進課
ダイバーシティの推進に関する研修会・出前講座の実施	1 回/年	3 回/年	コミュニティ推進課

重点課題5 性別にかかわらず平等な社会参画の視点に立った地域コミュニティ形成と防災の推進

評価指標	令和4年度 (現状値)	令和9年度 (目標値)	関係課
男女共同参画地域推進員の数	3人	6人	コミュニティ推進課
PTA会長の女性登用率	8.3%	16.7%	生涯学習課
地域コミュニティ協議会の女性役員の割合	15.4%	30%	コミュニティ推進課
防災会議委員の女性の割合	13%	30%	総務課
女性消防隊員の人数	10人	20人	総務課

重点課題6 全ての人の人権を侵害するあらゆる暴力の根絶

評価指標	令和4年度 (現状値)	令和9年度 (目標値)	関係課
配偶者暴力相談支援センターの設置	0か所	1か所	コミュニティ推進課
DV 被害者支援における関係機関の連携等に関する研修会の実施	1回/年	2回/年	コミュニティ推進課
家庭相談事業における支援体制の充実・整備(家庭相談員の設置人数)	2人	3人	福祉課

重点課題7

生涯を通じた全ての人の健康の保持及び増進

評価指標		令和4年度 (現状値)	令和9年度 (目標値)	関係課
特定健診受診率		45.1%	70%	保健課
特定保健指導実施率		65.7%	70%	保健課
乳がん・子宮がん検診の受診率	乳がん	8.5%	20%	保健課
	子宮がん	11.7%	20%	保健課
思春期保健セミナー及び性教育の開催数		2校	3校	保健課
「リプロダクティブ・ヘルス/ライツ」の言葉の認知度		8.5%	11%	コミュニティ推進課
パパママ教室への父親又は子育てに関わるパートナーの参加率(参加者/対象者)		58.3%	70%	保健課
総合型地域スポーツクラブの女性の参加者数		326人	500人	生涯学習課

重点課題8

生活上の困難や課題に直面する人々が安心して暮らせる環境の整備

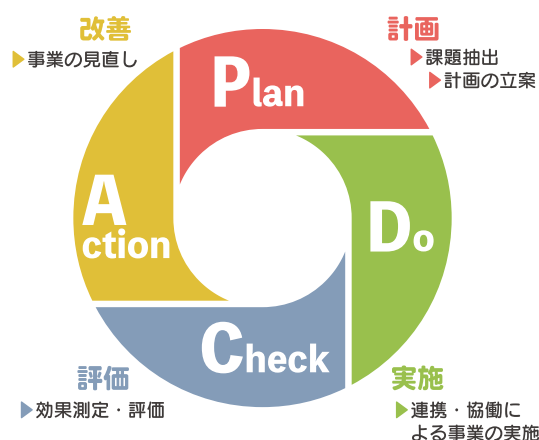
評価指標		令和4年度 (現状値)	令和9年度 (目標値)	関係課
介護予防事業の参加率		10.6%	10.7%	保健課
認知症カフェ設置か所数		5か所	7か所	保健課
自立支援教育訓練給付金事業又は高等技能訓練促進事業の利用者数		2人/年	5人/年	福祉課
ファミリーサポート登録(提供会員)数		52人	60人	福祉課
生活・介護支援サポーター養成数		4人/年	5人/年	保健課
女性支援のための生理用品配布個所数		6か所	10か所	コミュニティ推進課
自立相談事業の相談者のうち、一般就労につながった者の割合		5.6%	25%	福祉課

第4章 計画の推進

1 進行管理及び点検

計画に位置づけた施策・事業の進捗状況を的確に把握するため、定期的に進捗状況の調査を実施し、計画の点検・評価を行います。

図表 45: 計画の PDCA サイクル



2 計画の推進体制

(1) 推進体制の充実

本計画を総合的かつ計画的に推進するため「志布志市ひとがともに輝くまちづくり条例（以下「条例」という）」第11条の規定に基づく推進体制の整備を図ります。

① 審議会・プラン策定検討会の機能発揮

志布志市ひとがともに輝くまちづくり審議会（以下「審議会」という）において、基本計画の策定、男女共同参画施策の実施状況等、条例第19条の規定に基づく事項についての調査・審議を行い、その意見や提言を施策に反映します。

志布志市男女共同参画プラン策定検討会設置規定により設置された志布志市男女共同参画プラン策定検討会（以下「プラン策定検討会」という）において、計画に基づく実施事業として策定された各課が所管する施策・事業の進捗状況の評価を行い、その結果に基づく施策・事業の改善を積極的に進めるとともに、計画に設定された評価指標の管理など総合調整機能の一層の充実を図ります。

また、審議会及びプラン策定検討会の機能が十分に発揮されるよう、コミュニティ推進課において連絡調整等事務を行います。

② 進行管理の徹底

計画に基づく実施事業が、男女共同参画社会基本法第15条（施策の策定等に当たつての配慮）の規定に基づき「男女共同参画の視点」を踏まえる配慮を行い実施されるよう、年次ごとに行う実施計画の進捗状況の評価において、評価の視点を明確にし、その確度を高めます。

この実施状況については、各担当課における評価及び審議会による外部評価を経て志布志市男女共同参画推進会議に報告、条例第17条（年次報告）の規定に基づき公表します。

③ 企画調整機能の発揮

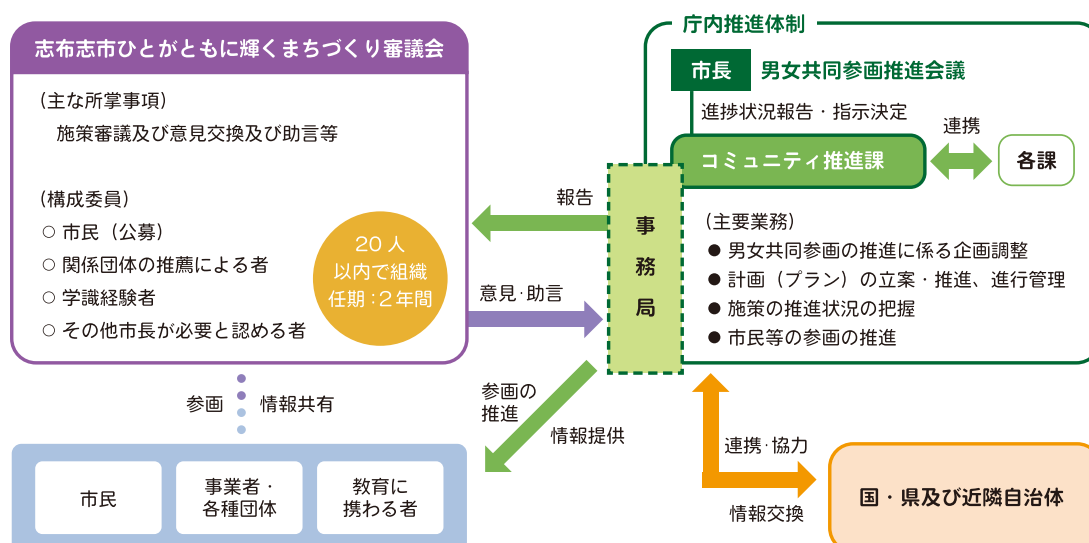
計画の基本理念である「ひとがともに認め合い、いきいきと輝くまちをつくろう」に向けて、計画における男女共同参画施策の包括性による効果が十分に発揮されるよう、各実施事業間の連携促進、情報の共有化、市が発信する情報媒体における「男女共同参画の視点」による確認、審議会等委員への女性の参画拡大に向けた人材に関する情報提供等コミュニティ推進課による企画調整機能の充実を図ります。

④ 男女共同参画に関する申出制度の適切な運用

条例第18条（市民等の申出）の規定に基づき、市が実施する男女共同参画の推進に関する具体的施策、男女共同参画に影響を及ぼすと認められる施策への市民から申出を受ける制度について広く市民への周知を行い、その活用を図ります。

申出された事項については、施策の改善・見直しに反映するとともに、条例第7条（男女共同参画を推進し、及び多様な性を尊重する社会の実現を阻害する行為の禁止）及び第8条（公衆に表示する情報に関する留意）の規定に基づく事項については、関係機関等との連携・協力により適切に対応します。

図表 46: 計画の推進体制



資料編

1 本計画策定に係る各会議委員名簿

(1) 志布志市男女共同参画推進懇話会

任期 令和4年4月1日から令和6年3月31日

	氏名	団体名及び役職等	備考
1	津町千代子	教育委員	志布志市男女共同参画推進懇話会 設置要綱第3条第2項第1号該当
2	小窪久美子	人権擁護委員	同要綱第3条第2項第1号該当
3	福留ミチ子	民生委員	同要綱第3条第2項第1号該当
4	立岡 怜子	地域女性連絡協議会	同要綱第3条第2項第2号該当
5	宇都 義幸	校区公民館連絡協議会	同要綱第3条第2項第2号該当
6	富吉 省子	校長会	同要綱第3条第2項第2号該当
7	西鍋 優一	PTA連絡協議会	同要綱第3条第2項第2号該当
8	川上 みゆき	商工会女性部	同要綱第3条第2項第2号該当
9	有馬 實彦	そお鹿児島農業協同組合	同要綱第3条第2項第3号該当
10	田川 貴雄	シブシス合同会社	同要綱第3条第2項第3号該当
11	稲付 一子	一般公募	同要綱第3条第2項第4号該当
12	杉田 美保	一般公募	同要綱第3条第2項第4号該当
13	立迫 眞由美	一般公募	同要綱第3条第2項第4号該当
14	田中 宏	大隅地域振興局総務企画部 総務企画課地域振興係	同要綱第3条第2項第5号該当
15	池之上 睦美	曾於畑地かんがい農業推進 センター農業普及課技術主査	同要綱第3条第2項第5号該当

※ 志布志市ひとがともに輝くまちづくり条例の施行に伴い、本会議は令和5年4月1日以降会議名が変更となり、「志布志市ひとがともに輝くまちづくり審議会」となります。

(2) 志布志市男女共同参画プラン策定検討会

任期 令和3年4月1日から令和5年3月31日

	職 名	氏 名	所 属 課・係
委員	課長補佐	梶 真由美	福祉保健課
委員	技術主任主査	新川 康子	保健課 保健対策係
委員	課長補佐	富重 隆之	保健課
委員	係 長	吉井 啓剛	福祉課 児童福祉係
委員	所 長	立根 まなみ	福祉課子育て支援センター
委員	係 長	池ノ上 陽介	福祉課 障害福祉係
委員	室長兼係長	菅屋 祐一	総務課 危機管理室
委員	主任主査	河野 仁吾	総務課 行政改革推進係
委員	係 長	井手 大介	財務課 財政係
委員	係 長	堀川 ひろえ	税務課 収納管理係
委員	係 長	光畑 由香	情報管理課 地域情報係
委員	係 長	坂元 由季	建設課 管理係
委員	主任主査	柳井 よしみ	農政畜産課 農政係
委員	課長補佐兼係長	高野 利彦	学校教育課 学校教育係
委員	係 長	深迫 美穂	生涯学習課 社会教育係
事務局	課 長	西 洋 一	企画政策課
事務局	共生協働推進室長	立岡 勇作	企画政策課
事務局	協働推進係長	國重 貴仁	企画政策課
事務局	主 査	中村 優里	企画政策課

2 男女共同参画に関する法律・条例

(1) 日本国憲法 (抜粋)

日本国憲法

昭和21年11月3日 公布

昭和22年5月3日 施行

(日本国憲法より一部抜粋)

(基本的人権の享有)

第十一条 国民は、すべての基本的人権の享有を妨げられない。この憲法が国民に保障する基本的人権は、侵すことのできない永久の権利として、現在及び将来の国民に与へられる。

(個人の尊重と公共の福祉)

第十三条 すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。

(法の下での平等)

第十四条 すべて国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。

2、3項略

(家族関係における個人の尊厳と両性の平等)

第二十四条 婚姻は、両性の合意のみに基いて成立し、夫婦が同等の権利を有することを基本として、相互の協力により、維持されなければならない。
2 配偶者の選択、財産権、相続、住居の選定、離婚並びに婚姻及び家族に関するその他の事項に関しては、法律は、個人の尊厳と両性の本質的平等に立脚して、制定されなければならない。

(2) 男女共同参画社会基本法

男女共同参画社会基本法

平成11年6月23日法律第78号

最終改正：平成11年12月22日法律第160号

平成13年1月6日 施行

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を二十一世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。

二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

(男女の人権の尊重)

第三条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

(社会における制度又は慣行についての配慮)

第四条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

(政策等の立案及び決定への共同参画)

第五条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

(家庭生活における活動と他の活動の両立)

第六条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

(国際的協調)

第七条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

(国の責務)

第八条 国は、第三条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策(積極的改善措置を含む。以下同じ。)を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第九条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第十条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

(法制上の措置等)

第十一条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告等)

第十二条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する**基本的施策**

(男女共同参画基本計画)

第十三条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画(以下「男女共同参画基本計画」という。)を定めなければならない。

2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定

があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。

5 前二項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

(都道府県男女共同参画計画等)

第十四条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画(以下「都道府県男女共同参画計画」という。)を定めなければならない。

2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画(以下「市町村男女共同参画計画」という。)を定めるように努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第十五条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

(国民の理解を深めるための措置)

第十六条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

(苦情の処理等)

第十七条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

(調査研究)

第十八条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。

(国際的協調のための措置)

第十九条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(地方公共団体及び民間の団体に対する支援)

第二十条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

第三章 男女共同参画会議

(設置)

第二十一条 内閣府に、男女共同参画会議(以下「会議」という。)を置く。

(所掌事務)

第二十二条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 男女共同参画基本計画に関し、第十三条第三項に規定する事項を処理すること。
- 二 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。
- 三 前二号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。
- 四 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

(組織)

第二十三条 会議は、議長及び議員二十四人以内をもって組織する。

(議長)

第二十四条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。

2 議長は、会務を総理する。

(議員)

第二十五条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

- 一 内閣官房長官以外の国务大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者
 - 二 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者
- 2 前項第二号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の十分の五未満であってはならない。
- 3 第一項第二号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の十分の四未満であってはならない。

4 第一項第二号の議員は、非常勤とする。

(議員の任期)

第二十六条 前条第一項第二号の議員の任期は、二年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第一項第二号の議員は、再任されることができる。

(資料提出の要求等)

第二十七条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第二十八条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(男女共同参画審議会設置法の廃止)

第二条 男女共同参画審議会設置法(平成九年法律第七号)は、廃止する。

(経過措置)

第三条 前条の規定による廃止前の男女共同参画審議会設置法(以下「旧審議会設置法」という。)

第一条の規定により置かれた男女共同参画審議会は、第二十一条第一項の規定により置かれた審議会となり、同一性をもって存続するものとする。

2 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第四条第一項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員である者は、この法律の施行の日に、第二十三条第一項の規定により、審議会の委員として任命されたものとみなす。この場合において、その任命されたものとみなされる者の任期は、同条第二項の規定にかかわらず、同日における旧審議会設置法第四条第二項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

3 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第五条第一項の規定により定められた男女共同参画審議会の会長である者又は同条第三項の規定により指名された委員である者は、それぞれ、この法律の施行の日に、第二十四条第一項の規定により審議会の会長として定められ、又は同条第三項の規定により審議会の会長の職務を代理する委員として指名されたものとみなす。

資料編

附 則（平成十一年七月十六日法律第百二号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十八号）の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 略

二 附則第十条第一項及び第五項、第十四条第三項、第二十三条、第二十八条並びに第三十条の規定 公布の日

（委員等の任期に関する経過措置）

第二十八条 この法律の施行の日の前日において次に掲げる従前の審議会その他の機関の会長、委員その他の職員である者（任期の定めのない者を除く。）の任期は、当該会長、委員その他の職員の任期を定めたそれぞれの法律の規定にかかわらず、その日に満了する。

一から十まで 略

十一 男女共同参画審議会

（別に定める経過措置）

第三十条 第二条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措置は、別に法律で定める。

附 則（平成十一年十二月二十二日法律第百六十号）抄

（施行期日）

第一条 この法律（第二条及び第三条を除く。）は、平成十三年一月六日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

（以下略）

(3) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律

(平成十三年法律第三十一号)

最終改正:令和元年法律第四十六号

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、人権の擁護と男女平等の実現に向けた取組が行われている。

ところが、配偶者からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であるにもかかわらず、被害者の救済が必ずしも十分に行われてこなかった。また、配偶者からの暴力の被害者は、多くの場合女性であり、経済的自立が困難である女性に対して配偶者が暴力を加えることは、個人の尊厳を害し、男女平等の実現の妨げとなっている。

このような状況を改善し、人権の擁護と男女平等の実現を図るためには、配偶者からの暴力を防止し、被害者を保護するための施策を講ずることが必要である。このことは、女性に対する暴力を根絶しようと努めている国際社会における取組にも沿うものである。

ここに、配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備することにより、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、この法律を制定する。

第一章 総則

(定義)

第一条 この法律において「配偶者からの暴力」とは、配偶者からの身体に対する暴力(身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものをいう。以下同じ。)又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動(以下この項及び第二十八条の二において「身体に対する暴力等」と総称する。)をいい、配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあつては、当該配偶者であつた者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含むものとする。

- 2 この法律において「被害者」とは、配偶者からの暴力を受けた者をいう。
- 3 この法律にいう「配偶者」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含み、「離婚」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者が、事実上離婚したと同様の事情に入ることを含むものとする。

(国及び地方公共団体の責務)

第二条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力を防止するとともに、被害者の自立を支援する

ことを含め、その適切な保護を図る責務を有する。

第一章の二 基本方針及び都道府県基本計画等

(基本方針)

第二条の二 内閣総理大臣、国家公安委員会、法務大臣及び厚生労働大臣(以下この条及び次条第五項において「主務大臣」という。)は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針(以下この条並びに次条第一項及び第三項において「基本方針」という。)を定めなければならない。

- 2 基本方針においては、次に掲げる事項につき、次条第一項の都道府県基本計画及び同条第三項の市町村基本計画の指針となるべきものを定めるものとする。
 - 一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な事項
 - 二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の内容に関する事項
 - 三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項
- 3 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。
- 4 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(都道府県基本計画等)

第二条の三 都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画(以下この条において「都道府県基本計画」という。)を定めなければならない。

- 2 都道府県基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - 一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な方針
 - 二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施内容に関する事項
 - 三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項
- 3 市町村(特別区を含む。以下同じ。)は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基

本的な計画(以下この条において「市町村基本計画」という。)を定めるよう努めなければならない。

- 4 都道府県又は市町村は、都道府県基本計画又は市町村基本計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 5 主務大臣は、都道府県又は市町村に対し、都道府県基本計画又は市町村基本計画の作成のために必要な助言その他の援助を行うよう努めなければならない。

第二章 配偶者暴力相談支援センター等

(配偶者暴力相談支援センター)

第三条 都道府県は、当該都道府県が設置する婦人相談所その他の適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするものとする。

2 市町村は、当該市町村が設置する適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするよう努めるものとする。

3 配偶者暴力相談支援センターは、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のため、次に掲げる業務を行うものとする。

一 被害者に関する各般の問題について、相談に応ずること又は婦人相談員若しくは相談を行う機関を紹介すること。

二 被害者の心身の健康を回復させるため、医学的又は心理学的な指導その他の必要な指導を行うこと。

三 被害者(被害者がその家族を同伴する場合にあつては、被害者及びその同伴する家族。次号、第六号、第五条、第八条の三及び第九条において同じ。)の緊急時における安全の確保及び一時保護を行うこと。

四 被害者が自立して生活することを促進するため、就業の促進、住宅の確保、援護等に関する制度の利用等について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。

五 第四章に定める保護命令の制度の利用について、情報の提供、助言、関係機関への連絡その他の援助を行うこと。

六 被害者を居住させ保護する施設の利用について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。

4 前項第三号の一時保護は、婦人相談所が、自ら行い、又は厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行うものとする。

5 配偶者暴力相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、必要に応じ、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体との連携に努めるものとする。

(婦人相談員による相談等)

第四条 婦人相談員は、被害者の相談に応じ、必要な指導を行うことができる。

(婦人保護施設における保護)

第五条 都道府県は、婦人保護施設において被害者の保護を行うことができる。

第三章 被害者の保護

(配偶者からの暴力の発見者による通報等)

第六条 配偶者からの暴力(配偶者又は配偶者であつた者からの身体に対する暴力に限る。以下この章において同じ。)を受けている者を発見した者は、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報するよう努めなければならない。

2 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかつたと認められる者を発見したときは、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報することができる。この場合において、その者の意思を尊重するよう努めるものとする。

3 刑法(明治四十年法律第四十五号)の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、前二項の規定により通報することを妨げるものと解釈してはならない。

4 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかつたと認められる者を発見したときは、その者に対し、配偶者暴力相談支援センター等の利用について、その有する情報を提供するよう努めなければならない。

(配偶者暴力相談支援センターによる保護についての説明等)

第七条 配偶者暴力相談支援センターは、被害者に関する通報又は相談を受けた場合には、必要に応じ、被害者に対し、第三条第三項の規定により配偶者暴力相談支援センターが行う業務の内容について説明及び助言を行うとともに、必要な保護を受けることを勧奨するものとする。

(警察官による被害の防止)

第八条 警察官は、通報等により配偶者からの暴力が行われていると認めるときは、警察法(昭和二十九年法律第百六十二号)、警察官職務執行法(昭和二十三年法律第百三十六号)その他の法令の定めるところにより、暴力の制止、被害者の保護その他の配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(警察本部長等の援助)

第八条の二 警視総監若しくは道府県警察本部長(道警察本部の所在地を包括する方面を除く方面については、方面本部長。第十五条第三項において同じ。)又は警察署長は、配偶者からの暴力を受けている者から、配偶者からの暴力による被害を自ら防止するための援助を受けたい旨の申出があり、その申出を相当と認めるときは、当該配偶者からの暴力を受けている者に対し、国家公安委員会規則で定めるところにより、当該被害を自

ら防止するための措置の教示その他配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な援助を行うものとする。

(福祉事務所による自立支援)

第八条の三 社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号)に定める福祉に関する事務所(次条において「福祉事務所」という。)は、生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)、児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)、母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和三十一年法律第百二十九号)その他の法令の定めるところにより、被害者の自立を支援するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(被害者の保護のための関係機関の連携協力)

第九条 配偶者暴力相談支援センター、都道府県警察、福祉事務所、児童相談所その他の都道府県又は市町村の関係機関その他の関係機関は、被害者の保護を行うに当たっては、その適切な保護が行われるよう、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。

(苦情の適切かつ迅速な処理)

第九条の二 前条の関係機関は、被害者の保護に係る職員の職務の執行に関して被害者から苦情の申出を受けたときは、適切かつ迅速にこれを処理するよう努めるものとする。

第四章 保護命令

(保護命令)

第十条 被害者(配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫(被害者の生命又は身体に対し害を加える旨を告知してする脅迫をいう。以下この章において同じ。))を受けた者に限る。以下この章において同じ。)が、配偶者からの身体に対する暴力を受けた者である場合にあっては配偶者からの更なる身体に対する暴力(配偶者からの身体に対する暴力を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。第十二条第一項第二号において同じ。)により、配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた者である場合にあっては配偶者から受ける身体に対する暴力(配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。同号において同じ。)により、その生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいときは、裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害を加えられることを防止するため、当該配偶者(配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者。以下この条、同項第三号及び第四号並びに第十八条第一項に

おいて同じ。)に対し、次の各号に掲げる事項を命ずるものとする。ただし、第二号に掲げる事項については、申立ての時において被害者及び当該配偶者が生活の本拠を共にする場合に限る。

- 一 命令の効力が生じた日から起算して六月間、被害者の住居(当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この号において同じ。)その他の場所において被害者の身辺につきまとい、又は被害者の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいはならないこと。
 - 二 命令の効力が生じた日から起算して二月間、被害者と共に生活の本拠としている住居から退去すること及び当該住居の付近をはいかいはならないこと。
- 2 前項本文に規定する場合において、同項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害を加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、被害者に対して次の各号に掲げるいずれの行為もしてはならないことを命ずるものとする。
 - 一 面会を要求すること。
 - 二 その行動を監視していると思わせるような事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。
 - 三 著しく粗野又は乱暴な言動をすること。
 - 四 電話をかけて何も告げず、又は緊急やむを得ない場合を除き、連続して、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、若しくは電子メールを送信すること。
 - 五 緊急やむを得ない場合を除き、午後十時から午前六時までの間に、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、又は電子メールを送信すること。
 - 六 汚物、動物の死体その他の著しく不快又は嫌悪の情を催させるような物を送付し、又はその知り得る状態に置くこと。
 - 七 その名誉を害する事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。
 - 八 その性的羞しゆう恥心を害する事項を告げ、若しくはその知り得る状態に置き、又はその性的羞恥心を害する文書、図画その他の物を送付し、若しくはその知り得る状態に置くこと。
 - 3 第一項本文に規定する場合において、被害者とその成年に達しない子(以下この項及び次項並びに第十二条第一項第三号において単に「子」という。)と同居しているときであって、配偶者が幼年の子を連れ戻すと疑うに足る言動を行っていることその他の事情があることから被害者とその同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第一項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害を加えられることを

防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、当該子の住居(当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。)、就学する学校その他の場所において当該子の周辺につきまとい、又は当該子の住居、就学する学校その他その通常所在する場所の付近をはいかいてはならないことを命ずるものとする。ただし、当該子が十五歳以上であるときは、その同意がある場合に限る。

- 4 第一項本文に規定する場合において、配偶者が被害者の親族その他被害者と社会生活において密接な関係を有する者(被害者と同居している子及び配偶者と同居している者を除く。以下この項及び次項並びに第十二条第一項第四号において「親族等」という。)の住居に押し掛けて著しく粗野又は乱暴な言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第一項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、当該親族等の住居(当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。)その他の場所において当該親族等の周辺につきまとい、又は当該親族等の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいてはならないことを命ずるものとする。
- 5 前項の申立ては、当該親族等(被害者の十五歳未満の子を除く。以下この項において同じ。)の同意(当該親族等が十五歳未満の者又は成年被後見人である場合にあっては、その法定代理人の同意)がある場合に限り、することができる。

(管轄裁判所)

第十一条 前条第一項の規定による命令の申立てに係る事件は、相手方の住所(日本国内に住所がないとき又は住所が知れないときは居所)の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。

2 前条第一項の規定による命令の申立ては、次の各号に掲げる地を管轄する地方裁判所にもすることができる。

- 一 申立人の住所又は居所の所在地
- 二 当該申立てに係る配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫が行われた地

(保護命令の申立て)

第十二条 第十条第一項から第四項までの規定による命令(以下「保護命令」という。)の申立ては、次に掲げる事項を記載した書面でなければならない。

- 一 配偶者からの身体に対する暴力又は生命等

に対する脅迫を受けた状況

二 配偶者からの更なる身体に対する暴力又は配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後の配偶者から受ける身体に対する暴力により、生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいと認めるに足りる申立ての時にける事情

三 第十条第三項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時にける事情

四 第十条第四項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時にける事情

五 配偶者暴力相談支援センターの職員又は警察職員に対し、前各号に掲げる事項について相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実の有無及びその事実があるときは、次に掲げる事項

イ 当該配偶者暴力相談支援センター又は当該警察職員の所属官署の名称

ロ 相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時及び場所

ハ 相談又は求めた援助若しくは保護の内容

ニ 相談又は申立人の求めに対して執られた措置の内容

- 2 前項の書面(以下「申立書」という。)に同項第五号イからニまでに掲げる事項の記載がない場合には、申立書には、同項第一号から第四号までに掲げる事項についての申立人の供述を記載した書面で公証人法(明治四十一年法律第五十三号)第五十八条ノ二第一項の認証を受けたものを添付しなければならない。

(迅速な裁判)

第十三条 裁判所は、保護命令の申立てに係る事件については、速やかに裁判をするものとする。

(保護命令事件の審理の方法)

第十四条 保護命令は、口頭弁論又は相手方が立ち会うことができる審尋の期日を経なければ、これを発することができない。ただし、その期日を経ることにより保護命令の申立ての目的を達することができない事情があるときは、この限りでない。

- 2 申立書に第十二条第一項第五号イからニまでに掲げる事項の記載がある場合には、裁判所は、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長に対し、申立人が相談し又は援助若しくは保護を求めた際の状況及びこれに対して執られた措置の内容を記載した書面の提出を求めるものとする。この場合において、当該配偶者暴力相

談支援センター又は当該所属官署の長は、これに速やかに応ずるものとする。

- 3 裁判所は、必要があると認める場合には、前項の配偶者暴力相談支援センター若しくは所属官署の長又は申立人から相談を受け、若しくは援助若しくは保護を求められた職員に対し、同項の規定により書面の提出を求めた事項に関して更に説明を求めることができる。

(保護命令の申立てについての決定等)

第十五条 保護命令の申立てについての決定には、理由を付さなければならない。ただし、口頭弁論を経ないで決定をする場合には、理由の要旨を示せば足りる。

- 2 保護命令は、相手方に対する決定書の送達又は相手方が出頭した口頭弁論若しくは審尋の期日における言渡しによって、その効力を生ずる。
- 3 保護命令を発したときは、裁判所書記官は、速やかにその旨及びその内容を申立人の住所又は居所を管轄する警視總監又は道府県警察本部長に通知するものとする。
- 4 保護命令を発した場合において、申立人が配偶者暴力相談支援センターの職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実があり、かつ、申立書に当該事実に係る第十二条第一項第五号イからニまでに掲げる事項の記載があるときは、裁判所書記官は、速やかに、保護命令を発した旨及びその内容を、当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センター(当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センターが二以上ある場合にあつては、申立人がその職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時が最も遅い配偶者暴力相談支援センター)の長に通知するものとする。
- 5 保護命令は、執行力を有しない。

(即時抗告)

第十六条 保護命令の申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができる。

- 2 前項の即時抗告は、保護命令の効力に影響を及ぼさない。
- 3 即時抗告があつた場合において、保護命令の取消の原因となることが明らかな事情があることにつき疎明があつたときに限り、抗告裁判所は、申立てにより、即時抗告についての裁判が効力を生ずるまでの間、保護命令の効力の停止を命ずることができる。事件の記録が原裁判所に存する間は、原裁判所も、この処分を命ずることができる。
- 4 前項の規定により第十条第一項第一号の規定による命令の効力の停止を命ずる場合において、同条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、裁判所は、当該命令の効力の停止をも命じなければならない。
- 5 前二項の規定による裁判に対しては、不服を申し立てることができない。
- 6 抗告裁判所が第十条第一項第一号の規定による命令を取り消す場合において、同条第二項から

第四項までの規定による命令が発せられているときは、抗告裁判所は、当該命令をも取り消さなければならない。

- 7 前条第四項の規定による通知がされている保護命令について、第三項若しくは第四項の規定によりその効力の停止を命じたとき又は抗告裁判所がこれを取り消したときは、裁判所書記官は、速やかに、その旨及びその内容を当該通知をした配偶者暴力相談支援センターの長に通知するものとする。
- 8 前条第三項の規定は、第三項及び第四項の場合並びに抗告裁判所が保護命令を取り消した場合について準用する。

(保護命令の取消し)

第十七条 保護命令を発した裁判所は、当該保護命令の申立てをした者の申立てがあつた場合には、当該保護命令を取り消さなければならない。第十条第一項第一号又は第二項から第四項までの規定による命令にあつては同号の規定による命令が効力を生じた日から起算して三月を経過した後において、同条第一項第二号の規定による命令にあつては当該命令が効力を生じた日から起算して二週間を経過した後において、これらの命令を受けた者が申し立て、当該裁判所がこれらの命令の申立てをした者に異議がないことを確認したときも、同様とする。

- 2 前条第六項の規定は、第十条第一項第一号の規定による命令を発した裁判所が前項の規定により当該命令を取り消す場合について準用する。
- 3 第十五条第三項及び前条第七項の規定は、前二項の場合について準用する。

(第十条第一項第二号の規定による命令の再度の申立て)

第十八条 第十条第一項第二号の規定による命令が発せられた後に当該発せられた命令の申立ての理由となつた身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫と同一の事実を理由とする同号の規定による命令の再度の申立てがあつたときは、裁判所は、配偶者と共に生活の本拠としている住居から転居しようとする被害者がその責めに帰することのできない事由により当該発せられた命令の効力が生ずる日から起算して二月を経過する日までに当該住居からの転居を完了することができないことその他の同号の規定による命令を再度発する必要があると認めるべき事情があるときに限り、当該命令を発するものとする。ただし、当該命令を発することにより当該配偶者の生活に特に著しい支障を生ずると認めるときは、当該命令を発しないことができる。

- 2 前項の申立てをする場合における第十二条の規定の適用については、同条第一項各号列記以外の部分中「次に掲げる事項」とあるのは「第一号、第二号及び第五号に掲げる事項並びに第十八

条第一項本文の事情」と、同項第五号中「前各号に掲げる事項」とあるのは「第一号及び第二号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」と、同条第二項中「同項第一号から第四号までに掲げる事項」とあるのは「同項第一号及び第二号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」とする。

(事件の記録の閲覧等)

第十九条 保護命令に関する手続について、当事者は、裁判所書記官に対し、事件の記録の閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又は事件に関する事項の証明書の交付を請求することができる。ただし、相手方にある場合は、保護命令の申立てに関し口頭弁論若しくは相手方を呼び出す審尋の期日の指定があり、又は相手方に対する保護命令の送達があるまでの間は、この限りでない。

(法務事務官による宣誓認証)

第二十条 法務局若しくは地方法務局又はその支局の管轄区域内に公証人がいない場合又は公証人がその職務を行うことができない場合には、法務大臣は、当該法務局若しくは地方法務局又はその支局に勤務する法務事務官に第十二条第二項(第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の認証を行わせることができる。

(民事訴訟法の準用)

第二十一条 この法律に特別の定めがある場合を除き、保護命令に関する手続に関しては、その性質に反しない限り、民事訴訟法(平成八年法律第九号)の規定を準用する。

(最高裁判所規則)

第二十二条 この法律に定めるもののほか、保護命令に関する手続に関し必要な事項は、最高裁判所規則で定める。

第五章 雑則

(職務関係者による配慮等)

第二十三条 配偶者からの暴力に係る被害者の保護、捜査、裁判等に職務上関係のある者(次項において「職務関係者」という。)は、その職務を行うに当たり、被害者の心身の状況、その置かれている環境等を踏まえ、被害者の国籍、障害の有無等を問わずその人権を尊重するとともに、その安全の確保及び秘密の保持に十分な配慮をしなければならない。

2 国及び地方公共団体は、職務関係者に対し、被害者の人権、配偶者からの暴力の特性等に関する理解を深めるために必要な研修及び啓発を行うものとする。

(教育及び啓発)

第二十四条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止に関する国民の理解を深めるため

の教育及び啓発に努めるものとする。

(調査研究の推進等)

第二十五条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に資するため、加害者の更生のための指導の方法、被害者の心身の健康を回復させるための方法等に関する調査研究の推進並びに被害者の保護に係る人材の養成及び資質の向上に努めるものとする。

(民間の団体に対する援助)

第二十六条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体に対し、必要な援助を行うよう努めるものとする。

(都道府県及び市の支弁)

第二十七条 都道府県は、次の各号に掲げる費用を支弁しなければならない。

一 第三条第三項の規定に基づき同項に掲げる業務を行う婦人相談所の運営に要する費用(次号に掲げる費用を除く。)

二 第三条第三項第三号の規定に基づき婦人相談所が行う一時保護(同条第四項に規定する厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行う場合を含む。)に要する費用

三 第四条の規定に基づき都道府県知事の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用

四 第五条の規定に基づき都道府県が行う保護(市町村、社会福祉法人その他適当と認める者に委託して行う場合を含む。)及びこれに伴い必要な事務に要する費用

2 市は、第四条の規定に基づきその長の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用を支弁しなければならない。

(国の負担及び補助)

第二十八条 国は、政令の定めるところにより、都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第一号及び第二号に掲げるものについては、その十分の五を負担するものとする。

2 国は、予算の範囲内において、次の各号に掲げる費用の十分の五以内を補助することができる。

一 都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第三号及び第四号に掲げるもの

二 市が前条第二項の規定により支弁した費用

第五章の二 補則

(この法律の準用)

第二十八条の二 第二条及び第一章の二から前章までの規定は、生活の本拠を共にする交際(婚姻関係における共同生活に類する共同生活を営んでいないものを除く。)をする関係にある相手からの暴力(当該関係にある相手からの身体に対する暴力等をいい、当該関係にある相手からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が当該関係を解消した場合にあっては、当該関係にあった

者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含む。)及び当該暴力を受けた者について準用する。この場合において、これらの規定中「配偶者からの暴力」とあるのは「第二十八条の二に規定する関係にある相手からの暴力」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第二条	被害者	被害者(第二十八条の二に規定する関係にある相手からの暴力を受けた者をいう。以下同じ。)
第六条第一項	配偶者又は配偶者であった者	同条に規定する関係にある相手又は同条に規定する関係にある相手であった者
第十条第一項から第四項まで、第十一条第二項第二号、第十二条第一項第一号から第四号まで及び第十八条第一項	配偶者	第二十八条の二に規定する関係にある相手
第十条第一項	離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合	第二十八条の二に規定する関係を解消した場合

第六章 罰則

第二十九条 保護命令(前条において読み替えて準用する第十条第一項から第四項までの規定によるものを含む。次条において同じ。)に違反した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第三十条 第十二条第一項(第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)又は第二十八条の二において読み替えて準用する第十二条第一項(第二十八条の二において準用する第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定により記載すべき事項について虚偽の記載のある申立書により保護命令の申立てをした者は、十万円以下の過料に処する。

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。ただし、第二章、第六条(配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。)、第七条、第九条(配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。)、第二十七条及び第二十八条の規定は、平成十四年四月一日から施行する。

(経過措置)

第二条 平成十四年三月三十一日までに婦人相談所に対し被害者が配偶者からの身体に対する暴力に関して相談し、又は援助若しくは保護を求めた場合における当該被害者からの保護命令の申立てに係る事件に関する第十二条第一項第四号並びに第十四条第二項及び第三項の規定の適用については、これらの規定中「配偶者暴力相談支援センター」とあるのは、「婦人相談所」とする。

(検討)

第三条 この法律の規定については、この法律の施行後三年を目途として、この法律の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附則 (平成一六年六月二日法律第六四号)

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

(経過措置)

第二条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(次項において「旧法」という。)第十条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

2 旧法第十条第二号の規定による命令が発せられた後に当該命令の申立ての理由となった身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものと同一の事実を理由とするこの法律による改正後の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(以下「新法」という。)第十条第一項第二号の規定による命令の申立て(この法律の施行後最初にされるものに限る。)があった場合における新法第十八条第一項の規定の適用については、同項中「二月」とあるのは、「二週間」とする。

(検討)

第三条 新法の規定については、この法律の施行後三年を目途として、新法の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附則 (平成一九年七月一日法律第一一三号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

(経過措置)

第二条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律第十条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

附則（平成二五年七月三日法律第七二号）抄

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

附則（平成二六年四月二三日法律第二八号）抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十七年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 略

二 第二条並びに附則第三条、第七条から第十条まで、第十二条及び第十五条から第十八条までの規定 平成二十六年十月一日

附 則（令和元年六月二六日法律第四六号）抄

(施行期日)

第一条 この法律は、令和二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第四条、第七条第一項及び第八条の規定 公布の日

(その他の経過措置の政令への委任)

第四条 前二条に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

(検討等)

第八条 政府は、附則第一条第一号に掲げる規定の施行後三年を目途に、配偶者からの暴力の防

止及び被害者の保護等に関する法律第六条第一項及び第二項の通報の対象となる同条第一項に規定する配偶者からの暴力の形態並びに同法第十条第一項から第四項までの規定による命令の申立てをすることができる同条第一項に規定する被害者の範囲の拡大について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

2 政府は、附則第一条第一号に掲げる規定の施行後三年を目途に、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第一条第一項に規定する配偶者からの暴力に係る加害者の地域社会における更生のための指導及び支援の在り方について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(4) 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律

平成27年9月4日法律第64号

最終改正:令和元年6月5日法律第24号

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、近年、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性はその個性と能力を十分に発揮して職業生活において活躍すること(以下「女性の職業生活における活躍」という。)が一層重要となっていることに鑑み、男女共同参画社会基本法(平成十一年法律第七十八号)の基本理念にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進について、その基本原則を定め、並びに国、地方公共団体及び事業主の責務を明らかにするとともに、基本方針及び事業主の行動計画の策定、女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置等について定めることにより、女性の職業生活における活躍を迅速かつ重点的に推進し、もって男女の人権が尊重され、かつ、急速な少子高齢化の進展、国民の需要の多様化その他の社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することを目的とする。

(基本原則)

第二条 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活における活躍に係る男女間の格差の実情を踏まえ、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性に対する採用、教育訓練、昇進、職種及び雇用形態の変更その他の職業生活に関する機会の積極的な提供及びその活用を通じ、かつ、性別による固定的な役割分担等を反映した職場における慣行が女性の職業生活における活躍に対して及ぼす影響に配慮して、その個性と能力が十分に発揮できるようにすることを旨として、行われなければならない。

2 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活を営む女性が結婚、妊娠、出産、育児、介護その他の家庭生活に関する事由によりやむを得ず退職することが多いことその他の家庭生活に関する事由が職業生活に与える影響を踏まえ、家族を構成する男女が、男女の別を問わず、相互の協力と社会の支援の下に、育児、介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たしつつ職業生活における活動を行うために必要な環境の整備等により、男女の職業生活と家庭生活との円滑かつ継続的な両立が可能となることを旨として、行われなければならない。

3 女性の職業生活における活躍の推進に当たっては、女性の職業生活と家庭生活との両立に関し、本人の意思が尊重されるべきものであることに留意されなければならない。

(国及び地方公共団体の責務)

第三条 国及び地方公共団体は、前条に定める女性の職業生活における活躍の推進についての基本原則(次条及び第五条第一項において「基本原則」という。)にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施しなければならない。

(事業主の責務)

第四条 事業主は、基本原則にのっとり、その雇用し、又は雇用しようとする女性労働者に対する職業生活に関する機会の積極的な提供、雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備その他の女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を自ら実施するよう努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に協力しなければならない。

第二章 基本方針等

(基本方針)

第五条 政府は、基本原則にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関する施策を総合的かつ一体的に実施するため、女性の職業生活における活躍の推進に関する基本方針(以下「基本方針」という。)を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 女性の職業生活における活躍の推進に関する基本的な方向
- 二 事業主が実施すべき女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する基本的な事項
- 三 女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する次に掲げる事項
 - イ 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置に関する事項
 - ロ 職業生活と家庭生活との両立を図るために必要な環境の整備に関する事項
 - ハ その他女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する重要事項

- 四 前三号に掲げるもののほか、女性の職業生活における活躍を推進するために必要な事項
- 3 内閣総理大臣は、基本方針の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。
 - 4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、基本方針を公表しなければならない。
 - 5 前二項の規定は、基本方針の変更について準用する。

(都道府県推進計画等)

- 第六条 都道府県は、基本方針を勘案して、当該都道府県の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画(以下この条において「都道府県推進計画」という。)を定めるよう努めるものとする。
- 2 市町村は、基本方針(都道府県推進計画が定められているときは、基本方針及び都道府県推進計画)を勘案して、当該市町村の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画(次項において「市町村推進計画」という。)を定めるよう努めるものとする。
 - 3 都道府県又は市町村は、都道府県推進計画又は市町村推進計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第三章 事業主行動計画等

第一節 事業主行動計画策定指針

- 第七条 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主が女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を総合的かつ効果的に実施することができるよう、基本方針に即して、次条第一項に規定する一般事業主行動計画及び第十九条第一項に規定する特定事業主行動計画(次項において「事業主行動計画」と総称する。)の策定に関する指針(以下「事業主行動計画策定指針」という。)を定めなければならない。
- 2 事業主行動計画策定指針においては、次に掲げる事項につき、事業主行動計画の指針となるべきものを定めるものとする。
 - 一 事業主行動計画の策定に関する基本的な事項
 - 二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容に関する事項
 - 三 その他女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する重要事項
 - 3 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主行動計画策定指針を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第二節 一般事業主行動計画等

(一般事業主行動計画の策定等)

- 第八条 国及び地方公共団体以外の事業主(以下「一般事業主」という。)であつて、常時雇用する労働者の数が三百人を超えるものは、事業主行動

計画策定指針に即して、一般事業主行動計画(一般事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下同じ。)を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。

- 2 一般事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - 一 計画期間
 - 二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標
 - 三 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期
- 3 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、採用した労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異、労働時間の状況、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他のその事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第二号の目標については、採用する労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、労働時間、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。
- 4 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを労働者に周知させるための措置を講じなければならない。
- 5 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを公表しなければならない。
- 6 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、一般事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。
- 7 一般事業主であつて、常時雇用する労働者の数が三百人以下のものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出るよう努めなければならない。これを変更したときも、同様とする。
- 8 第三項の規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとする場合について、第四項から第六項までの規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更した場合について、それぞれ準用する。

(基準に適合する一般事業主の認定)

第九条 厚生労働大臣は、前条第一項又は第七項の規定による届出をした一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関し、当該取組の実施の状況が優良なものであることその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。

(認定一般事業主の表示等)

第十条 前条の認定を受けた一般事業主(以下「認定一般事業主」という。)は、商品、役務の提供の用に供する物、商品又は役務の広告又は取引に用いる書類若しくは通信その他の厚生労働省令で定めるもの(次項及び第十四条第一項において「商品等」という。)に厚生労働大臣の定める表示を付することができる。

2 何人も、前項の規定による場合を除くほか、商品等に同項の表示又はこれと紛らわしい表示を付してはならない。

(認定の取消し)

第十一条 厚生労働大臣は、認定一般事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第九条の認定を取り消すことができる。

- 一 第九条に規定する基準に適合しなくなつたと認めるとき。
- 二 この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。
- 三 不正の手段により第九条の認定を受けたとき。

(基準に適合する認定一般事業主の認定)

第十二条 厚生労働大臣は、認定一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関し、当該事業主の策定した一般事業主行動計画に基づく取組を実施し、当該一般事業主行動計画に定められた目標を達成したこと、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律(昭和四十七年法律第百十三号)第十三条の二に規定する業務を担当する者及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(平成三年法律第七十六号)第二十九条に規定する業務を担当する者を選任していること、当該女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況が特に優良なものであることその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。

(特例認定一般事業主の特例等)

第十三条 前条の認定を受けた一般事業主(以下「特例認定一般事業主」という。)については、第八条第一項及び第七項の規定は、適用しない。

2 特例認定一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、毎年少なくとも一回、女性の職業生

活における活躍の推進に関する取組の実施の状況を公表しなければならない。

(特例認定一般事業主の表示等)

第十四条 特例認定一般事業主は、商品等に厚生労働大臣の定める表示を付することができる。

2 第十条第二項の規定は、前項の表示について準用する。

(特例認定一般事業主の認定の取消し)

第十五条 厚生労働大臣は、特例認定一般事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第十二条の認定を取り消すことができる。

- 一 第十一条の規定により第九条の認定を取り消すとき。
- 二 第十二条に規定する基準に適合しなくなつたと認めるとき。
- 三 第十三条第二項の規定による公表をせず、又は虚偽の公表をしたとき。
- 四 前号に掲げる場合のほか、この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。
- 五 不正の手段により第十二条の認定を受けたとき。

(委託募集の特例等)

第十六条 承認中小事業主団体の構成員である中小事業主(一般事業主であつて、常時雇用する労働者の数が三百人以下のものをいう。以下この項及び次項において同じ。)が、当該承認中小事業主団体をして女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施に関し必要な労働者の募集を行わせようとする場合において、当該承認中小事業主団体が当該募集に従事しようとするときは、職業安定法(昭和二十二年法律第百四十一号)第三十六条第一項及び第三項の規定は、当該構成員である中小事業主については、適用しない。

- 2 この条及び次条において「承認中小事業主団体」とは、事業協同組合、協同組合連合会その他の特別の法律により設立された組合若しくはその連合会であつて厚生労働省令で定めるもの又は一般社団法人で中小事業主を直接又は間接の構成員とするもの(厚生労働省令で定める要件に該当するものに限る。)のうち、その構成員である中小事業主に対して女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を実施するための人材確保に関する相談及び援助を行うものであつて、その申請に基づいて、厚生労働大臣が、当該相談及び援助を適切に行うための厚生労働省令で定める基準に適合する旨の承認を行ったものをいう。
- 3 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体が前項に規定する基準に適合しなくなつたと認めるときは、同項の承認を取り消すことができる。
- 4 承認中小事業主団体は、第一項に規定する募集に従事しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、募集時期、募集人員、募集地域その他の労働者の募集に関する事項で厚生労働

省令で定めるものを厚生労働大臣に届け出なければならない。

- 5 職業安定法第三十七条第二項の規定は前項の規定による届出があった場合について、同法第五条の三第一項及び第四項、第五条の四、第三十九条、第四十一条第二項、第四十二条第一項、第四十二条の二、第四十八条の三第一項、第四十八条の四、第五十条第一項及び第二項並びに第五十一条の規定は前項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者について、同法第四十条の規定は同項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者に対する報酬の供与について、同法第五十条第三項及び第四項の規定はこの項において準用する同条第二項に規定する職権を行う場合について、それぞれ準用する。この場合において、同法第三十七条第二項中「労働者の募集を行おうとする者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第十六条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事しようとする者」と、同法第四十一条第二項中「当該労働者の募集の業務の廃止を命じ、又は期間」とあるのは「期間」と読み替えるものとする。
 - 6 職業安定法第三十六条第二項及び第四十二条の三の規定の適用については、同法第三十六条第二項中「前項の」とあるのは「被用者以外の者をして労働者の募集に従事させようとする者がその被用者以外の者に与えようとする」と、同法第四十二条の三中「第三十九条に規定する募集受託者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(平成二十七年法律第六十四号)第十六条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者」とする。
 - 7 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体に対し、第二項の相談及び援助の実施状況について報告を求めることができる。
- 第十七条 公共職業安定所は、前条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事する承認中小事業主団体に対して、雇用情報及び職業に関する調査研究の成果を提供し、かつ、これらに基づき当該募集の内容又は方法について指導することにより、当該募集の効果的かつ適切な実施を図るものとする。

(一般事業主に対する国の援助)

第十八条 国は、第八条第一項若しくは第七項の規定により一般事業主行動計画を策定しようとする一般事業主又はこれらの規定による届出をした一般事業主に対して、一般事業主行動計画の策定、労働者への周知若しくは公表又は一般事業主行動計画に基づく措置が円滑に実施されるように相談その他の援助の実施に努めるものとする。

第三節 特定事業主行動計画

第十九条 国及び地方公共団体の機関、それらの長又はそれらの職員で政令で定めるもの(以下

「特定事業主」という。)は、政令で定めるところにより、事業主行動計画策定指針に即して、特定事業主行動計画(特定事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下この条において同じ。)を定めなければならない。

- 2 特定事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - 一 計画期間
 - 二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標
 - 三 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期
- 3 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、内閣府令で定めるところにより、採用した職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異、勤務時間の状況、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他のその事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第二号の目標については、採用する職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、勤務時間、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。
- 4 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを職員に周知させるための措置を講じなければならない。
- 5 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 6 特定事業主は、毎年少なくとも一回、特定事業主行動計画に基づく取組の実施の状況を公表しなければならない。
- 7 特定事業主は、特定事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、特定事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。

第四節 女性の職業選択に資する情報の公表

(一般事業主による女性の職業選択に資する情報の公表)

第二十条 第八条第一項に規定する一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する次に掲げる情報を定期的に公表しなければならない。

- 一 その雇用し、又は雇用しようとする女性労働者に対する職業生活に関する機会の提供に関する実

績

- 二 その雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備に関する実績
- 2 第八条第七項に規定する一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する前項各号に掲げる情報の少なくともいずれか一方を定期的に公表するよう努めなければならない。

(特定事業主による女性の職業選択に資する情報の公表)

第二十一条 特定事業主は、内閣府令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する次に掲げる情報を定期的に公表しなければならない。

- 一 その任用し、又は任用しようとする女性に対する職業生活に関する機会の提供に関する実績
- 二 その任用する職員の職業生活と家庭生活との両立に資する勤務環境の整備に関する実績

第四章 女性の職業生活における活躍を推進する

ための支援措置

(職業指導等の措置等)

- 第二十二条 国は、女性の職業生活における活躍を推進するため、職業指導、職業紹介、職業訓練、創業の支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。
- 2 地方公共団体は、女性の職業生活における活躍を推進するため、前項の措置と相まって、職業生活を営み、又は営もうとする女性及びその家族その他の関係者からの相談に応じ、関係機関の紹介その他の情報の提供、助言その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。
- 3 地方公共団体は、前項に規定する業務に係る事務の一部を、その事務を適切に実施することができるものとして内閣府令で定める基準に適合する者に委託することができる。
- 4 前項の規定による委託に係る事務に従事する者又は当該事務に従事していた者は、正当な理由なく、当該事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(財政上の措置等)

第二十三条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する地方公共団体の施策を支援するために必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

(国等からの受注機会の増大)

第二十四条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に資するため、国及び公庫等(沖縄振興開発金融公庫その他の特別の法律によって設立された法人であって政令で定めるものをいう。)の

役務又は物件の調達に関し、予算の適正な使用に留意しつつ、認定一般事業主、特例認定一般事業主その他の女性の職業生活における活躍に関する状況又は女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況が優良な一般事業主(次項において「認定一般事業主等」という。)の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するものとする。

- 2 地方公共団体は、国の施策に準じて、認定一般事業主等の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するよう努めるものとする。

(啓発活動)

第二十五条 国及び地方公共団体は、女性の職業生活における活躍の推進について、国民の関心と理解を深め、かつ、その協力を得るとともに、必要な啓発活動を行うものとする。

(情報の収集、整理及び提供)

第二十六条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に資するよう、国内外における女性の職業生活における活躍の状況及び当該取組に関する情報の収集、整理及び提供を行うものとする。

(協議会)

第二十七条 当該地方公共団体の区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する事務及び事業を行う国及び地方公共団体の機関(以下この条において「関係機関」という。)は、第二十二条第一項の規定により国が講ずる措置及び同条第二項の規定により地方公共団体が講ずる措置に係る事例その他の女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を活用することにより、当該区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する取組が効果的かつ円滑に実施されるようにするため、関係機関により構成される協議会(以下「協議会」という。)を組織することができる。

- 2 協議会を組織する関係機関は、当該地方公共団体の区域内において第二十二条第三項の規定による事務の委託がされている場合には、当該委託を受けた者を協議会の構成員として加えるものとする。
- 3 協議会を組織する関係機関は、必要があると認めるときは、協議会に次に掲げる者を構成員として加えることができる。

- 一 一般事業主の団体又はその連合団体
- 二 学識経験者
- 三 その他当該関係機関が必要と認める者

4 協議会は、関係機関及び前二項の構成員(以下この項において「関係機関等」という。)が相互の連絡を図ることにより、女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた女性の職業生活における活躍の推進に関する取組について協議を行うものとする。

5 協議会が組織されたときは、当該地方公共団体は、内閣府令で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。

(秘密保持義務)

第二十八条 協議会の事務に従事する者又は協議会の事務に従事していた者は、正当な理由なく、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(協議会の定める事項)

第二十九条 前二条に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

第五章 雑則

(報告の徴収並びに助言、指導及び勧告)

第三十条 厚生労働大臣は、この法律の施行に関し必要があると認めるときは、第八条第一項に規定する一般事業主又は認定一般事業主若しくは特例認定一般事業主である同条第七項に規定する一般事業主に対して、報告を求め、又は助言、指導若しくは勧告をすることができる。

(公表)

第三十一条 厚生労働大臣は、第二十条第一項の規定による公表をせず、若しくは虚偽の公表をした第八条第一項に規定する一般事業主又は第二十条第二項に規定する情報に関し虚偽の公表をした認定一般事業主若しくは特例認定一般事業主である第八条第七項に規定する一般事業主に対し、前条の規定による勧告をした場合において、当該勧告を受けた者がこれに従わなかったときは、その旨を公表することができる。

(権限の委任)

第三十二条 第八条、第九条、第十一条、第十二条、第十五条、第十六条、第三十条及び前条に規定する厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、その一部を都道府県労働局長に委任することができる。

(政令への委任)

第三十三条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のため必要な事項は、政令で定める。

第六章 罰則

第三十四条 第十六条第五項において準用する職業安定法第四十一条第二項の規定による業務の停止の命令に違反して、労働者の募集に従事した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第三十五条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

- 一 第二十二條第四項の規定に違反して秘密を漏らした者
- 二 第二十八條の規定に違反して秘密を漏らし

た者

第三十六条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

- 一 第十六条第四項の規定による届出をしないで、労働者の募集に従事した者
- 二 第十六条第五項において準用する職業安定法第三十七条第二項の規定による指示に従わなかった者
- 三 第十六条第五項において準用する職業安定法第三十九条又は第四十条の規定に違反した者

第三十七条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

- 一 第十条第二項(第十四条第二項において準用する場合を含む。)の規定に違反した者
- 二 第十六条第五項において準用する職業安定法第五十条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者
- 三 第十六条第五項において準用する職業安定法第五十条第二項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の陳述をした者
- 四 第十六条第五項において準用する職業安定法第五十一条第一項の規定に違反して秘密を漏らした者

第三十八条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第三十四条、第三十六条又は前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

第三十九条 第三十条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、二十万円以下の過料に処する。

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第三章(第七条を除く。)、第五章(第二十八条を除く。)及び第六章(第三十条を除く。)の規定並びに附則第五条の規定は、平成二十八年四月一日から施行する。

(この法律の失効)

第二条 この法律は、平成三十八年三月三十一日限り、その効力を失う。

- 2 第二十二條第三項の規定による委託に係る事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、同条第四項の規定(同項に係る罰則を含む。)は、前項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。
- 3 協議会の事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、第二十八條の規定(同条に係る罰則を含む。)は、第一項の規

定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

- 4 この法律の失効前にした行為に対する罰則の適用については、この法律は、第一項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

(政令への委任)

第三条 前条第二項から第四項までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

第四条 政府は、この法律の施行後三年を経過した場合において、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附則（平成二九年三月三十一日法律第一四号）抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十九年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第一条中雇用保険法第六十四条の次に一条を加える改正規定及び附則第三十五条の規定 公布の日

二・三 略

四 第二条中雇用保険法第十条の四第二項、第五十八条第一項、第六十条の二第四項、第七十六条第二項及び第七十九条の二並びに附則第十一条の二第一項の改正規定並びに同条第三項の改正規定（「百分の五十を」を「百分の八十を」に改める部分に限る。）、第四条の規定並びに第七条中育児・介護休業法第五十三条第五項及び第六項並びに第六十四条の改正規定並びに附則第五条から第八条まで及び第十条の規定、附則第十三条中国国家公務員退職手当法（昭和二十八年法律第百八十二号）第十条第十項第五号の改正規定、附則第十四条第二項及び第十七条の規定、附則第十八条（次号に掲げる規定を除く。）の規定、附則第十九条中高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和四十六年法律第六十八号）第三十八条第三項の改正規定（「第四条第八項」を「第四条第九項」に改める部分に限る。）、附則第二十条中建設労働者の雇用の改善等に関する法律（昭和五十一年法律第三十三号）第三十条第一項の表第四条第八項の項、第三十二条の十一から第三十二条の十五まで、第三十二条の十六第一項及び第五十一条の項及び第四十八条の三及び第四十八条の四第一項の項の改正規定、附則第二十一条、第

二十二条、第二十六条から第二十八条まで及び第三十二条の規定並びに附則第三十三条（次号に掲げる規定を除く。）の規定 平成三十年一月一日

(罰則に関する経過措置)

第三十四条 この法律（附則第一条第四号に掲げる規定にあつては、当該規定）の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(その他の経過措置の政令への委任)

第三十五条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附則（令和元年六月五日法律第二四号）抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第三条中労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律第四条の改正規定並びに次条及び附則第六条の規定 公布の日
- 二 第二条の規定 公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日

(罰則に関する経過措置)

第五条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第六条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関して必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

第七条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律による改正後の規定の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

(5) 鹿児島県男女共同参画推進条例

鹿児島県男女共同参画推進条例

平成13年12月21日鹿児島県条例第56号

すべての人々が、その人権を尊重され、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる社会を築くことは、私たちの願いである。そして、その社会こそが、男女が対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画し、喜びと責任を分かち合うことができる男女共同参画社会である。

鹿児島県では、これまで、その時代の要請に応じて、男女平等の実現に向けた様々な取組を行ってきたが、依然として性別による固定的な役割分担意識やこれに基づく制度と慣行が根強く残っており、なお一層の努力が必要とされている。

また、少子高齢化の進展、家族形態の多様化、地域社会の変化等の社会経済情勢の変化に対応していくためにも、男女共同参画社会の実現は緊急かつ重要な課題となっている。

ここに、私たちは、男女共同参画社会の実現を目指して、県、事業者、県民及び市町村が一体となって男女共同参画の推進に取り組むことを決意し、この条例を制定する。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、男女共同参画の推進に関し、基本理念を定め、県、事業者及び県民の責務を明らかにし、並びに男女共同参画の推進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画を総合的かつ計画的に推進し、もって男女共同参画社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 男女共同参画 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保されることにより、男女が当該活動に参画し、かつ、共に責任を担うことをいう。
- (2) 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。
- (3) セクシュアル・ハラスメント性的な言動により当該言動を受けた者の生活環境を害する行為又は性的な言動を受けた者の対応によりその者に不利益を与える行為をいう。

(基本理念)

第3条 男女共同参画の推進は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

2 男女共同参画の推進に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画を阻害する要因となるおそれがあることを考慮して、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

3 男女共同参画の推進は、男女が、社会の対等な構成員として、県における政策又は民間の団体(事業者を含む。以下同じ。)における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

4 男女共同参画の推進は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

5 男女共同参画の推進が国際社会における取組と密接な関係を有していることを考慮して、男女共同参画の推進は、国際的協調の下に行われなければならない。

(県の責務)

第4条 県は、前条に定める基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、男女共同参画の推進に関する施策(積極的改善措置を含む。以下同じ。)を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

2 県は、前項の施策の実施に当たっては、事業者、県民及び市町村と連携を図るものとする。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、男女共同参画の推進に努めなければならない。

2 事業者は、県が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(県民の責務)

第6条 県民は、家庭、職場、学校、地域その他の

- 社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画の推進に努めなければならない。
- 2 県民は、県が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(市町村への要請及び支援)

第7条 県は、市町村に対し、その区域の特性に応じた男女共同参画の推進に関する施策を策定し、及び実施すること並びに県が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力することを求めるものとする。

- 2 県は、市町村が実施する男女共同参画の推進に関する施策について、情報の提供その他の必要な支援を行うよう努めるものとする。

(年次報告)

第8条 知事は、毎年、男女共同参画の推進に関する施策の実施状況を明らかにする報告書を作成し、及び公表するものとする。

第2章 男女共同参画を阻害する行為の禁止

第9条 何人も、次に掲げる男女共同参画を阻害する行為を行ってはならない。

- (1) 家庭、職場、学校、地域その他の社会のあらゆる分野における性別による差別的取扱い
- (2) 家庭、職場、学校、地域その他の社会のあらゆる分野におけるセクシュアル・ハラスメント
- (3) 配偶者(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。)に対する暴力行為(精神的苦痛を著しく与える行為を含む。)

第3章 男女共同参画の推進に関する基本的施策

(基本計画)

第10条 知事は、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、男女共同参画の推進に関する基本的な計画(以下「基本計画」という。)を定めなければならない。

- 2 基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画の推進に関する施策の大綱
 - (2) 前号に掲げるもののほか、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
- 3 知事は、基本計画を定めようとするときは、鹿児島県男女共同参画審議会の意見を聴かなければならない。
- 4 知事は、基本計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 5 前2項の規定は、基本計画の変更について準用する。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第11条 県は、男女共同参画に影響を及ぼすと認

められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画に配慮しなければならない。

- 2 県は、前項の施策を策定し、及び実施するに当たっては、県民の意見を反映させるよう努めるものとする。

(県民の理解を深めるための措置)

第12条 県は、広報活動等を通じて基本理念に関する県民の理解を深めるよう適切な措置を講ずるとともに、男女共同参画の推進に関する教育及び学習の充実に努めるものとする。

(調査研究)

第13条 県は、男女共同参画の推進に関する施策の策定に必要な調査研究を行うよう努めるものとする。

(県民等に対する支援)

第14条 県は、県民及び民間の団体が男女共同参画の推進に関して行う活動を促進するため、情報の提供その他の必要な支援を行うよう努めるものとする。

(県民等の申出)

第15条 県は、県が実施する男女共同参画の推進に関する施策又は男女共同参画に影響を及ぼすと認められる施策についての県民及び民間の団体からの申出があったときは、適切に処理するよう努めるものとする。

- 2 県は、第9条に規定する行為その他の男女共同参画を阻害する行為に関する県民及び民間の団体からの申出があったときは、関係機関と協力して適切に処理するよう努めるものとする。

(男女共同参画週間)

第16条 県民の間に広く男女共同参画についての関心と理解を深めるとともに、積極的に男女共同参画の推進に関する活動を行う意欲を高めるため、男女共同参画週間を設ける。

- 2 男女共同参画週間は、毎年7月25日から同月31日までとする。
- 3 県は、男女共同参画週間の趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めるものとする。

第4章 鹿児島県男女共同参画審議会

(審議会)

第17条 男女共同参画の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進に資するため、鹿児島県男女共同参画審議会(以下「審議会」という。)を設置する。

- 2 審議会は、次に掲げる事務を行う。

- (1) 基本計画に関し、第10条第3項に規定する事項を処理すること。
 - (2) 知事の諮問に応じ、男女共同参画の推進に関する基本的かつ総合的な政策又は重要事項を調査審議すること。
- 3 審議会は、前項に規定する事項に関し、調査審

資料編

議し、必要があると認めるときは、知事に対し、意見を述べることができる。

(組織)

第 18 条 審議会は、男女共同参画に関する識見を有する者のうちから知事が任命する委員 20 人以内をもって組織する。

2 男女いずれか一方の委員の数は、委員の総数の 10 分の 4 未満であってはならない。

(委員の任期)

第 19 条 委員の任期は 2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第 20 条 審議会に、会長及び副会長 1 人を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 21 条 審議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集する。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 会長は、会議の議長となり、議事を整理する。

4 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(専門部会)

第 22 条 審議会は、専門の事項を調査するため必要があると認めるときは、専門部会を置くことができる。

2 専門部会の委員は、審議会の委員のうちから会長が選任する。

(庶務)

第 23 条 審議会の庶務は、総務部県民生活局において処理する。

(委任)

第 24 条 この章に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、審議会が定める。

附則

1 この条例は、平成 14 年 1 月 1 日から施行する。

2 この条例の施行の際現に定められている男女共同参画の推進に関する県の基本的な計画であつて、男女共同参画の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るためのものは、この条例の規定により定められた基本計画とみなす。

附則(平成 21 年 3 月 27 日条例第 14 号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

(6) 志布志市ひとがともに輝くまちづくり条例

目次

前文

第1章 総則(第1条―第6条)

第2章 ひとがともに輝く社会の実現を阻害する行為の禁止等(第7条・第8条)

第3章 ひとがともに輝く社会の推進に関する基本的施策(第9条―第18条)

第4章 志布志市ひとがともに輝くまちづくり審議会(第19条―第24条)

第5章 雑則(第25条)

附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重及び法の下の平等がうたわれ、国際社会における取組とも連動しつつ、男女平等の実現に向けた様々な取組が着実に進められてきた。

本市においても、男女共同参画社会の形成を最重要課題の一つとし、「共生・協働・自立」の社会づくりを推進するために様々な施策に取り組んでいる。

しかしながら、セクシュアル・ハラスメント、ドメスティック・バイオレンス、性別による固定的な役割分担意識やこれを反映した社会通念、慣行等が依然として根強く存在するなど、男女共同参画社会の形成への妨げとなる多くの課題が残されている。一方、様々な人々が互いの違いを認め、理解し合うことの重要性は高まりを見せており、男女の性別にとらわれず、性的指向や性自認といった性の多様性を尊重し合い、全ての人が幸福を感じながら生きていける社会の実現が求められている。

このような状況を踏まえ、本市が将来にわたり活力あるまちづくりを進めていく上で、性別にかかわらずそこに生きる人の権利を尊重し合いながら、個性及び能力を十分に発揮し、いかなる場合でも対等な構成員として参画できる社会を実現することが重要である。

ここに、ひとがともに輝く社会の実現のための基本理念を定め、必要な取組を、市、市民及び事業者が一体となって総合的かつ計画的に推進するため、この条例を制定する。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、男女共同参画を推進し、及び多様な性を尊重する社会(以下「ひとがともに輝く社会」という。)の実現に関し基本理念を定め、市、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、ひとがともに輝く社会の形成に関する施策の基本となる事項を定めることにより、これを総合的かつ計画的に推進し、もって全ての人が性別等を理由

とした人権侵害や暴力を受けることなく、その個性及び能力を十分に発揮して自分らしく、幸せに生きることができる社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 男女共同参画 男女が社会の対等な構成員として、自らの意思によって、家庭、職場、学校、地域その他の社会のあらゆる分野(以下「社会のあらゆる分野」という。)における活動に参画する機会が確保され、政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うことをいう。
- (2) 市民 市内に居住する者、市内に勤務する者、市内に在学する者又は市内で活動する者をいう。
- (3) 事業者 営利を目的とするか否かを問わず、市内において事業活動を行う個人及び法人その他の団体をいう。
- (4) セクシュアル・ハラスメント 性的な言動により相手に不快感を与え、相手の学習環境、就労環境、その他生活環境を害し、又は不利益を与える行為をいう。
- (5) ドメスティック・バイオレンス 配偶者等相互に親密な関係にあり、又は親密な関係にあった者から振るわれる個人の尊厳を侵すような身体的、精神的、社会的、経済的又は性的な暴力をいう。
- (6) 性別等 生物学的な性別、性的指向、性自認及び性表現をいう。
- (7) 性的指向 どのような性を恋愛や性愛の対象とするかをいう。
- (8) 性自認 自らの性に対する自己認識をいう。
- (9) 性表現 自らの性をどのように表現するかをいう。

(基本理念)

第3条 ひとがともに輝く社会を実現するための取組は、次に掲げる基本理念にのっとり推進されなければならない。

- (1) 全ての人の個人としての尊厳が重んぜられるとともに、人権が尊重されること。
- (2) 全ての人が個人として能力を発揮する機会が確保され、自らの意思及び責任により多様な生き方を選択できること。
- (3) 全ての人が性的指向、性自認及び性表現による差別的取扱いを受けないこと。
- (4) 社会における制度又は慣行が、全ての人の社会活動の自由な選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されること。
- (5) 全ての人が社会の対等な構成員として、社会のあらゆる分野で方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されること。
- (6) 全ての人が、相互の協力及び社会の支援の下に、家庭生活、職場及び地域の一員としての役割を円滑に果たし、調和の取れた生活を営むことができること。
- (7) ひとがともに輝く社会を実現するための取組は、国際的協調の下に行われること。

(市の責務)

第4条 市は、前条に規定する基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、ひとがともに輝く社会の形成に関する施策を総合的に策定し、実施しなければならない。

- 2 市は、ひとがともに輝く社会を実現するための取組に当たっては、市民及び事業者と協働するよう努めるとともに、国及び他の地方公共団体と連携を図らなければならない。
- 3 市は、学校教育及び社会教育が、ひとがともに輝く社会の形成に果たす教育の重要性を認識し、基本理念に基づいた教育を行うよう志布志市教育委員会と連携を図らなければならない。

(市民の責務)

第5条 市民は、社会のあらゆる分野において基本理念にのっとり、ひとがともに輝く社会の実現に努めるものとする。

- 2 市民は、市が実施するひとがともに輝く社会の形成に関する施策に協力し、共に実現するよう努めるものとする。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、ひとがともに輝く社会の実現に努めるとともに、全ての人が家庭、職場及び地域における活動の調和の取れた生活を営むことができるよう、活動環境の整備に努めるものとする。

- 2 事業者は、市が実施するひとがともに輝く社会の形成に関する施策に協力し、共に実現するよう努めるものとする。

第2章 ひとがともに輝く社会の実現を阻害する行為の禁止等

(ひとがともに輝く社会の実現を阻害する行為の禁止)

第7条 何人も、社会のあらゆる分野において、直接

的であるか間接的であるかを問わず、いかなる場合においても次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 性別等を起因とする差別及び人権侵害
- (2) セクシュアル・ハラスメント
- (3) ドメスティック・バイオレンス

(公衆に表示する情報に関する留意)

第8条 何人も、公衆に表示する情報において、固定的な性別役割分担、ドメスティック・バイオレンスを助長する表現及びひとがともに輝く社会の実現を阻害するおそれのある過度の性的な表現を用いることがないよう十分に配慮しなければならない。

- 2 何人も、性的指向及び性自認の公表に関して、いかなる場合も強制し、若しくは禁止し、又は本人の意に反して公にしてはならない。

第3章 ひとがともに輝く社会の推進に関する基本的施策

(推進基本プラン)

第9条 市長は、ひとがともに輝く社会の形成に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための基本的な計画(以下「推進基本プラン」という。)を策定するものとする。

- 2 市長は、推進基本プランを策定又は変更するに当たっては、第19条第1項に規定する志布志市ひとがともに輝くまちづくり審議会の意見を聴かななければならない。

- 3 市長は、推進基本プランを策定又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第10条 市は、ひとがともに輝く社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、この条例に規定する基本理念等に配慮しなければならない。

- 2 市は、前項の施策を策定し、及び実施するに当たっては、市民の意見を反映させるよう努めるものとする。

(推進体制の整備)

第11条 市は、ひとがともに輝く社会の形成に関する施策を実施するために、法制上又は財政上の措置を講ずるとともに、必要な体制の整備を図るものとする。

(市民等の理解を深めるための措置及び調査研究)

第12条 市は、基本理念に関する市民及び事業者の理解を深めるため、広報啓発活動等を行うとともに、教育及び学習機会の充実に努めるものとする。

- 2 市は、ひとがともに輝く社会の実現に関して必要な調査研究並びに情報の収集及び提供を行うものとする。

(市民等への支援)

第13条 市は、全ての人が性別にかかわらず家庭生活における活動及び社会における活動の調和の取れた生活を営むことができるよう、情報の提

- 供その他の必要な支援を行うよう努めるものとする。
- 2 市は、ひとがともに輝く社会の実現に関する取組を行う市民及び事業者に対し、必要な支援を行うものとし、あらゆる教育の場において、誰もが平等に参画できる社会を支える意識の形成を図るために必要な支援を行うものとする。

(防災分野における男女共同参画等の推進)

第 14 条 市は、防災、災害対応、復興その他の災害に関するあらゆる場面において、男女共同参画及び多様な性の尊重の視点を取り入れた施策及び被災者支援を行うよう努めるものとする。

(DV対策基本プラン)

第 15 条 市長は、ドメスティック・バイオレンスの防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画(以下「DV対策基本プラン」という。)を策定するものとする。

- 2 市長は、DV対策基本プランを策定又は変更するに当たっては、第 19 条第1項に規定する志布志市ひとがともに輝くまちづくり審議会の意見を聴かなければならない。
- 3 市長は、DV対策基本プランを策定又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(女性活躍推進計画)

第 16 条 市長は、女性の職業生活における活躍の推進のための施策の実施に関する基本的な計画(以下「女性活躍推進計画」という。)を策定するものとする。

- 2 市長は、女性活躍推進計画を策定又は変更するに当たっては、第 19 条第1項に規定する志布志市ひとがともに輝くまちづくり審議会の意見を聴かなければならない。
- 3 市長は、女性活躍推進計画を策定又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(年次報告)

第 17 条 市長は、毎年、推進基本プランに基づいた施策の実施状況に関する報告書を作成し、これを公表するものとする。

(市民等の申出)

第 18 条 市は、市が実施するひとがともに輝く社会の形成に関する施策の推進に影響を及ぼすものとして、市民等からの申出があったときは、適切に処理するものとする。

- 2 市は、性別等による差別的取扱い、セクシュアル・ハラスメント、ドメスティック・バイオレンスその他のひとがともに輝く社会の実現を阻害する行為に関し、市民等からの申出があったときは、関係機関と連携して、適切に処理するものとする。

第4章 志布志市ひとがともに輝くまちづくり審議会

(志布志市ひとがともに輝くまちづくり審議会)

第 19 条 ひとがともに輝く社会の形成に関する施策

の総合的かつ計画的な推進に資するため、志布志市ひとがともに輝くまちづくり審議会(以下「審議会」という。)を置く。

- 2 審議会は、次に掲げる事項について調査審議する。
- (1) 推進基本プランに関し、第9条第2項に規定する事項
 - (2) DV対策プランに関し、第 15 条第2項に規定する事項
 - (3) 女性活躍推進計画に関し、第 16 条第2項に規定する事項
 - (4) 市長の諮問に応じ、ひとがともに輝く社会の形成に関する基本的かつ総合的な施策又は重要事項
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項
- 3 審議会は、前項各号に規定する事項に関し必要があると認めるときは、市長に対し提言することができる。

(審議会の組織)

第 20 条 審議会は、委員 20 人以内で組織する。

- 2 男女いずれか一方の委員の数は、委員の総数の 10 分の4未満とならないよう努めるものとする。
- 3 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。
- (1) 市内に居住する者で、公募に応じたもの
 - (2) 関係団体から推薦された者
 - (3) 学識経験者
 - (4) 前3号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

(任期)

第 21 条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第 22 条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 23 条 審議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集する。

- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。
- 3 会長は、会議の議長となり、議事を整理する。
- 4 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 5 会長は、必要と認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、その意見を聴くことができる。

(庶務)

第 24 条 審議会の庶務は、コミュニティ推進課において処理する。

第5章 雑則

(委任)

第 25 条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に策定されている推進基本プランは、第9条第1項の規定により策定された推進基本プランとみなす。

3 この条例の施行の際現に策定されているDV対策基本プランは、第 15 条第1項の規定により策定されたDV対策基本プランとみなす。

4 この条例の施行の際現に策定されている女性活躍推進計画は、第 16 条第1項の規定により策定された女性活躍推進計画とみなす。

3 用語解説

英文字

DV

(Domestic Violence) 家庭内における暴力行為。特に、配偶者や恋人など近い関係にある異性への暴力。身体的な暴力行為のほか、精神的・性的暴力も含む。ドメスティック・バイオレンス。配偶者間暴力。

LGBTQ+

☞ 性的少数者

M字カーブ現象

日本における女性の年齢階級別労働力率をグラフで表したときに描かれる M 字型の曲線をいう。出産・育児期にあたる 30 歳代で就業率が落ち込み、子育てが一段落した後には再就職する人が多いことを反映している。2020 年(令和 2 年)には、政府の有識者懇談会「選択する未来 2.0」中間報告に初めて「L字カーブ」という表現が登場した。女性の正規雇用率が 20 代後半に 5 割を超えてピークに達した後、一貫して下がり続ける様子を指した言葉となっている。

SOGIE

性的指向(好きになる性)、性自認(心の性)、ジェンダー表現(性の表現)それぞれの英訳のアルファベットの頭文字を取った、人の属性を表す略称。異性愛の人なども含め、すべての人が持っている属性。LGBTQ+が「どんな人」であるかを表すのに対し、SOGIE は「性の要素そのもの」を表しているという違いがある。

WLB

☞ ワーク・ライフ・バランス

あ行

一般世帯

1985 年(昭和 60 年)以降の国勢調査では、世帯の分類である「一般世帯」を次の①～③のように定義している。①住居と生計を共にしている人の集まり又は一戸を構えて住んでいる単身者。(ただし、これらの世帯と住居を共にする単身の住み込みの雇人については、人数に関係なく雇主の世帯に含める。)、②①の世帯と住居を共にし、別に生計を維持している間借りの

単身者又は下宿屋などに下宿している単身者、③会社・団体・商店・官公庁などの寄宿舎、独身寮などに居住している単身者。

インクルージョン

包摂、包含、一体性。多様な人々が対等に関わりあいながら一体化している状態をいう。

か行

家庭教育学級

保護者が家庭教育に関する学習を一定期間にわたって計画的・継続的かつ集団的に行う事業。必要な現代的課題等について学び、仲間づくりやコミュニティを形成することにより、子どもたちの健やかな成長を促進する。

慣行

古くからのならわしとして行われること。また、普段習慣として行うこと。

キャリア教育

個人が社会人・職業人として自立するため、必要な能力や態度、意欲を形成・向上させるための教育をいう。特定の職業に必要な専門能力を養成する教育のほか、広い範囲の職業に通用するスキル(語学やパソコンなど)を修得させる教育やキャリア開発の手法を学ばせる教育も含まれる。近年は、将来を担う若者に望ましい職業観や勤労観を身につけさせ、主体的に進路を選択できる能力を育むといった意味合いが強くなっている。

高度経済成長期

日本経済が飛躍的に成長を遂げたいわゆる高度経済成長期は、1954 年(昭和 29 年)12 月から 1973 年(昭和 48 年)11 月までの約 19 年間を指す。この間には「神武景気」や「数量景気」、「岩戸景気」、「オリンピック景気」、「いざなぎ景気」、「列島改造ブーム」と呼ばれる好景気が立て続けに発生した。

コミュニティ・ビジネス

地域の住民を中心に組織し、企業や行政機関の対応しにくい、生活者の需要を掘り起こして展開する事業。収益を上げるだけでなく、社会奉仕の要素も強く、介護・子育て・教育・まちづくり・資源リサイクルなどの分野がある。CB。

コロナ禍

新型コロナウイルス感染症の流行によって引き起こされる、さまざまな災い。感染症自体だけでなく、それを抑止するための行動制限、社会・経済活動の自粛や停滞、人々の疑心暗鬼なども、広く含む。

さ行

ジェンダー

(Gender)生物学的な性差をセックスというのに対して、社会的、文化的に形成された男女の違いをジェンダーと呼ぶ。近代の日本においては、男は社会で働き、女は家庭を守るという性的分業が教育を通して刷り込まれ、女性にとっては社会で活動しにくい差別的な環境が形成されてきた。

児童虐待

子供に意図的に身体的・精神的苦痛を与える行為。1970年代まではもっぱら身体的虐待を指していたが、今日では性的虐待、育児放棄、情緒的虐待(ことばによる虐待や心的外傷を残すような懲罰など)を含む。また世界保健機関WHOは、商業的その他の搾取(児童労働や児童売春など)を児童虐待の範疇に加えている。

社会通念

社会一般に通用している常識または見解。

少子高齢化

出生率が低下する一方、平均寿命が伸びたことによって、人口全体に占める子供の割合が低下し、高齢者の割合が高まること。

消費生活相談員

国や地方公共団体などが行う消費相談業務に携わる者に求められる資格の一つ。国民生活センターや地方自治体に置かれた消費生活センターなどの相談窓口で相談に対応し、問題の解決を支援する。独立行政法人国民生活センターが認定する公的資格である。消費生活専門相談員。

女性人材リスト

志布志市では、性別にかかわらず、お互いを尊重しながら、個性と能力を十分に発揮し、共に参画できる男女共同参画社会の実現を目指すため、より多くの女性に政策・方針決定の場へ参画促進を目的として、さまざまな分野にわたる「女性の人材登録制度」を実施している。登録者の対象者は次のとおり。①市内に在住、

勤務する18歳以上の女性。②市政に関心があり、本市の審議会等の委員として活躍する意欲がある人。③各分野(男女共同参画/地域活動/生活・環境/福祉/医療・健康/教育/経済/政治・行政/文化・スポーツ/国際/歴史/農業/情報・通信/人権/まちづくり/子育て/防災等)に関心のある人。④本市の一般職員、常勤の特別職の職員または地方公共団体の議会議員及び国会議員でない人。なお、女性人材リストに登録された場合、市の政策・方針等の決定過程となる審議会等の委員の候補者となり、審議会等の担当課からの依頼を受け、就任した場合は審議会等へ委員として参画してもらおう仕組みとなっている。

女性に対する暴力をなくす運動

毎年11月12日から11月25日(女性に対する暴力撤廃国際日)までの2週間をいう。地方公共団体、女性団体その他の関係団体との連携、協力の下、社会の意識啓発など、女性に対する暴力の問題に関する取組を一層強化し、女性に対する暴力の根底には、女性の人権の軽視があることから、女性の人権の尊重のための意識啓発や教育の充実を図る。

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律

パートやアルバイトを含む常勤労働者を一定数以上雇用している政府、自治体、民間企業などに女性の活躍に向けた行動計画の策定を義務づけた法律。2015年(平成27)に成立し、2016年4月1日に施行された。10年間の時限立法である。

新型コロナウイルス感染症

COVID-19。2019年(令和元年)12月に報告された新型コロナウイルスによる、肺炎などの感染症。中国の湖北省武漢市で発生し、日本を含む世界各地に広がった。頭痛・高熱・倦怠感・肺炎などインフルエンザに似た症状を呈する。

人権週間

毎年12月4日から12月10日(国連が定める「人権デー」)をいう。法務省などが中心となり、1948年に国際連合で採択された世界人権宣言の趣旨と重要性を伝え、人権尊重思想を啓発する活動を行う。

ストーカー

「そっと獲物を追う人」の意で、特定の相手を執拗につけ回す人をいう。単に好意を抱いた人を追い回すにとどまらず、病的な電話攻勢をかけたり、家宅侵入や暴行・傷害ときには殺人など犯罪に発展することもある。

生活・介護支援サポーター

地域において高齢者の生活や介護サービスの質の向上を図る。市内に住所を有し、市が実施する生活・介護支援サポーター養成研修を修了した者のうちから市長が委嘱する。

生活困窮者自立支援事業

生活困窮者に対し、福祉事務所設置自治体が自立相談支援事業や住宅確保給付金の支給などを行う制度。2015年(平成27)4月から実施された。支援対象の生活困窮者とは、現時点では生活保護を受けていないが、生活保護を受けるに至るおそれがある人で、自立が見込まれる人である。単に経済的な問題だけでなく、日常生活や社会生活を送るうえで多様な問題を抱えた人が対象。従来の生活保護制度とは異なる対象者に対して新たな支援体制を設けることにより、就労にかかわる課題や、心身の不調、家計や家族の問題などについて、生活困窮者の課題を幅広く受け止める、もう一つのセーフティネットともよばれる。

性自認

自らの性に対する自己認識のこと。ジェンダー・アイデンティティ、心の性ともいう。

性的指向

その人の恋愛感情や性的関心が、どの性別を対象にしているかということ。好きになる性ともいう。

性的少数者

同性に恋愛感情をもつ人や、自分の性に違和感がある人などのこと。「異性を愛するのが普通だ」とか、「心と体の性別が異なることなどない、性別は男と女だけである」としている人からみて少数者という意味である。セクシャルマイノリティともいう。

生理的貧困

経済的な理由などで、生理用品を十分に入手できないことを指す。支援を求める声が高まり、地方公共団体では無料提供などの取組が行われている。

セクシュアル・ハラスメント

性的嫌がらせのこと。とくに問題とされているのは、職場において男性の上司などから女性が性的言動の対象とされ、不利益や悪影響を受ける場合である。1980年ごろから、女性の尊厳・人権を侵害する重大な問題であるとして社会問題化しており、日本では「セクハラ」と略されて広く使われるようになった。1999年(平成

11年)4月からは、改正「男女雇用機会均等法」の施行によってその防止が事業主に義務づけられた。

た行

ダイバーシティ

(Diversity)直訳すると多様性を意味し、集団において年齢や性別、人種、宗教、趣味嗜好などさまざまな属性の人が集まった状態のことをいう。元々はアメリカにおいてマイノリティや女性の積極的な採用、差別ない処遇を実現するために広がったもの。その概念が広がりを見せ「多様な働き方」を受容する考え方として使われるようになった。日本においては、人種、宗教等よりは、性別、価値観、ライフスタイル、障害等の面に注目した多様性として捉えられている傾向がある。

多文化共生社会

国籍や民族などの異なる人々が、互いの文化的な違いを認め合い、対等な関係を築こうとしながら、地域社会の構成員として共に生きていくこと。

男女共同参画社会

男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的および文化的利益を享受することができ、かつ、ともに責任を担うべき社会をいう。

男女共同参画社会基本法

男女平等を推進するべく、1999年(平成11年)に施行された日本の法律。男女が、互いにその人権を尊重しつつ、能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の実現のために作られた。所管官庁は内閣府。

地方創生

人口減や東京一極集中、都市と地方の経済格差に歯止めをかけ、地方を活性化すること。

デートDV

交際相手から受ける暴力のこと。殴る蹴る、性行為を強要するといった身体的な暴力だけでなく、交友関係を制限したり通話等の履歴をチェックしたりするような精神的な暴力や、交際費を払わせるなどの経済的な暴力まで含まれる。

ドメスティック・バイオレンス

☞ DV

な行

認知症カフェ

認知症の人やその家族、地域住民、介護や福祉などの専門家などが気軽に集い、情報交換や相談、認知症の予防や症状の改善を旨とした活動などのできる場所。自治体や病院、高齢者施設、特定非営利活動法人(NPO)などによって運営される施設で、数百円の利用料や茶菓代を支払うだけで利用できる。主に初期段階の認知症や若年性認知症、軽度認知障害(MCI)の人などを対象としており、本人や家族が認知機能の低下にいち早く気づき、早めに対策を講じて症状の進行を遅らせることを重視している。そのため、介護保険サービスを受けていない人がおもな対象となる。

は行

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等

に関する法律

配偶者や恋人による暴力を防止することを目的とした法律。被害者は裁判所に保護命令を申し立てることができ、それに違反した加害者である配偶者は1年以下の懲役または100万円以下の罰金に処せられる。平成13年(2001年)4月成立。配偶者暴力防止法。DV法。

配偶者出産休暇

配偶者の出産の際に、病院の入院・退院、出産等の付添い等のために男性労働者に与えられる休暇。

ハラスメント

(Harassment)「いじめ」「嫌がらせ」と訳される言葉。広義には「人権侵害」を意味し、性別や年齢、職業、宗教、社会的出自、人種、民族、国籍、身体的特徴、セクシュアリティなどの属性、あるいは広く人格に関する言動などによって、相手に不快感や不利益を与え、その尊厳を傷つけることをいう。

フリーランス

(Free Lance)特定の会社や団体に専属せず仕事に応じて自由に契約する職種をいう。

ま行

ママカフェ

育児から再就職を目指す女性のための情報提供及び、企業とのマッチングイベント。講師による再就職に向けたセミナーのほか、育児中の女性の雇用に積極的な企業の担当者と面談し、育児等へのサポートの説明や就職相談も行われる。

民生委員(民生委員・児童委員)

要保護者の保護指導にあたり、社会福祉の増進に努めることを任務とする名誉職。市・特別区・町・村に置かれる。任期は3年、都道府県知事・指定都市および中核市の市長の推薦によって、厚生労働大臣(もとは厚生大臣)が委嘱。児童委員を兼任する。

メディア・リテラシー

テレビ番組や新聞記事などメディアからのメッセージを主体的・批判的に読み解く能力。リテラシーというのは「読み書き能力」のことで、読む力と同時に書く力も含む。情報を鵜呑みにせず、どのような意図で作られ、送りだされているかを自分の頭で判断する。そしてそれを通じて自ら情報発信する力を身につける。情報リテラシーとほぼ同じ意味で使われている。

メンタルヘルス

(Mental Health)心の健康。精神衛生。

ら行

ライフサイクル

(Life Cycle)もともとは人間の生活周期を指し、人間の一生にみられる規則的な繰り返し現象に着目し、結婚に始まる家族の形成→膨張(拡大)→縮小→消滅という過程を周期的にとらえる考え方のことである。

ライフステージ

(Life Stage)人間の一生における各段階。特に、人の一生を年齢によって幼年期・少年期・青年期・壮年期・老年期などに区分した、それぞれの時期。

リプロダクティブ・ヘルス/ライツ

(Reproductive Health/Rights)妊娠・出産・避妊などについて、個人、特に女性自らが決定権をもつという考え。1994年(平成6年)の国際人口開発会議で確立された。性と生殖に関する健康と権利。

わ行

ワーク・ライフ・バランス

「仕事と生活の調和」の意味で、働きながら私生活も充実させられるように職場や社会環境を整えることを指す。日本では人口減少社会の到来や少子化の進展を踏まえ、次世代の労働力を確保するため、仕事と育児の両立や多様な働き方の提供といった意味で使われることが多い。WLB。

第4次志布志市ひとがともに輝くまちづくりプラン

(第4次志布志市男女共同参画計画／第2次志布志市女性活躍推進計画／第3次志布志市DV対策基本プラン)

令和5年3月 志布志市役所

〒899-7192 鹿児島県志布志市志布志町志布志二丁目1番1号

 099-472-1111  099-473-2203

 <https://www.city.shibushi.lg.jp/>